

広島県 薬剤師会誌

2016

隔月発行

5

No.263



第47回 広島県薬剤師会臨時総会開催

ヒヤリ・ハットエビデンス情報 広島県モバイルDI室・事例報告⑭



公益社団法人
広島県薬剤師会



第49回 日本薬剤師会学術大会

The 49th JPA Congress of Pharmacy & Pharmaceutical Science in Aichi

会期：2016年10月9日(日)・10日(月・祝)

会場：名古屋国際会議場・名古屋学院大学

主催：公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 愛知県薬剤師会



プロフェッショナルを追求する ～Best and beyond～

開催概要

- 大会名 第49回日本薬剤師会学術大会
- 会期 2016年10月9日(日)～10日(月・祝)
- 会場 名古屋国際会議場
〒456-0036 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1
名古屋学院大学 名古屋キャンパス白鳥学舎
〒456-0036 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-25
- 主催 公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 愛知県薬剤師会
- 大会運営委員長 村松 章伊(一般社団法人愛知県薬剤師会 会長)

一般演題募集

演題募集期間

2016年3月15日(火)AM11:00 ~ 6月9日(木)AM11:00

応募資格

応募者と発表者は同一人とし、日本薬剤師会会員に限ります。

但し、入会手続き中の方、共同発表者および薬学生はその限りではありません。

※詳細はホームページをご覧ください。 <http://convention.jtbcom.co.jp/49jpa/>

広島県薬剤師会誌目次

No.263

第47回広島県薬剤師会臨時総会開催される	2
公益社団法人広島県薬剤師会平成28・29年度 代議員選挙結果の告示について	6
「モバイルDI室/症例・DI検討会」事業説明会	7
日本薬剤師会平成27年度学校薬剤師部会全国担当者会議学校の給水施設の管理状況調査について	8
日本薬剤師会地域医療・地域保健担当者全国会議	11
平成27年度健康ひろしま21推進協議会	12
広島国際大学薬学部卒後教育研修会	13
学校環境衛生検査技術講習会の伝達講習会	14
日本中毒情報センター中毒110番研修	16
平成27年度第3回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会	17
健康づくり支援に関する講演会～健康食品に関する正しい知識の普及を目指して～	18
平成27年度医薬分業指導者協議会	19
薬剤師認知症対応力向上研修伝達講習会	21
第9回核戦争防止国際医師会議（IPPNW）北アジア地域会議HICARE被爆70年事業国際シンポジウム	22
広島県緩和ケア支援センター平成27年度第2回地域在宅緩和ケア推進協議会	23
地域・職域会長協議会	24
平成27年度禁煙支援アドバイザー講習会	25
第1回県民が安心して暮らせるための四師会協議会	27
日本薬剤師会第86回臨時総会	28
在宅医療支援車（モバイルファーマシー）説明会	29
平成27年度日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会	30
平成27年度復職支援研修会報告	31
中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議	32
平成27年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会	33
平成27年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会	34
広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会	38
広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携推進専門委員会	39
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	40
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	43
行政だより	53
地域薬剤師会だより／諸団体だより	80
研修だより	90
広島県モバイルDI室・事例報告⑭／薬事情報センターのページ	95
お薬相談電話事例集No.99／安全性情報 No.331	100
検査センターだより／ひろしま桔梗研修会	102
薬剤師の休日／薬局紹介⑮	104
書籍等の紹介／告知板	106
保険薬局ニュース／薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

表紙写真 カタクリ（ユリ科）

球根から取れるデンプンは病後の滋養強壮に用いられてきましたが自生地が少なくなり利用されなくなりました。北海道や東北では葉をおひたしにして食用にします。里山の林床に自生し群落を形成します。葉に鹿の子模様があるので万葉集では「かたかご」と詠まれています。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：広島市

第47回 広島県薬剤師会臨時総会開催される

— 平成28年度事業計画・収支予算決定、役員改選会長候補者に豊見雅文氏を1選 —

第47回広島県薬剤師会臨時総会は、去る3月27日（日）午後1時から、広島県薬剤師会館において開催された。

会議は中川潤子常務理事の司会のもと開会され、渡邊英晶副会長の開会の辞を以て開会された。

次に、平成27年度の物故会員に対して、ご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

次に、議長・副議長が着席され、出席代議員数の確認があり、出席代議員数が67名であり、定款第20条に規定する2分の1の定足数に達しているので、会議の成立宣言があり、直ちに開会された。

会期を、1日（27日）と決定、続いて、議事録署名人に坂本徹代議員（広島）、竹下武伸代議員（大竹）を議長指名によって選任された。

次に、会長演述に移り、前田泰則会長から別掲のとおり演述があった。

次に、議案等の審議に入り、直ちに報告事項7件、議案第14件を一括上程議題とし、次のとおり各担当理事等から報告事項の説明並びに議案の提案理由の説明が行われた。

（報告事項の説明）

1. 報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
(竹本貴明日薬代議員)
2. 報告第2号 平成27年度会務及び事業執行状況報告
(公衆衛生) (野村祐仁副会長)
(村上信行副会長) (木平健治副会長)
3. 報告第3号 平成27年度事業執行状況報告 (検査)
(大塚幸三副会長)
4. 報告第4号 平成27年度事業執行状況報告 (会館)
(野村祐仁副会長)
5. 報告第5号 平成27年度事業執行状況報告 (共益)
(野村祐仁副会長)
6. 報告第6号 事業用定期借地権設定契約書について
(前田泰則会長)
7. 報告第7号 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則
(野村祐仁副会長)

以上の報告事項の説明終了後、暫時休憩した。

＜休憩 午後2時5分、再会 午後2時15分＞

会議再開後、引き続き各議案の提案理由の説明が、次のとおり行われた。

（提案理由の説明）

1. 議案第1号 平成27年度補正予算書 (案)
(谷川正之常務理事)
2. 議案第2号 平成27年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について (案)
(谷川正之常務理事)

3. 議案第3号 平成28年度事業計画 (公衆衛生) (案)
(野村祐仁副会長) (村上信行副会長)
(木平健治副会長)
4. 議案第4号 平成28年度事業計画 (検査) (案)
(大塚幸三副会長)
5. 議案第5号 平成28年度事業計画 (会館) (案)
(野村祐仁副会長)
6. 議案第6号 平成28年度事業計画 (共益) (案)
(野村祐仁副会長)
7. 議案第7号 平成28年度会費額の件 (案)
(谷川正之常務理事)
8. 議案第8号 平成28年度収支予算書 (案)
(谷川正之常務理事)
9. 議案第9号 平成28年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 (案)
(谷川正之常務理事)
10. 議案第10号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程(案) (野村祐仁副会長)
11. 議案第11号 公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程 (案)
(村上信行副会長)
12. 議案第12号 公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程(案) (谷川正之常務理事)
13. 議案第13号 公益社団法人広島県薬剤師会施設設備整備に伴う助成貸付規程 (案)
(村上信行副会長)
14. 議案第14号 選挙管理委員会委員の選任について(案)
(野村祐仁副会長)

以上の提案理由の説明終了後、休憩した。

＜休憩 午後3時5分、再開 午後3時15分＞

会議再開後、質問に入り、各代議員から活発なる質問・質疑があり、理事者との間に極めて熱心な討議が行われた。

その質問・質疑は次のとおりである。

- 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会について
- 審議のすすめかたについて
- 建設費について
- 県歯科医師会の件について等

質疑終了後、採決が行われ、各報告事項についてはいずれも原案のとおり承認され、議案第1号～14号についても原案のとおり可決された。

以上で議事を終了し、大塚幸三副会長の閉会の辞を以て閉会された。

次に、役員等の選挙について、本年6月総会終了時をもって任期満了となる、本会会長、監事選挙について、

小松博選挙管理委員会副委員長から、説明があり、監事については定数を超えていないため、無投票により当選人を決定した。また、会長候補者については、定数を超えたため選挙を行った。結果は次のとおり。

(広島県薬剤師会会长候補者選挙)

当選 豊見雅文氏(広島佐伯)

(広島県薬剤師会監事選挙)

当選 岡田甫氏(広島)

当選 菊一瓔子氏(広島)

<閉会 午後6時15分>

《前田会長演述》

皆さん、こんにちは。会長の前田でございます。

先ほど、渡邊副会長が大分しゃべっていただいたので、あんまり話すことがなくなってしまいましたけれども、御挨拶申し上げたいと思います。

本日、3月最後の日曜日であり、お花見日よりもあります。そのような日でも公益社団法人広島県薬剤師会臨時総会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、報告議案等が山積していますので、円滑なる御審議をお願い申し上げます。

さて、今年4月1日から新たな調剤報酬体系がスタートします。20日、21日と説明会等、御参加されたと思うんですが、大変厳しい内容であり、また2年後もより一層厳しくなるのではないかということが予感されています。先ほど、じほう社の記事も見ておりましたけれども、厚生労働省の保険局医療課の中井薬剤管理官、いろいろお話をされております。2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の中で患者と薬剤師、医療、介護関係職種と薬剤師と顔の見える関係を構築するため、調剤報酬上にかかりつけ薬剤師を定義づけたということが、今回、目玉になっているというふうに捉えておられます。

また、このかかりつけ薬剤師制度の導入の意義が今後どう生かされるかは、常に薬剤師である我々が患者さんを意識して対応することが大切であり、物から人への評価へという方向より明確にしてきたということではないでしょうか。分業批判があっても自分の薬局は違うぞと、薬剤師は違うんだということを反論として自然と出てくるように頑張っていただきたいということだと思います。患者さん本位の医薬分業の実現に向けて、やはりかじを切る必要があると思います。

また、平成28年3月16日、この会館建設にとりまして一つの区切りとなりました、広島市都市整備局都市機能調整部によるエリアマネジメント推進調整会議、ちょっと長いんですけども、その会議に本会の会館建設並び



に北側敷地の有効活用が検討され、全員一致で設計及び建築計画が承認されました。審査員は中国財務局、広島県、広島市、JR西日本、都市再生機構の5団体から構成されます。本日は、あい設計、大和ハウス工業さんの御了解のもと、図面等を提示させていただきました。一連の資料はそれぞれ会社の特許でありますので、くれぐれも情報漏えい等の事件にならないように大切にお取り計らいいただきたいと思います。

今後のスケジュールとしましては、広島市都市整備局都市機能調整部として、6月か7月に向けて都市計画審議会、都計審というんですけども、にかけるべく日程調整及び図面等のより精細な検討をされることになろうかと思います。図面等は13ページ、それから評価表が別についております。配席図に中国財務局、広島県、広島市、JR西日本、都市計画再生機構という5団体構成になっております。二葉の里地区まちづくりガイドラインに沿ってより詳細な検討が加わり、建築許可へ進んでまいります。普通、家を建てるときは建築許可だけでいいんですが、医療福祉ゾーンとしての二葉の里地区は、まちづくりのガイドラインというものがあります。そこに沿って会館と各施設の許認可をしているということあります。

まちづくりと会館等の中身のあり方は今後の大切な課題となります。会営薬局、在宅医療薬剤師支援事業、下の駐車場に置いてありますモバイルファーマシー等の活用、また、各種研修事業の取りまとめ等を公益社団法人広島県薬剤師会が先頭に立って牽引していくこうと思っております。新薬剤師会館が県医師会館、県歯科医師会館との組織的な連携のもとに地域包括ケアの一助となりますように、薬剤師の将来の夢を次の世代にも託せるように、公益社団法人広島県薬剤師会、その公益性を広島県民により一層御理解いただけるように祈念して挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。(拍手)



第47回広島県薬剤師会臨時総会出席者名簿 (平成28年3月27日(日))

代議員議席表

議席番号	氏名	地域・職域名	議席番号	氏名	地域・職域名
1	池田 康彦	広 島	39	呑田 敬三	広島佐伯
2	今田 哲生	"	40	長谷川 項一	"
3	岩本 義浩	"	41	竹下 武伸	大 竹
4	岡田 甫	"	43	藤山 りさ	甘 日 市
5	形部 宏文	"	44	渡邊理恵子	"
6	河内 一仁	"	45	出口 正光	東 広 島
7	坂本 徹	"	46	小埜真理子	"
9	高橋 強	"	47	島崎 一郎	"
10	高村 豊至	"	49	藤政 智栄	"
11	武末 玲子	"	50	明田 丈之	呉
12	長坂 晋次	"	51	佐々木一仁	"
13	中野 真豪	"	52	佐々木拓也	"
14	永野 孝夫	"	53	中嶋 都義	竹 福
15	野村 伸昭	"	54	平本 敦大	原 山
16	野村真由美	"	55	横田 直典	"
17	細田 正紀	"	56	神田 信吾	"
18	前田 修一	"	58	井上 真	"
19	宮本 一彦	"	61	作田 利一	三 原
20	森川 悅子	"	63	田口 直子	尾 道
21	山内 純子	"	64	萩原 謙二	島 次
22	吉川 勇人	"	65	松本久二子	"
23	秋本 浩志	安 佐	66	山岡恵美子	因 三
26	木村 昌彦	"	68	常盤 周作	行 政
27	貞永 昌夫	"	69	中村 勇樹	"
28	下田代幹太	"	70	肥後 克彦	"
29	峠 文子	"	71	麻生 裕司	"
30	土井 郁郎	"	72	下田 篤子	"
31	徳尾 節子	"	73	横田いつ子	"
32	皮間壽美子	安 芸	75	津国 美香	"
33	長坂 晃治	"	76	清原 厚子	"
34	西原 昌幸	"	77	杉田 善信	"
35	畠山 厚	"	79	有馬 明彦	"
37	池田 和彦	広島佐伯	80	松岡 俊彦	"
38	樽谷 嘉久	"			

役 員

氏名
会長 前田 泰則
副会長 木平 健治 大塚 幸三 野村 祐仁 村上 信行 渡邊 英晶
専務理事 豊見 雅文
常務理事 青野 拓郎 有村 健二 井上 映子 小林 啓二 重森 友幸 谷川 正之 豊見 敦 中川 潤子 二川 勝 政岡 醇 松村 智子
理事 奥本 啓 竹本 貴明 田辺 ナオ 多森 繁美 林 真理子
監事 水戸 基彦 菊一 瓜子

地域・職域会長

支部名	氏名
広 島	野村 祐仁
安 佐	下田代幹太
安 芸	二川 勝
広島佐伯	樽谷 嘉久
大 竹	竹下 武伸
甘 日 市	渡邊 英晶
呉	大塚 幸三
竹 原	井上 俊則
原 山	村上 信行
原	多森 繁美
道 次	田辺 ナオ
三	杉田 善信

日薬代議員

氏名
青野 拓郎
村上 信行
前田 泰則
竹本 貴明

選挙管理委員会委員

氏名
荒川 隆之
串田 慎也
小松 博
森田 強三
山本 和彦

オブザーバー

氏名
吉峯総合法律事務所
大井倫太郎 弁護士
(株)じほう
藤田 昌吾

第47回広島県薬剤師会臨時総会を終えて



中川潤子常務理事による司会で始まり、渡邊英晶副会長の開会の辞が述べられました。薬剤師綱領、物故会員の黙とうと続き、議長席に河内一仁氏、副議長席に下田代幹太氏が着席しました。議事が進められました。出席代議員数の確認がされ議会は成立し会期も一日とされました。議事録署名人も選出されその後会長演述がありました。

報告第1号から報告第7号、議案第1号から議案第14号まで一括上程され承認されました。そして、各担当理事から説明がされました。その後、質疑応答が行われました。



まず、はじめに高度管理医療機器等の研修会について開催場所を多くしてほしいとの要望が出され検討する旨の返答がありました。つぎの質問は会館建設です。これは、当初から質問等多い事項でした。今回も審議の進め方など会館建設について理事の間、代議員の間で説明の足りないことについて質問するが多くありました。担当理事等による資料も多く出され説明もされましたが、正直私たち代議員には時系列での内容がわかりませんでした。

会館建設は進んでいますが薬剤師会員、特にこれから薬剤師が未永く使っていくものですから、三師会など関係各機関にも後々問題の残らないようにしてもらいた

大竹支部 竹下 武伸

く、また、これから薬剤師が使いやすい会館に造っていくものだと思います。今後も会館建設はいろいろな多くの意見を出し合って、開かれた会議であることを望みます。

最後に報告第1号から報告第7号まで賛成多数で承認されました。議案第1号から議案第14号まで賛成多数で可決されました。



その後、議長は、会長候補者及び監事について上程議題とし監事は定員2名に対し2名のため無投票当選しました。会長候補者は1名に対し2名が出ましたので選挙となりました。選挙の結果、豊見雅文氏が会長候補者として選ばれました。監事は岡田甫氏と菊一瓔子氏が選ばれました。

今回の臨時総会は問題多き会議であったとも言えます。

大竹支部は小さな支部ですが、広島支部と同じにやってくれと言われてもできるものではありません。

今まででは、上からの掛け声で物事を進めてきていますが、各支部、各市によって内容も違っていますし進め方も違います。条件の整った支部もあればそうでない支部もあります。支部の母体である県薬はそれをよく理解して運営にあたっていただきたいと思います。

最後は、要望となりましたが今回の臨時総会は支部運営においてもよい勉強となりました。

公益社団法人広島県薬剤師会 平成28・29年度 代議員選挙結果の告示について

平成28年3月27日

公益社団法人広島県薬剤師会

会長 前田 泰則

平成28年1月23日告示の公益社団法人広島県薬剤師会平成28・29年度代議員選挙につきまして、3月27日に公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会の山本和彦委員長より、選挙区ごとの当選者の報告を受けたことから、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第18条第2項により、当選者を告示いたします。

なお、任期は、平成28年3月代議員選挙終了の時から2年後の代議員選挙終了の時まで（平成30年3月予定）です。

代 議 員 選 挙 当 選 者 (80名) (各選挙区50音順・敬称略)

広島市薬剤師会 (定数22名)

池田康彦、今田哲生、岩本義浩、形部宏文、河内一仁、坂本 徹、佐々木薰英、高橋 強、高村豊至、武末玲子、出張景子、長坂晋次、中野真豪、野村伸昭、日浦昌洋、細田正紀、前田修一、宮本一彦、森川悦子、山内純子、吉川勇人、吉田亜賀子

安佐薬剤師会 (定数9名)

秋本浩志、荒田吉丸、大賀真樹子、木村昌彦、貞永昌夫、下田代幹太、峠 文子、土井郁郎、徳尾節子

安芸薬剤師会 (定数5名)

皮間壽美子、末次達也、長坂晃治、西原昌幸、畠山 厚

広島佐伯薬剤師会 (定数4名)

池田和彦、樽谷嘉久、呑田敬三、長谷川頃一

大竹市薬剤師会 (定数1名)

竹下武伸

廿日市市薬剤師会 (定数3名)

中谷有吾、森川淳一郎、渡邊理恵子

東広島薬剤師会 (定数5名)

出口正光、小埜眞理子、島崎一郎、中石真紀、藤政智栄

吳市薬剤師会 (定数6名)

中嶋都義、花岡宏之、濱崎匡史、林 充代、平本敦大、横田直典

竹原薬剤師会 (定数2名)

井上俊則、神田信吾

福山市薬剤師会 (定数10名)

井上真、大方十代治、作田利一、高橋富夫、田口直子、萩原謙二、松本久二子、村上寛子、山岡恵美子、山口惠徳

三原薬剤師会 (定数3名)

常盤周作、中村勇樹、肥後克彦

尾道薬剤師会 (定数4名)

麻生祐司、下田篤子、横田いつ子、横田 進

因島薬剤師会 (定数1名)

津国美香

三次薬剤師会 (定数3名)

稻住俊介、清原厚子、杉田善信

広島県行政薬剤師会 (定数2名)

平岡一貴、廣實浩一

「モバイルDI室/症例・DI検討会」事業説明会



薬事情報センター 原田 修江

日 時：平成28年2月15日（月）18:30～

場 所：広島県薬剤師会館

「モバイルDI室/症例・DI検討会」事業説明会が開催された経緯と説明会の協議内容についてご紹介致します。

現在、広島県薬剤師会ではセルフメディケーションや在宅医療に関するモデル事業を実施するなど、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を進めており、薬事情報センターの業務も今後拡大することが予測されます。そのため、昨年秋、「薬事情報センター機能強化等のための検討会」（以下、「検討会」という）を設置し、薬事情報センターの運営について協議を行うことになりました。検討会の構成員は、担当副会長2名、県内4大学薬学部より助言者としてご参加いただいた4名の先生方、薬事情報センター職員3名の計9名です。

昨年12月の検討会において、薬事情報センターが平成26年度より日本薬剤師会DI委員会委員長澤田康文先生のご指導の下に取り組んでいる「モバイルDI室」事業を、大学とコラボし、薬学生を加えて薬学部の教員とともに発展的に進めることができます。

そこで、澤田先生に経緯をお伝えして、「モバイルDI室」事業について直接検討会の先生方にご説明をいただくことをお願い致しましたところ、ご快諾いただき、「モバイルDI室」事業説明会が実施されることになりました。さらに澤田先生のご提案により、平成26・27年度に日本薬剤師会DI委員会がモデル事業として7都道府県薬剤師会で実施した「症例・DI検討会」事業について

も合わせてご紹介いただけたことになりました。「症例・DI検討会」は、複数の薬局薬剤師が一堂に会し、薬事情報センター職員とともに薬局プレアボイド^{*}を作成する事業です。このような経緯により「モバイルDI室/症例・DI検討会」事業説明会が開催されることになりました。

説明会には、検討会の委員の先生方、薬事情報センター職員の他に、助言者の先生方からお声がけいただいた薬学部の先生方と薬務課からの出席者を含む計12名が参加致しました。

澤田先生から両事業について詳細なご説明をいただいた後、大学とのコラボについて約30分間活発な意見交換が行われました。参加された先生方からは、「モバイルDI室」事業および「症例・DI検討会」事業は薬局薬剤師業務の見える化を推進する有用な事業であり、これらの事業を大学とコラボして実施することは薬学生教育にも有意義であると大変興味を示していただきました。具体的な方法についてはこれから検討を行っていくことになりました。

^{*}薬局プレアボイド：薬剤師が患者基本情報を適確に収集し、適正な処方チェック・薬学的患者ケアを実践して、有害反応、治療効果不十分、精神的不安、経済的損失などを回避あるいは軽減した事例。



日本薬剤師会 平成27年度 学校薬剤師部会全国担当者会議 学校の給水施設の管理状況調査について



日 時：平成28年2月17日（水）13:30～16:30
場 所：東京・日本薬剤師会

副会長 大塚 幸三

学校薬剤師としての検査実施については機械的にも個人の役割の範囲を超えていくように思えます。しかしながら、環境衛生上、薬剤師ならではの検査項目を考えると、検査数値をいかに活用できるかが、職能として最も取り組みやすく、適しているのではないかと思われます。

とりわけ、飲料水の検査の中でも給水設備の管理状況を把握することについては、薬剤師の存在を充分に発揮できる検査項目といえるのではないかでしょうか。そこで、下記のような内容で、教育委員会等に申し入れ、学校薬剤師の職能認識の向上を図ってはという内容の説明がありました。学校薬剤師の先生方は、支部における統一活動をおこし、データ化して、教育委員会に提出してみてはいかがでしょうか。私の所属する呉支部でも、先般委員会に申し入れました。

近年、児童・生徒数の減少とともに受水槽回転率低下は、飲料水等の給水施設老朽化の促進につながる懸念が生じます。

平成18年度の全国学校保健調査報告（日本薬剤師会会誌Vol.59）によると、飲料水等の定期検査では67%の学校で水質及び施設・設備検査を実施していたが、水質のみにとどまっていた学校が30%存在したことは特徴的な結果でした。

また、施設・設備検査を実施しても、給排水系統図面確認は40%に留まり、水槽の劣化による飲料水の適正な管理が損なわれる可能性を示唆する設備が存在していました。

一般社団法人呉市薬剤師会学校環境衛生部会としては、劣化の指標として管末の遊離残留塩素をモニタリングすることが重要と考えますが、日常点検の結果、常時検出されたのは89.2%であり100%を目指すべき管理項目であることから、現場での管理が適切とは言いがたく、ここで、施設・設備検査を市当局に改めて調査・実施・報告していただき、学校薬剤師の行う定期検査時の参考としたいと考えています。よろしくご協力の程お願いいたします。

調査項目（学校名	及び記入月日)
調査項目		
1. 水源種類 (①専用水道、②上水道、③簡易水道、④井戸水、⑤雨水湧水)		
2. 配管図面確認状況 (①確認している、②いない)		
3. 定期検査実施状況 (①水質のみ、②施設・設備のみ、③両方実施、④両方していない)		
4. 残留塩素の状況 (①常時検出、②時々不検出、③検出されない)		
5. 受水層設置場所 (①平地、②埋設、③屋上または台座上に設置)		
6. 受水槽設置形態 (①6面点検可、②一部点検不可、③地下埋設、④水槽なし、⑤その他)		
7. 水質検査の状況 (①薬剤師が実施、②一部実施、③採取水のみ、④すべて外部検査機関)		
8. 清掃回数 (①毎年実施、②B 2年に1回、③3年以上前実施、④実施せず)		
9. 雨水利用施設の有無 (①有・②無)		

以降の調査項目については、平成28年度に薬剤師が調査する項目です。

水質検査

検査日時 年 月 日 検査場所

水質の検査項目及び基準（水道水水源）		
項目	基 準 値	検査結果
1. 遊離残留塩素	0.1mg /L以上。1 mg /L以下であることが 望ましい。	
2. 色度	5 度以下	
3. 濁度	2 度以下	
4. 臭気・味.	異常でないこと	
5. PH値	5.8~8.6	
6. 一般細菌	100/mL以下	
7. 大腸菌	検出されないこと	
8. 塩化物イオン	200mg /L以下	
9. 有機物等 ①過マンガン酸カリウム消費量 ②又は全有機炭素	10mg /L以下 3 mg /L以下	
検査回数及び方法（定期検査）		
1. 検査回数	水道水 每学年1回 井戸水等 項目別に「毎月1回」又は「3ヶ月に1回」	
2. 試料の採取方法	①原則、滞留等で水質が悪化すると予想される末端の給水線で実施 ②水源が異なり、相互に連絡の無い別の系統がある場合にはそれぞれの末端給水栓で実施 ③1つの受水槽について複数の高置水槽がある場合、それぞれ別の系統とみなし水質検査を実施する	
施設・設備検査		
施設検査	内 容	
1. 給水源の種類	上水道・簡易水道・専用水道・簡易専用水道他	
2. 維持管理状況等	①廃刊、ポンプ、水栓、水槽等各種給水系統の外部汚染防止措置及び適切な維持管理 ②給水栓の吐水口空間確保 ③井戸水、汚染進入防止措置、雨水他の進入防止措置 ④故障、漏水等の箇所が無いこと ⑤滅菌器等の装置の適切な維持管理	
3. 貯水槽の清潔状態	清掃は定期的に実施されていること（日時・業者名）	
検査回数及び方法		
検査項目	方 法	
1. 給水源の種類 (貯水槽清掃年1以上回)	給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書の書類について調べる。	
2. 維持管理状況等		
3. 清潔状態		

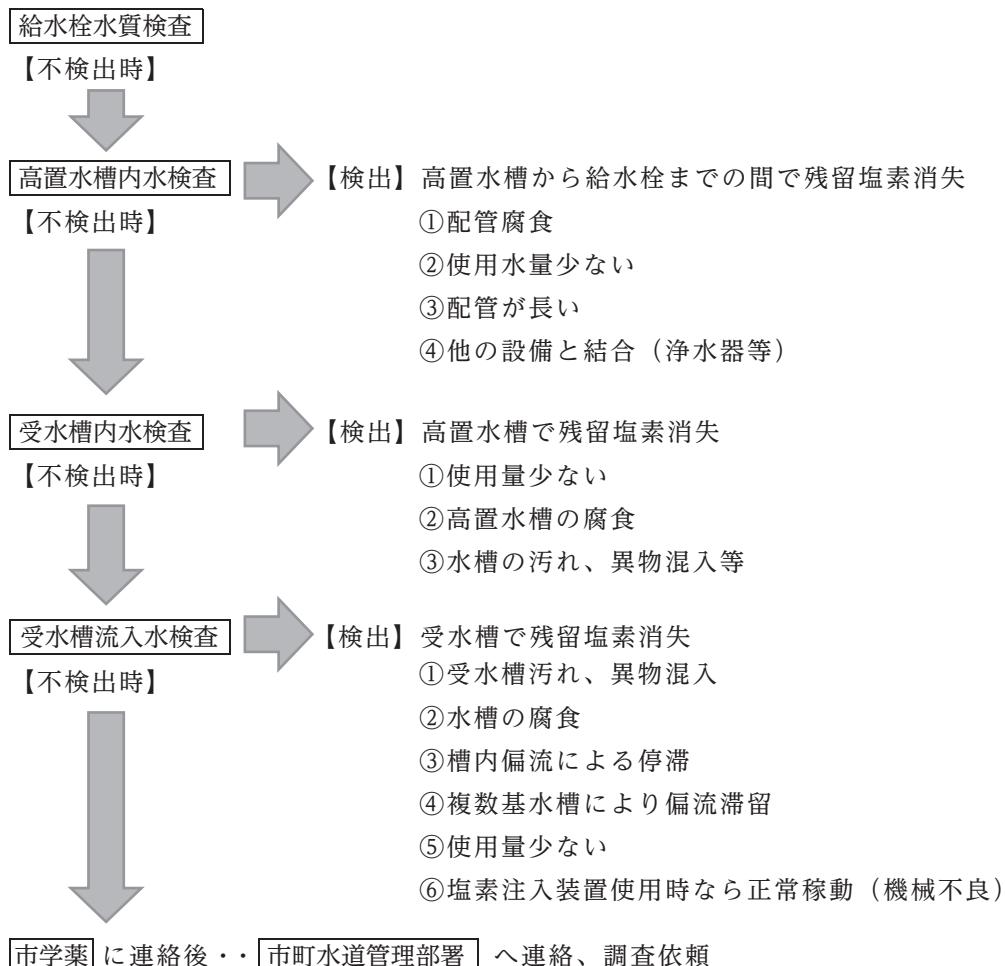
受水槽の主な要求改善事項

受水槽施設の構造		
構造内容	FRP・ステンレス・コンクリート	

維持管理状況

維持管理状況	
1. 亀裂し、又は漏水	
2. 水槽上部の衛生状態（水溜り・ほこり等の有無）	
3. 水槽内部（赤サビ、汚泥等沈殿物、内壁汚れ、塗装剥離等）	
4. 水槽内部定期的清掃	
5. マンホール（防水密閉、ホコリその他有害物が入らない）	
6. マンホール（有効な立ち上がりの有無）	
7. オーバーフロー管（防虫網の状態）	
8. 通気管（防虫網のメッシュ、虫等の侵入を防ぐ）	
9. 受水槽の状態（上・下・左・右・前・後）	

遊離残留塩素不検出時の対応



日本薬剤師会地域医療・地域保健担当者全国会議



日 時：平成28年2月18日（木）12:30～16:30
場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンター

呉支部 平本 敦大

今回の会議は項目が非常に多かったです。薬剤師としてのスキルをより伸ばして、さまざまなフィールドで活躍できるように研修や理念を学びました。

初めに「薬剤師によるフィジカルアセスメントの理念と研修について」学び地域や在宅医療の現場で薬物治療の効果と副作用を客観的に評価するスキルを習得すべきであり、そのための実践演習のプログラムを作成している。

次に「認知症者が増える社会における薬剤師の役割」「新オレンジプランと薬剤師の認知症対応力向上研修について」として認知症の早期診断・発見のための体制整備として薬剤師の認知症対応力向上が必要とされ総合戦略に組み込まれ、「気づき」「考える」「行動」「支える」という理念に主眼をおいて認知症研修を行っていく。具体的研修の伝達は別日により具体的に行うそうです。

「検体測定室の適正な運営について」では病院とは違うということ。利用者の健康診断の定期受診の推奨を求め、血液に起因する感染症を防止する観点等から、適切な衛生管理や精度管理のあり方等の検体測定事業の実施に関する手続きを再確認、再認識してほしいということ。検体測定室による実施がほかからどう見られているのか

を意識して欲しいとありました。

『「患者のための薬局ビジョン」及び「健康サポート薬局」について』、かかりつけ薬剤師・薬局を推進していく患者さんにより身近な存在となり、調剤というものから指導に重点を置き、かかりつけさらに地域に出ていく必要があると言われました。そして、各県での薬局機能情報の一覧に「健康サポート薬局」の項目を追加してわかるようにして欲しい。日本薬剤師会としても行政としても「健康サポート薬局」がどういうものであるかをアピールして周知されるように行動を起こしていくとのことでした。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室長田宮憲一氏からの言葉にもあったことなのですが、今回の報酬改定でいろいろな算定要項や新たな加算が増えていく。それは薬剤師への期待と思っていただいて構わないが、ここで結果を残せなければ未来はない。最後のチャンスだという気持ちでいただきたいという言葉がありました。私自身も全くその通りだと考えます。しかし、特別なことではなく一人ひとりが今行っている薬剤師としての業務を丁寧に相手の立場になって対応していくことで達成できていくのではないかと思います。



平成27年度 健康ひろしま21推進協議会



常務理事 中川 潤子

日 時：平成28年2月18日（木）19:00～

場 所：県庁・北館

プログラム

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議事
広島県健康増進計画「健康ひろしま21（第2次）」の推進・「健康ひろしま21（第2次）」の進捗について
4. 報告
 - (1) 疾病予防・重症化予防コラボヘルス事業について
 - (2) 減塩の取組状況等について
 - (3) 受動喫煙防止対策について
 - (4) 歯と口腔の健康づくり推進について
5. その他
6. 閉会

広島県健康福祉局笠松淳也局長の挨拶で会議は始まりました。

健康ひろしま21（第2次）の中で特に進捗が遅れている目標指標としては、以下の項目が挙げされました。

○女性の健康寿命の延伸

H27年12月に厚生労働省がまとめた「平成25年国民生活基礎調査」に基づく本県の女性の健康寿命は、「72.84歳」で、全国順位は46位（男性33位）となっている。改善傾向はあるが前回（H22年46位）に続き全国的に低位である。

○働き盛りの男性の生活習慣の改善

働き盛りの男性の生活習慣の改善（健康づくり）が進んでいない。

○メタボリックシンドローム及び予備軍の減少

平成25年度の県内の該当者数は「約33万人」（H20年度比6%増 - 全国は3%減）と推計。目標値は「平成20年度比25%減」であり、目標と大きく乖離している。糖尿病の発症や循環器疾患への影響も大きく、健康寿命延伸のための重要な目標である。特定健診の受診率が全国的に低位であることが大きな要因である。（H25年度全国35位）

また、今後の取組の方向性としては、

- 重点4分野の取組の充実
- 女性の健康づくりの取組の充実
- データーヘルスの推進
- インセンティブ対策の推進

が挙げられました。

健康ひろしま21の項目が幅広いため、女性の健康寿命の延伸を中心に、また報告も含めての意見を求められました。

• 現在バラバラで行われている重症化予防を、来年度のコラボヘルス事業において、県として取りまとめて欲しい。

• 開業医、かかりつけ医から検診を勧めることについて、事務の簡素化も含め検討していく必要がある。

• どの年齢に対してどのようなアプローチを行うかについて絞ることが重要だと思う。

• 小さい頃からの教育が必要ではないか。

などの意見が出されました。

平成29年度に広島県県民健康・栄養調査を実施する方向であり、平成28年度に調査方法や内容を協議するため、次回の健康ひろしま21推進協議会は夏から秋に実施する予定です。

広島国際大学薬学部卒後教育研修会



日 時：平成28年2月20日（土）
場 所：広島国際大学呉キャンパス

広島国際大学薬学部
医療薬学研究センター 柏木 健宏
5年次生

第12回広島国際大学薬学部卒後教育研修会が約70人と
いう参加者を得て開催されました。

本研修会では、本学薬学部客員教授児玉哲郎先生と、
広島大学病院薬剤部副薬剤部長佐伯康之先生による2講
演がありました。

児玉先生は、

1. 我が国のがん対策の歩み
2. がん薬物療法の進歩
3. がん化学療法におけるチーム
医療と薬剤師の役割



についてお話をされました。広島県におけるがん対策推進
計画の現状や、今日の臨床の場における肺がんを例とした
化学療法選択の流れに関する内容を中心に、貴重なお
話を聞くことが出来ました。現在では分子標的薬を用いた
化学療法が主流でありながらも、患者さんによって、
同薬剤であっても治療効果が異なる場合があるため、そ
の方に対する効力が高い薬剤を選択する個別化医療の推
進が行われているという内容が特に印象的でした。



佐伯先生は、薬剤師としてがん
とどのように関わるか、がんの予
防及び治療の観点からお話をされ
ました。生活習慣の見直しやがん
検診の推奨、在宅支援における患
者家族への曝露対策（薬剤、排泄物及びリネンの取り扱
い方の説明など）支援といった場面で、薬剤師による適
切な情報提供が必要であるということを再認識するこ
とが出来ました。また、情報提供の際の薬剤師側の対応と
して、アルコール及び塩分摂取量の上限など具体的な数
値を示せるものに関してはそれを患者さんに紹介するこ
とで健康管理のための目安としていただくことや、がん
検診の意義が、がんの早期発見にあることを患者さんに
納得していただける様に受診勧奨を行うなど、がん検診
に対する認識を広めていくという点においても、薬剤師
の存在は大きいように思われます。



また、両先生とも、がん認定薬剤師を含む認定薬剤師
制度に関して、認定資格の取得意義や研修制度を中心にお
話をされ、自分自身を含め、参加した学生達にとっても今後の薬剤師人生を考えるうえで貴重な講演でした。

加えて、本研修会には学外から多くの薬剤師の方が
参加されており、改めて勉強を継続していくことの重要
さも学ぶことができました。

学校環境衛生検査技術講習会の伝達講習会

日 時：平成28年2月21日（日）13:00～17:00
場 所：広島県薬剤師会館



報告 I

広島支部 佐々木 薫英

講習会は、二部構成となっており、第一部は竹本貴明先生から「学校環境衛生基準に基づく教室等の環境検査」と題しての講演、第二部は実技講習会でした。

第一部では教室等の環境を整えるための基準として、1)換気及び保温等9項目、2)採光及び照明2項目、3)騒音1項目の計12項目を挙げられました。

各項目に関して、それぞれの基準値について・検査の意義・基準値から外れた場合の改善案について話していました。

毎年小学校・中学校で検査していますが、基準値を超えている項目について、具体的且つ適正な改善策を提示できなかったことがありました。この度の講習で学童・生徒達がより良い環境で勉強し実りある学校生活を送るように、改善すべき点を具体的且つ適正に指導をしたいと思いました。

第二部として、今回は各メーカーによる検知管・風速計・アスマン通風乾湿計・粉じん計・照度計・騒音計などの目的・操作手法でした。

検知管に関しては、普段は検知管ガラスを両サイド切り落とし検知管に差し込んで吸引する事しか気に留めてませんでしたが、吸引する際の陰圧についてなど器具の構造について理解できました。

風速計に関しては、風速だけでなく風温も測定できるタイプで広い測定範囲が可能のタイプでした。

アスマン通風湿度計に関しては、学生の時に見たものより簡便かつ計測しやすい物になってました。

粉じん計に関しては、たばこの煙の測定や清浄空気が必要な環境の測定に用いられます、バックグラウンド等の設定も容易なタイプの物でした。

照度計・騒音計に関しては、スイッチを入れるだけで計測ができるタイプでしたが、メモリー機能が無い為随時記録していくタイプでした。

ホルムアルデヒド・二酸化窒素の測定に関しては、同一機材でチップさえ交換すれば測定可能な物です。ただし、測定時間が各30分で、チップに関してはいずれも冷蔵庫保存しなければなりません。

ダニ検査に関しては、主に保健室のベットなどが対象

で小児喘息やアトピー性皮膚炎の子供を護るのに有効であります。操作は通常の掃除機のノズルにフィルムを装填し、掃除機で検査場所を吸引した後、試薬に浸して検出する手順です。試薬はダニ以外の物質は溶解されません。シーツに陽性反応が出た場合は、シーツ以外にもマット・布団などにもダニがいると考えていいものです。

上記の検査項目及び器具は、学校現場で検査するにあたり、従来より使用している物もあれば新しい機種の物あり、それらは便利でかつ簡単なものが多くありました。「教室等の環境」をより良くするためにも、予算が許されれば取り入れていただきたいと思う所もありました。



報告 II

廿日市支部 中田 玲子

1月に行われた平成27年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会での「学校環境衛生検査技術講習会の報告及び伝達講習会のお知らせ」に統いて、今回も広島県学校薬剤師会竹本貴明常務理事より、「教室等の環境衛生検査」について約1時間の説明がありました。

「教室等の環境に係る学校環境衛生基準」

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 換気 | (7) 二酸化窒素 |
| (2) 温度 | (8) 挥発性有機化合物 |
| (3) 相対湿度 | (9) ダニ又はダニアレルゲン |
| (4) 浮遊粉じん | (10) 照度 |
| (5) 気流 | (11) まぶしさ |
| (6) 一酸化炭素 | (12) 騒音レベル |

これらの検査項目、基準値、検査方法等の説明がありました。

その後、検査機器の実技講習が約2時間40分行われました。

ブースA：光明理化学工業株式会社様

ブースB：日本カノマックス株式会社様

ブースC：リオンテック株式会社様

ブースD：株式会社ガステック様

ブースE：広島県学校薬剤師会呉支部 平本敦大先生
実技講習は参加者が約20名弱の5グループに分かれ、各ブースを約30分毎に回るという形式で行われました。

各ブースではいろいろな検査機器が準備されており、メーカー担当者から検査機器の操作方法について説明を受けたり実際に検査機器を操作する機会もあり、検知管を使って二酸化炭素濃度を測定したりしました。

ブースEでは平本先生の指導のもと、ダニの検査をしました。

メーカー担当者に質問をする参加者もいて、この研修会に対する関心の高さを実感しました。

今まで知らなかった検査機器を、説明を受けながら実際に操作したり、使用経験がある検査機器についても改めて操作方法を見直す良い機会となりました。検知管の

種類によっては検査結果が読み取りにくいものもあり、検知管の選定など注意が必要だということを再認識しました。

今回の研修から「教室等の環境検査の完全実施に向けて」学校関係者・学校薬剤師の検査に対する認識不足や検査機器等の予算的問題など様々な課題があることを知りました。

このような研修を通じて学校環境衛生基準の把握に努めていくことが重要だと感じました。

広島県・呉市からの お 知 ら せ

呉市の薬局の方へ

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請書等の提出先について

平成28年4月1日から、呉市の中核市移行に伴い、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等を呉市が行うことになり、申請書等の提出先が、広島県から呉市へ変更になります。

平成28年4月1日以降の申請、変更等については、次の提出先へお願いします。

御不明な点がございましたら、問い合わせ先まで御連絡ください。

【提出先】 〒737-8501呉市中央4-1-6

呉市 福祉保健部 障害福祉課 給付グループ

電話 0823-25-3135

FAX 0823-25-2522

【問い合わせ先】

○広島県健康福祉局障害者支援課
自立・就労グループ

電話 082-513-3157

○呉市福祉保健部障害福祉課

給付グループ

電話 0823-25-3135

日本中毒情報センター中毒110番研修



薬事情報センター 胡明 史子

日 時：平成28年2月23日（火）・29日（月） 11:00～16:00

場 所：日本中毒情報センター 大阪中毒110番事務所

プログラム

1. 講義1：日本中毒情報センターの事業概要と見学実習の位置づけについて
2. 講義2：家庭での事故に関する講義
3. 中毒110番対応見学：電話による情報提供業務を見学
4. 講義3：中毒110番での情報提供方法
5. 模擬実習：デモンストレーション、模擬体験
6. 中毒110番体験研修
7. 質疑応答

広島県のウェブサイトや広島市の母子健康手帳等に「広島中毒110番」の電話番号が記載されています。この相談窓口では、家庭用品や医薬品、たばこ等の誤飲・誤食時の情報提供を行っており、当センターで対応しております。（下図参照）

広島県
Official Site of
the HIROSHIMA Prefectural Government

【家庭用品による誤飲・誤食事故や化学物質による急性中毒のお問い合わせ】

「広島中毒110番」
電話: 082-248-8268
フリーダイヤル: 0120-279-119
付（県内対応のみ）
受付時間: 月曜日から金曜日
曜日・祝日は休み

広島県ウェブサイト
(医薬品等に関する相談窓口)
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/annennenkakuho/173328291333.html>

(公社) 広島県薬剤師会
・広島中毒 110番 ☎ (082)248-8268
(月～金曜日: 9:00 ~ 17:00、ただし祝日、年末年始・お盆休みを除く)
・広島中毒 110番フリーダイヤル
☎ (0120) 279-119 (月～金曜日: 9:00 ~ 17:00、ただし祝日、年末年始・お盆休みを除く) 受付範囲 県内、一般電話、携帯、PHSは可 公衆電話は不可

広島市の母子健康手帳（事故の予防のページの一部抜粋）

この度、中毒に関する問い合わせの対応スキル向上のために、日本中毒情報センター（以下、JPIC）の大阪中毒110番事務所において「中毒110番体験研修」を受けて参りました。（23日：永野・胡明、29日：原田）

JPICは、日本救急医学会が中心となり、1986年に設立された機関です。JPICでは、化学物質等に起因する急性中毒に関する情報の収集、整備、解析を行い、電話相談窓口において一般国民、医療従事者、および医療関係団体などに情報提供を行う一方で、中毒防止に関する啓発活動や医師向けの体験研修なども実施しておられます。

「大阪中毒110番」は365日24時間、日本全国からの問い合わせに対応されており、中毒に関する情報を整理して知識として身につけていらっしゃる先生方の講義はとても分かりやすく勉強になりました。

中毒事故状況を電話で聞き取りながら、「直ちに受診すべき」か「経過観察後受診」かを判断し、応急処置が必要な状況であればその方法も伝えるのですが、同じ物質であっても、量や発生時刻（経過時間）によって対応が異なる場合もあり、臨機応変さが求められます。大阪中毒110番の先生方に電話対応の模範を示していただき、実際の問い合わせへの対応が以前よりスムーズに行えるようになったと感じております。

【日本中毒情報センター公式Twitter】

https://twitter.com/JPIC_Poisoninfo

(公財)日本中毒情報センター
@JPIC_PoisonInfo 3月3日

2016年3月の話題、マニキュア液、マニキュア除光液について掲載しました。子どもの誤飲事故が多く起こっています。もし誤飲した場合は吐かせずに、中毒110番へお問い合わせ下さい。また、子どもの手が届かないよう保管場所には注意しましょう。bit.ly/1Qj34kw

詳細を表示

平成27年度 第3回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための 推進事業検討委員会

常務理事 中川 潤子

日 時：平成28年2月24日（水）18:30～

場 所：広島県看護協会

プログラム

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

（1）実施結果

- ①在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業の実施状況（見込み）
 - ②訪問看護師の生涯教育体系の構築及び新人訪問看護師の人材育成について
 - ・生涯教育研修体系部会の協議概要
 - ・新卒訪問看護師育成マニュアル
 - ③訪問看護師と医療機関看護師との相互交流派遣事業について
 - ・相互交流派遣事業連絡会の協議概要及び事業の実施状況
 - ④訪問看護の普及啓発について
 - ・パンフレット作成、配布及びDVD購入、配布
 - ⑤訪問看護師の人材確保を推進するために必要な事項
 - ・平成27年度 在宅医療の人材（訪問看護師）専門分野研修実績
- （2）平成28年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保確保のための推進事業（案）

4. その他

5. 閉会

広島県看護協会才野原照子会長の挨拶で会議は始まりました。事務局より各項目について実施結果の報告がありました。

平成27年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業は、実施期間を平成27年10月～平成28年3月とし、事業予算は基金からの3397千円で行われました。また、検討委員会は3回開催されました。

訪問看護師の生涯教育体系の構築及び新人訪問看護師の人材育成については、生涯教育体系部会委員を中心として、先進地視察訪問（山梨県・東京都）も行い新卒訪

問看護師育成マニュアルを作成しました。

訪問看護師と医療機関看護師との相互交流派遣事業については、連絡会を2回開催し、平成27年11月～12月に病院と訪問看護ステーション各5施設、計10施設（10人の看護師）により実施され、看護師の研修は、各施設が相互に担当しました。この事業は病院と訪問看護ステーションの看護師双方に、看護ケアの必要な人に対する切れ目のない適切なサービス提供について学ぶ機会となっていることから、更なる地域包括ケアシステムの推進に向けた事業の継続が必要であるとの意見がありました。

訪問看護の普及啓発については、パンフレット「看護学生のみなさんへ－訪問看護という選択」の作成・配布、DVD「いのちと生活を看護（みまも）る訪問看護サービス」の購入・配布が県内看護師等学校養成所（20校）に行われました。

平成27年度在宅医療の人材（訪問看護師）専門分野研修実績としては、平成27年度在宅医療の人材（訪問看護師）専門分野研修実績としては、研修会を開催し定員160名に対して参加者数は426名との報告でした。

新卒訪問看護師育成マニュアルを作成しましたが、今回は事業時期と卒業時期が合わず結果として新人看護師確保が出来ないという残念な状況でした。検討委員会委員から、今後の事業で使ってほしい、新人に限らず使ってみてはどうかなどの前向きな意見が多く出されました。

平成28年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業（案）

事業目的は、

- ・訪問看護の人材確保及び人材育成の推進
- ・医療機関の看護師と訪問看護師の相互理解と連携が必要

事業内容は、

- ・質の高い訪問看護師の確保を図るため、生涯教育体制を整備し訪問看護師の人材育成
 - ・県民及び医療関係者の訪問看護への理解促進に向けた情報提供及び啓発の実施
- と説明がありました。

来年度も訪問看護師確保等検討委員会が開かれる予定です。

健康づくり支援に関する講演会 ～健康食品に関する正しい知識の普及を目指して～



日 時：平成28年2月25日（木）19:00～
場 所：広島県医師会館

常務理事 谷川 正之

この講演会は、広島県地域保健対策協議会「医薬品の適正使用検討特別委員会」の主催で開催された。まず、広島県医師会常任理事小笠原英敬先生の開会の挨拶により始まった。

座長は、広島県薬剤師会副会長でこの医薬品の適正使用検討特別委員会の委員長である木平健治先生が務められ、まず広島県薬剤師会常務理事で特別委員会委員の豊見敦先生から、平成27年度に行った「健康食品の利用に関する県民アンケート調査結果について」の報告があった。近年、国民の健康志向への意識が高まり、健康食品と呼ばれる多種多様な製品の流通と多様な販売経路が存在し手軽に入手ができ、国民の生活にも大変身近となっている一方で、医薬品との相互作用や、健康食品の不適切な利用による健康被害の発生事例が存在していることから、県民における健康食品の利用状況の実態を調査し把握することにより、医療、介護及び日常生活における問題点を抽出し、医療従事者や介護従事者が健康食品について正しい知識を習得し、日常業務に役立てること、また、県民が健康食品に対する正しい知識を持つための普及啓発を行うことを目的としてアンケート調査を実施し、その結果が報告された。今回の結果は平成17年度に行われた広島県民の健康食品に関する意識調査の結果と比較検討されていた。

平成27年度に行った、この健康食品の利用に関する県民アンケート調査結果については、後日別冊を会員薬局に配布する予定です。

続いて行われた特別講演では、「健康食品による薬物性肝障害の実態と対策」の演題で広島赤十字・原爆病院第二消化器内科部長の辻恵二先生より行われた。2002年7月に中国製の「やせる薬」が原因とみられる肝機能障害の被害が相次いで報告され、御芝堂減肥こう囊（おんしどうげんぴこうのう）で合計194人（内死亡1名）、せん之素こう囊（せんのもとこうのう）で合計197人、茶素減肥（ちゃそげんぴ）で合計34人にのぼり、その大半が女性であったことが紹介された。続いて、薬物性肝障害の発生機序による分類・薬物性肝毒性の発症メカニズム・診断について話された。また、インドのハーブの一

つであるアシュワガンダ（インドでは強壮・強精薬として用いられている）を大量に内服し高度黄疸を伴う肝細胞障害型薬物性肝障害を経験された症例を紹介された。



次に、健康食品を使う時に気をつけたいこととして、“薬のような使い方をしない” “いくつもの製品を同時にとらない” “薬と併用しない” “アレルギーに注意する”ことと、「どんなものを」「どれくらいの期間」「どれだけの量」をとったのかメモし、記録しておくこと（メモが大変なら、ラベルや容器を捨てずに保管しておくこと！）の重要性を話され、体調に異常を感じたら“すぐに使用をやめる” “医療機関で診てもらう” “最寄りの保健所に連絡することなどを話された。

健康食品など処方箋のない薬物性肝障害は特に症状が無い場合、発見されにくく、検診は発見の契機にはなるが早期発見は困難であり、健康食品のデータベース作成による実態の把握を行い、世間への啓発活動が望まれるとまとめられ、特別講演は終了した。

今年の講演会は、新しい広島県医師会館で開催され、118名（うち薬剤師90名）の参加があった。



平成27年度 医薬分業指導者協議会



副会長 村上 信行

日 時：平成28年2月26日（金）13:00～17:00

場 所：東京・厚生労働省

プログラム

1. 開会のあいさつ

厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）

2. 患者のための薬局ビジョンの概要とビジョン実現のための主な政策

- (1) 患者のための薬局ビジョンの概要について
厚生労働省医薬食品局総務課
- (2) ビジョン実現のための主な政策 健康サポート薬局について
厚生労働省医薬食品局総務課
- (3) ビジョン実現のための主な政策 電子版お薬手帳について
電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討会
座長 土屋文人

3. ビジョン実現のための取組について

- (1) 来年度の薬剤師関係の予算事業について
厚生労働省医薬食品局総務課
- (2) ビジョン実現のための取り組み実例報告①
東京都 公益社団法人東京都薬剤師会
副会長 大木一正
- (3) ビジョン実現のための取り組み実例報告②
愛媛県 一般社団法人愛媛県薬剤師会
副会長 田中 守

4. 質疑応答

5. これからの薬剤師に期待する役割

- (1) これからの薬剤師・薬局が果たす役割
公益社団法人日本薬剤師会 副会長 森 昌平
- (2) これからの薬剤師に期待する役割 医師の立場から
日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長 新田國夫
- (3) これからの薬剤師に期待する役割 患者の立場から
NPO法人ささえあい医療人権センター COML
理事長 山口育子

6. 全体総括及び質疑応答

7. 閉会の挨拶

公益社団法人日本薬剤師会 会長 山本信夫

この協議会は3.11東日本大震災のメモリアル会議であり、今年も多くの「戦友」との再会も出来ました。また起稿しています今日（4月15日）は昨夜来の「熊本大地震」のニュースで騒然としているところも、なにやら因縁めいた感覚になっています。今年度は調剤報酬改定年度ですので、本協議会は前倒しにて早めの開催となりました。各都道府県薬剤師会以外に、県・市保健所や薬務課からの出席者もあり、広島県から西部・東部・北部の県保健所や広島市保健所などと、県薬からの私と青野常務理事以外に5名が出席していました。

近來の薬局・薬剤師を巡る環境では「地域包括ケアシステム」「かかりつけ薬剤師・薬局」そして「健康サポート薬局」に集約され、概念のみならず「調剤報酬」にも色濃く影響が出てきました。まず、平成27年度の大きな流れが、5月26日に経済財政諮問会議に塙崎厚生労働大臣が提出した重点改革事項②地域包括ケアシステムの構築：医療介護サービス体制の改革「提供体制改革への取り組みの加速化・進化」で提出した資料②にありました。そこに「プライマリケアの強化：「患者のための薬局」ビジョン」の策定を「年内公表予定」と明記され、受けて10月23日に言を違えずの発表となりました。その間の6月16日に規制改革会議、第3次答申で規制の見直しとともに、「薬局における報酬とサービスの在り方の見直し」も俎上に上がり、かかりつけ薬局の要件の具現化や努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする指摘がなされました。

「患者のための薬局ビジョン」では～「門前」から「かかりつけ」そして「地域」へ～を副題とし
【かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能】

- * 服薬情報の一元化・継続的把握
- * 24時間対応・在宅対応
- * 医療機関等との連携

【患者のニーズに応じて充実・強化すべき2つの機能】

- * 健康サポート機能

- * 高度薬学管理機能

を提言し、～立地から機能へ～として、2025年までに、

すべての薬局が「かかりつけ薬局」となり、2035年までに「建替え時期等を契機に立地を地域へ移行」も視野に入れています。かかりつけ薬剤師には～対物業務から対人業務へ～との提言があり、ふと気づけば、薬学6年制の理念に盛られていたことでもありました。

「健康サポート薬局」に関しては平成25年6月14日閣議決定の「日本再興戦略」において「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する」とした目標が「予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり」として掲げられ8つの大項目に21の小項目がその要件とされました。

(1) かかりつけ薬局としての基本的機能

- ①かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ②服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④お薬手帳の活用
- ⑤かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥24時間対応
- ⑦在宅対応
- ⑧疑義照会等
- ⑨受診勧奨
- ⑩医師以外の多職種との連携

(2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ①受診勧奨
- ②連携機関の紹介
- ③地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④連携機関に対する紹介文書
- ⑤関連団体等との連携及び協力

(3) 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

(4) 個人情報に配慮した相談窓口

(5) 薬局の外側と内側における表示

(6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

①要指導医薬品等の取扱い

②専門的知識に基づく説明

(7) 開店時間

(8) 健康サポートの取組

①健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成

②健康サポートに関する具体的な取組の実施

③健康サポートに関する取組の周知

④健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

これらは、この度の調剤報酬改定に大きく影響をしていることが伺えます。

続いて、「ビジョン実現のための取組事例報告」として東京都薬剤師会から「訪問看護ステーション・ケアマネジャー・医療機関等との連携による在宅医療服薬支援事業報告書」の説明と、愛媛県薬剤師会から「笑顔の薬局づくり事業」を（東予事業）禁煙サポート（南予事業）健康サポート（中予事業）薬剤師・薬局機能アップとしての取り組み発表があった。愛媛県薬剤師会の（中予事業）では薬局プレアボイドに関しての経済効果を推算し院外処方せんを約7億6千枚として、薬学的介入：年間約2,960億円、残薬解消：年間約115億4千万円の結果を得たことの発表がありました。

「母屋と離れ」や「薬歴未記載」など一連の分業バッシングが表裏となり、2025年に向け、さらに2035年を視野に待ったなしの変化、流れを感じています。それは、次世代の薬剤師への大きな責務でもあります。

この度の報酬改定の「目先」に追われず、薬剤師職能の維持堅持に精進しなければならないと思います。

薬剤師認知症対応力向上研修伝達講習会



薬事情報センター 永野 利香

日 時：平成28年2月27日（土）13:00～16:40

場 所：東京・フクラシア品川クリスタルスクエア

広島県では、認知症患者の地域生活を支える人材育成を目的とした各種研修等を実施しているところですが、平成28年度から、薬剤師を対象として、認知症のある人の早期発見、かかりつけ医等との連携及び認知症の人の状況に応じた服薬指導等を適切に行うことを目的とした「薬剤師認知症対応力向上研修」の実施を予定しています。この度、この事業の実施にあたり、研修講師を養成するために、研修の趣旨・内容及び実施方法等の理解を図る伝達講習会が開催されました。

はじめに、厚労省老健局総務課認知症施策推進室水谷忠由室長より、研修の趣旨について説明がありました。平成26年、総理大臣が認知症サミット日本後継イベントの挨拶で、我が国の認知症施策を加速するための新たな戦略の策定について言及され、これに基づいて平成27年、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が提示されました。この新オレンジプランの基本的な考え方の、早期診断・早期対応のための体制整備の中に、歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上が位置付けられています。

そして、薬剤師の認知症対応力向上研修については、『かかりつけ機能に加えて地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する薬局も、認知症の早期発見における役割が期待される。薬剤師による服薬指導等を通じてこれら専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人

に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応とともに、その後も認知症の人の状況に応じた服薬指導等を適切に行なうことを推進する。このため、薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修の在り方について検討した上で、関係団体の協力を得ながら研修を実施する。』とされています。そこで、平成27年度老人保健健康増進等事業歯科医師・薬剤師・看護師および急性期病院従事者等への認知症対応力向上研修教材開発に関する調査研究事業として、親委員会の下、4つの分科会（歯科医師分科会、薬剤師分科会、看護職員分科会、既存研修分科会）が設置され、研修カリキュラムや研修体制について検討を行っているとのことでした。

続いて、本事業委員会委員長、国立長寿医療研究センター長寿医療研修センター長遠藤英俊先生より、歯科医師向けと共通の講義と開催のポイント（基本と連携・制度）についての説明がありました。

その後、歯科医師と薬剤師に分かれて分科会があり、薬剤師分科会では、事業委員会委員（公社）日本薬剤師会常務理事有澤賢二先生より、カリキュラムの概要説明、「対応力編（①薬学的管理、②気づき・連携）」を中心とした伝達講習がありました。後日、正式な研修教材資料が送られてくることで、それを熟読し、その地域に応じてアレンジして、県や医師会、歯科医師会と連携し、研修を実施していただきたいとのことでした。

**歯科医師・薬剤師の
認知症対応力向上研修について**

平成28年2月27日

厚生労働省 老健局 総務課
認知症施策推進室長 水谷 忠由

写真 1



写真 2 水谷室長



写真 3 遠藤先生



写真 4 有澤先生

第9回核戦争防止国際医師会議（IPPNW）北アジア地域会議 HICARE 被爆70年事業 国際シンポジウム

常務理事 谷川 正之

日 時：平成28年2月27日（土）・28日（日）

場 所：広島医師会館

初日のHICARE被爆70年事業国際シンポジウム「原爆被爆70年—核兵器廃絶へ新たなる決意——被爆者医療体験の継承と国際貢献」は、広島県医師会会长で放射線被爆者医療国際強力推進議会会長の平松恵一先生の開会挨拶では、放射線被爆者医療国際協力推進議会（HICARE）は、人類最初の原子爆弾による被爆の惨禍を被った広島が永年にわたって蓄積してきた被爆者医療や放射線障害の研究成果を世界各地の放射線被爆者の医療に役立てるため、 Chernobyl の原発事故などを契機として1991年4月に発足し、海外から医療関係者受入研修、広島の医療専門家の派遣、医療情報の提供等を行ってきたことを紹介された。その後来賓挨拶へと続いた。



基調講演では、ニューメキシコ大学医学部放射線科学名誉教授・臨床医学教授のフレッド・メトラー先生が「70年：Sadakoに学ぶ」と題して、Sadakoは戦争犠牲者のシンボルであるが、Sadakoだけではなく何万人の人々が放射線の影響をこうむったが、この悲惨な出来事から蓄積された専門知識がChernobylや福島など各地で被爆者のためや、放射線影響への理解を深めるために有用に活用されてきたことについて、などの講演をされた。

続いてのシンポジウムでは、広島県医師会常任理事の津谷隆史先生が座長を務められ、放射線影響研究所主席研究員の児玉和紀先生が「HICARE（ハイケア）25年間の活動について」、国際放射線防護委員会科学秘書官・

マクマスター大学（カナダ）保健物理学（博士）のクリストファー・クレメント先生が「人間に対する放射線影響のゴールドスタンダード：科学的価値と倫理的責任」、広島大学副学長の神谷研二先生が「福島原発事故における広島の貢献・次世代の人材育成：放射線災害復興を支援するフェニックスリーダー育成プログラム」、広島がん高精度放射線治療センター副センター長の権丈雅浩先生が「医療における放射線の活用」について話された。

2日目の午前中は、IPPNW北アジア地域会議総会と「核兵器廃絶と非核兵器地帯」と題したシンポジウムが開催された。モンゴルから来られた先生がスピーカー・シンポジストを務められ、1日目と同じように同時通訳で進行された。



午後は、シンポジウム「父を語る—ヒバクシャ医療の礎を築いたヒロシマ・ナガサキの医師達」では、シンポジストとして木村進匡先生（木村神経科内科クリニック）、原田義弘先生（原田病院）、於保弘美先生（於保医院）、中山純雄先生（中山診療クリニック）、朝長万左男先生（日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長）が、それぞれ思い出話を話された。平成元年7月に広島市医師会が「ヒロシマ医師のカルテ(-Memoirs of Medical Doctors in Hiroshima-)」を発行されているが、その中で「原爆後障害研究のルーツを探る」と題した座談会を企画している。その時に木村先生が座長を担当され、その時のメンバーの御子息らが今回のシンポジストを務められた。

今回、2日間参加して被爆70年を迎えた現在、被爆者の平均年齢は80歳を超え、高齢化する現実の中で、核兵器廃絶の願いは未だ叶わないのが現実である。それどころか核兵器をめぐる世界情勢は、ますます予断を許さない状況だと思う。しかし、1日目のHICARE被爆70年事業国際シンポジウムは、一般にも公開されており多数の高校生が参加しているのを見て、広島で生まれ育った私たち被爆2世には後世に伝えるという務めがあることを改めて感じた。

広島県緩和ケア支援センター 平成27年度 第2回地域在宅緩和ケア推進協議会



日 時：平成28年3月2日（水）19:00～21:00
場 所：県立広島病院

常務理事 青野 拓郎

事務局の司会により会議が始まり、開会挨拶で本家好文委員長が、「緩和ケア推進モデル事業も今年度で3施設が終了し、昨年度終了と合わせて5施設が終了することになりました。当初の2施設については、中間報告書としてまとめたので今年度終了施設についてもこれに沿った内容で報告書の作成をお願いしたい」と話されました。

次に報告事項に移りました。

①緩和ケアチーム従事者研修会実施報告

薬局薬剤師も多数参加したことが報告されました。

②広島県がん対策推進委員会について

広島県がん対策推進条例に基づき、がん対策に関して審議する知事附属機関として「広島県がん対策推進委員会」が設置され、併せて専門的に調査・協議する組織として「緩和ケア推進会議」が設けられた。この緩和ケア推進会議では、緩和ケア支援センターに設置されている3つの協議会(緩和ケア病棟連絡協議会、緩和ケアチーム等連絡協議会、在宅緩和ケア推進協議会)の意見を踏まえて検討することになると報告されました。

③在宅緩和ケア推進モデル事業報告

・広島市立安佐市民病院

在宅緩和ケアコーディネーター配置、資源マップ作

成、地域ネットワーク会議体制づくりの各ワーキングを中心活動した内容について報告がありました。

・市立三次中央病院

定期的に開催されている在宅緩和ケアネットワーク会議の実施状況、内容について報告がありました。また在宅緩和ケアコーディネーターの活動や課題についても報告がありました。

・福山市医師会

3か所の往診専門医療機関から在宅緩和ケアコーディネーターを派遣して医師会に設置した相談窓口（ローズネット）の活動内容について報告がありました。

続けて協議事項にうつり

④地域在宅緩和ケア推進事業中間報告書について

承諾いただければ、整えて製本し来年度第1回会議までには作成し、関係会議等で配布したいとのことでした。

⑤在宅緩和ケアコーディネーターの配置のあり方について

在宅緩和ケアコーディネーターの配置のエリア、配置場所、経費的な問題も含め協議されました。

最後に委員全員が在宅緩和ケアコーディネーターについて意見を述べて会議が終了しました。

地域・職域会長協議会

日 時：平成27年3月3日（木）19:00～

場 所：広島県薬剤師会館

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

（1）平成28年度事業計画（案）について（資料1）

（2）第47回広島県薬剤師会臨時総会について

（資料2）

開催日時：3月27日（日）午後1時～

開催場所：広島県薬剤師会館

資料発送：3月14日（月）

出欠回答締切日：3月18日（金）

欠席者への書類【委任状、書面表決（議決権行使書）】発送：3月18日（金）以降

書類の返送：3月25日（金）午後5時までに本会事務局へ郵送

質疑事項事前提出締切日：3月22日（火）

（3）第48回広島県薬剤師会定時総会について

日時：6月19日（日）午後1時～

場所：広島県薬剤師会館

（4）第36回広島県薬剤師会学術大会について

日時：11月20日（日）

場所：学校法人福山大学宮地茂記念館

（5）休日・夜間診療、小児救急等に係る補助について

（資料3）

（6）ひろしま医療情報ネットワークについて

（7）薬局機能情報報告について（資料4）

（8）在宅支援薬剤師研修カリキュラムの作成について（資料5）

（9）健康サポート薬局事業について（資料6）

（10）マスコット・キャラクター ヤクザイくんの活用について（資料7）

（11）アジアトライアスロン選手権・ドーピング防止講習会及びスタッフ説明会の開催について

日時：4月10日（日）午後1時～（資料8）

場所：廿日市市総合健康福祉センター

（あいプラザ）（廿日市市新宮1-13-1）

（12）薬局実務実習受け入れについて（資料9）

ア 指導薬剤師の養成について

イ 地域薬剤師会の受け入れ薬局の状況について

（13）日本薬剤師会生涯学習支援システム・JPALSの推進について（資料10）

（14）復職支援研修説明会について（資料11）

（15）平成27年度広島県薬剤師会各賞（薬剤師会賞、同功労賞、同有功賞）候補者の推薦について
提出期限：4月20日（水）

（16）平成28年度広島県薬剤師会会費について

会費の割当額は、当該会計年度の前年3月31日現在の会員数に会費を乗じた額とする。

3月7日現在の名簿を郵送いたします。調査期日3月31日までの追加・訂正等がある場合は、通常の入会・変更・退会届出用紙と共に、会員数区分別表の提出ください。（4月の最初の開所日の午前9時までに、本会事務所に、郵送またはファックスで届いた所定の書類のうち、3月31日以前の日付の書類に限り、3月31日現在の会員数算定の根拠とすることとする。）

（17）会館建設について（エリアマネジメント推進調整会議）

（18）事業用定期借地権設定契約書（案）について（資料13）

（18）その他

ア 中国新聞広告掲載について（資料14）

3月15日（木）

イ 平成28・29年度広島県薬剤師会代議員選挙について（資料15）

ウ 旅費規程について

4. 閉 会

平成27年度 禁煙支援アドバイザー講習会

日 時：平成28年3月6日（日）13:30～15:00
場 所：広島県薬剤師会館



報告 I

広島支部 貞永 昌夫

プログラム

1. 開会

広島県薬剤師会 副会長 村上 信行

2. 講演

<楽しく支援>

～一步前へ踏み出し、地域に貢献しよう～

一般社団法人熊本市薬剤師会

くまもと中央薬局主任

くまもと禁煙推進フォーラム世話人

後藤 美和 先生

3. 質疑応答

広島県薬剤師会 常任理事 重森 友幸

4. 閉会



まず始めに熊本県の紹介で、葉タバコ生産日本一で1,200haの耕作面積があり、現在習慣的に喫煙している者の割合が平成24年度で38.5%と全国8番目の県より来られたと説明があり、「10数年前より学校薬剤師業務を開始し、担当校から薬物乱用防止教育の一環として禁煙防止教育の依頼が来たが、葉タバコ農家が多い地域の学校を意識しそぎ『授業大失敗!!』。それがトラウマに成り、有り難い事にそれ以降も依頼を受けたが、なんなく断る自分がいた。これではいけないと一念発起し、ちょうどその時に熊本県薬剤師会学校薬剤師委員会に薬物乱用防止教育用資材作成プロジェクト発足メンバーの一員として、く

まもと禁煙推進フォーラムと出会い情報交換の中で、さまざまなノウハウを学び、そのころ私の周りは出産ラッシュで友人の主宰する育児サークルにて禁煙活動の出前講座にて喫煙防止啓発活動を再開し担当校での喫煙防止授業も何とか成功し、試行錯誤しながら現在に至りました。」と説明されました。

掲示物の中身は、

- WHOによる、2003年可決・2004年発効の世界でたった1つのタバコ規制への思いを集めた条約で、FCTC（タバコ規制枠組み条約）について
- タバコの中身・仕組みについて
- タバコの害について
- 卒煙のコツ「あ・い・う・え・お」について
その中で、タバコフリー京都（京都禁煙推進研究会）のミュージアム型喫煙防止活動啓発との出会いにおいて、喫煙防止啓発グッズをイギリスのGASPより直接仕入れるか、そこの資財が日本語に編集されている原田産業より仕入れるそうです。

学生の授業については、翌年授業に行くとすっかり知識がリセットされる子供たちが多く、わたしたちの授業は、どの程度理解してもらっているのか、授業直前直後プレ&ポストアンケートを実施してみて、情報を網羅的に提供する事も重要だが、喫煙開始の可能性に強く影響する要因を把握し、そこに焦点を絞った防煙授業を実施することで、将来の喫煙行動選択リスクの減少につなげていきたいです。

最後に、平成28年診療報酬改定により、ニコチン依存者管理料の対象者の拡大で「若年層のニコチン依存症患者にもニコチン依存症治療を実施できるよう、対象患者の喫煙本数に関する要件を緩和する。」「35歳以上の者については、1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数が200以上であること。」となり35歳未満は、この要件が適用されなくなります。出来るだけ早期に治療を開始することで将来の健康悪化を防ぎ、医療費の抑制に繋がれば良いです。

自身も禁煙活動を実施する上で、試行錯誤・暗中模索の中で、興味の持たれる物・取り入れられる物事が沢山ありました。生徒・患者さんをあきさせない様に希望の持てる話で進めて行きたいものです。



報告Ⅱ

尾道支部 平野 健

研修の為に訪れたホールの中に、見たこともない展示物がずらりと並んでいました。入室してすぐに私はその展示物を見させていただきました。話や映像でしか見たことの無い外国のたばこは、手に取るのもおぞましいような写真が付いていました。(これはよっぽど人でないと吸う気になれないと思いました)また、小瓶に入った様々な化学物質が並んでおり、それがどういったものかを説明しているところがありました。(これは中学生に指導する際に使えるなと思いました。)

また煙草を吸ったらどうなるかなどの絵があり、英語でしたがとてもユーモラスなものもありました。展示物の手に入れ方が、イギリスからの個人輸入というところに先生の熱いを感じました。



講演の中では、後藤美和先生の地域（熊本県）ではタバコ農家の方が多く地域的に喫煙者が多いということもあります、そのことを考えて「タバコはダメ！」だと言いにくい状況だったことが分かりました。しかし、全

国的に見ても喫煙による肺がんは明らかなので、何とか手を打たなければいけないという思いがあり、行政とタッグを組み禁煙支援を進められてこられました。ここまででは色々なところで聞かせていただいているお話しでしたが、この後から禁煙活動の効果測定に話が移り、今までとは全く異なる講演になりました。

大学との協力で、実際に行った活動がどの程度相手に伝わっているかを調べられていました。活動前に喫煙防止教室を受ける学生に煙草についての考え方、どうして悪いのか、どうすればいいのかなどをアンケートを取り、喫煙防止教室の終了後に同じアンケートを再度行い、その差を有意差検定で調査していました。このことで喫煙防止教室を受けた学生にどれくらいの「思い」が伝わったのかを判定することが出来、伝えたかったことが伝わっていない部分をその後、学校側でフォローをしていただくことで喫煙防止教室が完成する。この手順を踏めば次年度フォローの部分を強化した喫煙防止教室にすればより完成度が高まるようになります。しかし、翌年になるとかなりの部分が学生の頭から抜けてしまうも多いらしく、やはり毎年御苦労なされているようでした。

私も中学校で学校薬剤師をしており、毎年全校生徒（約600名）を相手に喫煙防止・薬物乱用防止教室を行っていますが、終わった後にいつも「これでよかったかな？」と感じてきました。興味本位でついつい吸ってしまう生徒を何とか救い出せればと思う反面、そこにしか逃げ場が無い、もしくはそうせざるを得ない環境に居る子供たちを助けてあげることが出来ればという思いもあります。（こちらはなかなか難しいです）一部の生徒たちは伝わったかもしれません、本当に伝わったか分からないままだったので、是非この手順を使って、より良い喫煙防止教室を作りたいと思います。

このような機会に巡り合えたことに大変感謝し、今後も地域で必要とされる薬剤師として、日々精進させていただきます。

第1回県民が安心して暮らせるための四師会協議会



日 時：平成28年3月7日（月）19:00～
場 所：ANAクラウンプラザホテル広島

副会長 渡邊 英晶

地域包括ケア体制の構築にむけては、進む超高齢化社会への対応のみならず、2025年や2035年を見据え、こども～働き盛り世代に対する対応も必要となっています。

現在、地域医療構想が策定され、県内各地域の2025年を見据えた医療提供体制の構築が進められています。医療機関や医療・介護関係者には喫緊の課題として、既に市町や各関係団体と協働した取り組みが行われていますが、県民が生まれた時から地域社会の一員として健康保持・増進に努めるための基盤作りにも目を向ける必要性が我々医療人としてあります。

今回の会議では当協議会の検討内容として以下の2点が提案されました。

○県民が生涯にわたって健康に過ごすための予防体制の構築について

広島県民の健康状態に関する現状把握と課題抽出
生涯保健事業体制構築のイメージ図作成

○医療・介護人材の育成・確保に向けた対策について

また、出席委員は「地域包括ケア体制の構築に向けて、各団体がそれぞれ抱える課題について」という表題で活発に意見交換を行いました。

特に医師会や看護協会から薬剤師会に対して在宅医療推進のため、現場に積極的に係ってほしいとの要望がありました。今後、当薬剤師会が計画しています在宅支援サポート薬剤師養成および研修会の重要性を感じることができました。

高齢者医療に特に目が向けられていますが、幼少期から一貫した予防体制の確立も特に重要であるとの意見も出されました。

今後の検討体制として、四師会の各関係役員が参画するワーキンググループでの検討を目指すことと決定しました。

今後のスケジュールについて

連絡協議会：4月～5月 10月～11月

テーマ毎のWG：5月～来年3月

その他：協議会にて四師会役員による現状報告

必要に応じた勉強会の開催

四師会協議会とは

1. 目的

県民の健康保持・増進、さらには予防の観点にも力を注ぎ、県民が安心して暮らせる地域社会の構築に努めることが我々医療を提供する団体の使命として、広島県民が県内のどこに住んでいても、安心できる医療・介護サービスをうけることができるよう、四師会で「危機感」を共有し、「目指す姿」のあり方と実現に向けて検討する。

2. 構成団体・委員

①広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会そして必要があればその他県内医療関係団体へ参画をよびかけることができる。
②各団体の会長及び副会長をもって委員とする。

3. 設置期間

当面、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、構成団体に異議がなければさらに1年間自動的に延長する。

4. 協議会の開催と検討体制

①原則年2回程度とし、必要があれば隨時開催する。
②協議会は必要に応じて、委員以外の出席を認め、意見・説明・助言を聞く事ができる。なお、協議会は必要があると認めるとき、専門的に協議するWGを設置することができ、WG委員は四師会の担当役員等をもって構成する。

5. 協議会の事務局

協議会の庶務は当面、広島県医師会事務局にて行い、必要に応じて構成団体持ち回りで行うこととする。

6. 協議会の運営経費

協議会や必要に応じ設置のWGの活動に要する経費のうち、構成委員の旅費等については所属する団体にて対応し、研修会・講習会などの講師料および必要経費は都度協議する。

3月7日出席委員名（敬称は略させていただきます）

広島県医師会

副会長 檜谷義美 豊田秀三 桑原正雄

常任理事 温泉川梅代 水野正晴 大谷博正

広島県歯科医師会 副会長 小島 隆

広島県薬剤師会 副会長 渡邊英晶

広島県看護協会 専務理事 山本恭子

事務職員その他 8名 総勢17名

日本薬剤師会第86回臨時総会



日本薬剤師会代議員 竹本 貴明

日 時：平成28年3月12日（土）・13日（日）

場 所：ホテルイースト21東京

日本薬剤師会石井甲一副会長の挨拶により総会が開会され、続いて会長演述が行われました。

薬歴未記載問題、無資格者による調剤などが露見し、医薬分業に対する批判の中、一部大型門前薬局に対する基本料の減算措置や薬価引き下げ分を考慮すると十分に満足のいく改定とは言えないものの、なんとか報酬本体をプラス改定にすることができた。しかしながら、そのような中にあって明確に「かかりつけ薬剤師」を評価する点数項目が新設されたことは、地域に根を張って患者さんと向き合い、その患者さんから信頼される薬剤師業務を実施してきた薬剤師が診療報酬上で具現化されたものに外ならず、大変価値のある改定だと思っていると述べられました。

その後、報告が1件（平成27年度会務並びに事業中間報告）と、議案が6件（第1号～第5号は平成27年度補正予算、平成28年度の事業計画・会費・収入支出予算・借入金最高限度額の件に関する議案、第6号の日本薬剤師会会长候補者及び副会長候補者選挙の件でした。

続いて、重要事項経過報告として、

- ①診療報酬改定について
- ②薬局・薬剤師をめぐる最近の動向
- ③ICTへの取り組みについて（日本薬剤師会HPKI認証局の現状としては平成31年度から本格的に発行を開始し5年間かけて10万枚ほどを発行予定）
- ④予算税制改正について
- ⑤薬学教育関連事項への対応について（改定モデルコアカリキュラムが平成27年度入学の学生から適応されており、その学生に対応した薬剤師国家試験が第106回から適応される）
- ⑥生涯学習支援システム（JPALS）
- ⑦薬剤師年金保険について
- ⑧日薬会館建設について
- ⑨その他

が担当役員より説明がありました。

⑨その他としては「薬剤師倫理規定の見直しに関する特別委員会の設置について」、「臨床・疫学研究倫理審査委員会の設置について」、「水銀添加廃製品回収業務への協力について」等が報告されました。

ブロック代表質問・一般質問では中国ブロックからは代表質問を島根県薬会長陶山千歳代議員が行い、

①薬剤師不足（地域偏在）について

②広報委員会の再開について

③電子版お薬手帳のリンク付けサーバーの運用のガイドラインについて

④医療用麻薬の流通・譲渡の規制緩和についてなどを含む7項目について質問をいたしました。

また、一般質問では広島県薬会長前田泰則代議員より会館建設についての質問をいたしました。

また、他のブロックからの質問及び一般質問では、

- ・被災地支援及び災害対策、災害薬事コーディネーター育成について
- ・医療事故防止に対する事例収集、分析事業について
- ・認定こども園の学校薬剤師について
- ・薬剤師年金保険について
- ・今後の薬局のあり方並びに若手役員の育成についてなどの質問が行われました。

その後、議案第1号～6号の採決にうつり全議案が執行部の提案通り議決され、続いて会長候補者選挙及び副会長候補者選挙が行われました。

会長候補者には東京都山本信夫候補、宮城県生出泉太郎候補の2名が立候補し、山本信夫氏が会長候補者に選出されました。

また、副会長候補（定数5名）には福岡県田尻泰典候補、広島県前田泰則候補、東京都鈴木洋史候補、静岡県曾布川和則候補、大阪府乾英夫候補、東京都石井甲一候補、愛知県岩月進候補、栃木県森昌平候補の8名が立候補し、森昌平氏、乾英夫氏、石井甲一氏、田尻泰典氏、鈴木洋史氏の5名が選出されました。

最後に日本薬剤師会乾英夫副会長の閉会の辞で総会の全日程を終了致しました。



在宅医療支援車（モバイルファーマシー）説明会



日 時：平成28年3月17日（木）
場 所：広島県薬剤師会館

検査センター 城崎 利裕

春の風が心地よい3月17日快晴、広島県薬剤師会に在宅医療支援車モバイルファーマシーが納車されました。

図面上では見ておりましたが、実車を見るのははじめてのことでのことで、想像を超える大きさにまず驚きました。

高さも高いのですが、横幅が思いのほか出っ張っており、運転席に座ってからの車幅は少し感覚的な慣れが必要と感じました。

また、車体には会名に入ったラッピングが施されているため、マナーの悪い運転はしないように心がけなければなりません。



次に、メーカーによる装備の説明を受けました。まずは、外周についてですが、簡単に申し上げますと、給水タンクが2カ所と発電機が装備されています。

給水タンクは手洗い、シャワー、トイレに使用され、モーターで送水する仕組みになっております。

発電機は後ろのナンバープレートの裏側に装備されており、ガソリンで発電します。音はかなりうるさいですが、収納すれば気にならないくらい静かになりました。



発電機

電装関係では、外部のコンセントから充電できるソケットや、サブバッテリーなどの装備のほか、屋根上のソーラーパネルによる蓄電もできるようになっております。

また、車両の左側上部にサイドオーニングが収納されており、付属のパーツを付けると部屋のように囲うこともできます。雨の日や強い日差しを避けることができる仕組みになっています。



サイドオーニング

次に、内装ですが調剤に必要なものがコンパクトに収納されております。

調剤棚、分包器、天秤、冷蔵庫はもちろんクリンベンチまで備え付けられており、狭いながらも充実した内装となっております。

疲れたときなど、サイドベンチがあり休憩することもできるうえ、上部にはベットも用意されており泊まる場所のない状況においても安心設計となっています。空調には家庭用のエアコンがあり快適な環境を作ります。



調剤棚



分包器

また、簡易的ではございますがトイレ、シャワーも完備されており、衛生的にも配慮されています。

補助的な備品として、車の側面に40型のテレビがかけられるようになっており、地上デジタル放送、BS放送が受信できます。

次に、会館駐車場内ではありますが、動かしてみての感想ですが、思いのほか揺れます。車体の設計が揺れるようになってあるためか段差を超えるときゆさゆさと大きく揺れます。そうすることで揺れが吸収され荷台の薬局部分が守られる構造になっています。

納車当日の午後6時から、役員の先生方を中心に、メーカーによる説明会を開催しました。様々な装備が準備されていますので興味深く聞いておられました。

平成27年度 日本薬剤師会行政薬剤師部会講演会

行政支部 行廣 亨平

日 時：平成28年3月18日（金）

場 所：大阪府薬剤師会館

プログラム

1. 主催者挨拶

日本薬剤師会専務理事 寺山善彦

2. 報告「平成27年度行政薬剤師部会事業報告」

日本薬剤師会行政薬剤師部会副部会長 高木靖史

3. 講演

(1) 「ジェネリック医薬品の使用促進について」

厚生労働省医政局経済課課長補佐 荒川裕司

(2) 「かかりつけ薬剤師・薬局を中心とする医薬分業が目指すもの」

日本薬剤師会副会長 森 昌平

4. 閉会挨拶

日本薬剤師会行政薬剤師部会副部会長 高木靖史

現在、社会保障給付費の急増が懸念されており、ジェネリック医薬品の使用推進が求められています。また、医薬分業率が現在約70%に達している状況となっていることから、今後はかかりつけ薬局への転換が求められています。今回の講習会では現在の状況や目指すべき姿について詳しく説明がありました。

まず、高木靖史副部会長から、平成27年度の行政薬剤師部会で47都道府県を対象に実施したアンケート調査の暫定結果の報告がありました。調査内容は「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業及び地域医療介護総合確保基金を活用した事業」、「都道府県における後発医

薬品の使用促進策」及び「都道府県における薬剤師の採用・要請・指導等」についてで、この結果も今後の体制整備等への参考にしていくとのことでした。

次に厚生労働省医政局経済課高橋未明課長補佐からジェネリック医薬品の使用促進について講演がありました。日本は2025年に75歳以上が全人口の18%となり、社会保障給付費の急増が懸念されている中で、今般、骨太の改革2015において後発品のシェアを、2018年から2020年度のなるべく早い時期に80%以上とすることが決定されました。現在、これを達成するために政策の再構築を行っているところであるが、後発品の安定使用には、医療関係者や国民に情報提供する等、その環境整備を継続して行うことが必要であるとの説明を受けました。

続いて、日本薬剤師会森昌平副会長からかかりつけ薬剤師・薬局を中心とする医薬分業が目指すものについて講演がありました。

平成26年度の医薬分業率は68.7%に達しているが、医薬分業のあり方について指摘が続いていること、また、骨太の改革2015によりかかりつけ薬剤師・薬局には服薬情報の一元的・継続的把握、24時間・在宅対応、医療機関との連携の3つの機能が求められているが、現状では門前薬局が大勢を占めているため、これから薬局は立地も地域に移し、薬剤師は薬中心の業務から服薬指導、在宅での薬剤管理など患者中心の業務にシフトしていく必要があると説明を受けました。

今回の講演会では、ジェネリック医薬品のシェア拡大やかかりつけ薬局・薬剤師の推進などにおいて、薬剤師が果たす役割の大きさを感じるとともに、我々行政薬剤師も地域薬剤師会との連携等を通して、住民の保健衛生の向上に取り組んでいく必要があると感じました。

平成27年度 復職支援研修会報告



未就業薬剤師就労支援実行委員会 吉田 亜賀子

「病院・病床機能の分化・強化」「在宅医療の推進」「チーム医療の推進」等の施策が挙げられ薬剤師を取り巻く環境が変化している中、薬剤師不足もあり対応が遅れています。

平成27年度の新規事業として「未就業薬剤師の就労支援」を開始し、研修スケジュールは下記の表の通りです。

平成27年度復職支援研修会開催スケジュール					
回 数	日 程	会 場	内 容	参 加 人 数	講 師
第1回	6月4日	まなびの館ローズコム	保険調剤	10	村上副会長
	6月4日	広島県薬剤師会館	保険調剤	16	松村常務理事・吉田委員
第2回	7月14日	まなびの館ローズコム	保険調剤	10	村上副会長
	7月15日	広島県薬剤師会館	保険調剤	15	松村常務理事・吉田委員
第3回	9月1日	まなびの館ローズコム	病院薬剤師	9	長崎信浩先生・村上副会長
	9月1日	広島県薬剤師会館	病院薬剤師	11	形部宏文先生・吉田委員
第4回	10月14日	まなびの館ローズコム	薬物療法	10	村上副会長
	10月14日	広島県薬剤師会館	薬物療法	14	松村常務理事
第5回	11月17日	まなびの館ローズコム	介護保険	9	村上副会長
	11月19日	広島県薬剤師会館	介護保険	11	松村常務理事・吉田委員
第6回	1月14日	まなびの館ローズコム	薬物療法～高血圧～	8	村上副会長
	1月14日	広島県薬剤師会館	薬物療法～高血圧～	10	吉田委員
第7回	2月19日	まなびの館ローズコム	一般用医薬品	4	佐々木勝洋先生
	2月23日	広島県薬剤師会館	一般用医薬品	6	佐々木勝洋先生
第8回	3月18日	まなびの館ローズコム	学校薬剤師ほか	4	村上副会長
	3月23日	広島県薬剤師会館	学校薬剤師ほか	5	吉田委員

参加者合計 152人

薬局・病院実習参加者			
薬局実習参加者	東部 6人：11回	11店舗	
薬局実習参加者	西部 10人：16回	11店舗	
病院実習参加者	東部 5人：5回	3病院	福山市民病院・福山医療センター・中国中央病院
病院実習参加者	西部 4人：4回	3病院	広島大学病院・舟入病院・東広島医療センター

オリエンテーションには多くの参加者がありましたが、その中には子供さんがまだ幼く将来の復職に向けて話を聞きに来た方も多くみられました。そのため後に続く研修会への参加者、薬局・病院実習の参加者は多くはありませんでした。

参加者からは「研修を通じて止まっていた知識が増えました」「実際に病院・薬局の実習をすることで復職へのハーダルが下がった気がします」…等の感想をいただきました。

少数ではありましたが、実習先の薬局への就職（復職？）された方もおられました。

引き続き平成28年度も同様のスケジュールで復職支援を行います。

中国・四国地区薬剤師会薬局実習受入調整機関評議員会 及び運営委員会合同会議

日 時：平成28年3月19日（土）14:00～
場 所：サンピーチOKAYAMA

前田泰則評議員会会長の挨拶の後、報告事項、協議事項について協議された。

平成27年度の事業報告として、平成27年度の中国・四国地区での薬局実習実習の受け入れ依頼状況について、認定実習指導薬剤師養成ワークショップの開催について、各県薬剤師会の薬局実習への対応について報告された。薬学部のある県については、学生が集中し、薬学部のない県については、ふるさと実習もなかなか増えない状況のままである。実習を受け入れる薬局と、受け入れない薬局もはっきり分かれてきており、受け入れが続いている薬局は、指導薬剤師の疲弊も見られ、退職等による世代交代も含めて今後の養成を検討しなければならない。

また、3月末から認定実習指導薬剤師の更新が始まるので、更新しない指導薬剤師数とあわせて、今後の養成を検討しなければならない。

協議事項では、平成28年度事業計画（案）および予算（案）、各県の負担額について協議され、原案通り承認された。出石啓治WS委員長会委員長より今年度は、改訂コアカリ対応のWSがスタートし、9月と10月に福山大学または就実大学で2回開催する予定と報告された。後日、県別に参加希望者数を募り、配分されることとなった。

旧WS参加の認定指導薬剤師については、中四国地区で、新コアカリ対応のアドバンスドWSを開催し、その後は各県で開催していく予定であることが報告された。

手嶋大輔病院・薬局実習実習中国四国地区調整機構委員長より、中央調整機構での会議報告があった。改訂コ

ア・カリキュラムについてアンケート調査を行い、60%～70%の回収率で、薬局実習の希望の期としては、I期～III期が多く、病院ではII期～IV期が多かったこと。受け入れ可能な人数としては、薬局は1700人程度で、果たして、この人数が、実現可能な数字かどうか、病院との連携を含めて、精査していかなければならないこと。今後も、内容を変えてアンケート調査をする予定と報告された。

実習期間については、現行はI期＝5～7月、II期＝9～11月、III期＝1～3月で実施されているが、改訂コアカリの実習が開始される平成31年からは、I期＝2～5月、II期＝5～8月、III期＝9～11月、IV期＝1～3月で実施することが検討されている。したがって、移行期の平成30年度はI期＝4～7月、II期＝7～10月、III期＝11～1月とする予定であること。

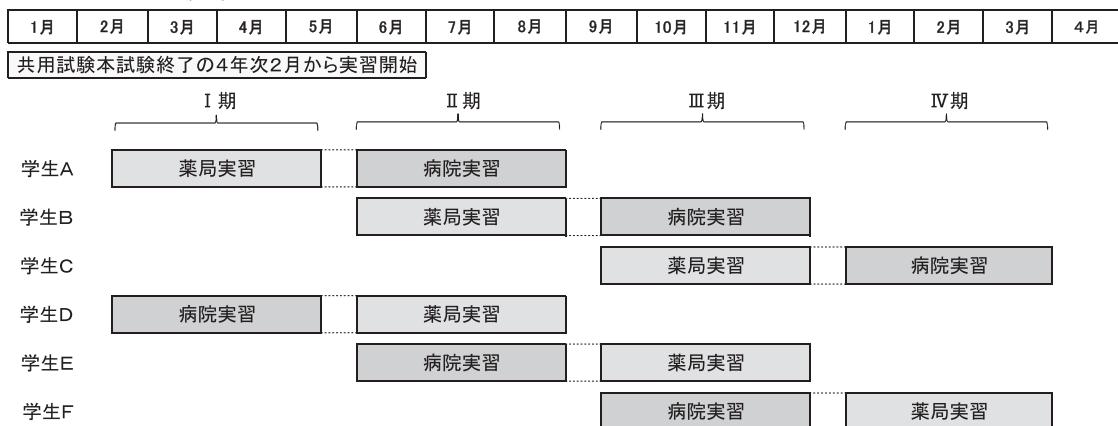
WSの受講要件に、継続して3年の勤務があるが、女性薬剤師の方から、産休・育休を使うと認定をとるのに不可能なケースがあるので、今後検討してほしいという要請があったことが報告された。

次に、各大学から学生の人数の増減について報告され、徳島文理大学は20名、福山大学は50名、広島国際大学40名、松山大学40名程度の学生の増加が見込まれているとのことであった。（安田女子大学は欠席）

広島県では、定員で100名以上増える予定なので、受け入れ薬局の登録・受け入れ人数の増員・指導薬剤師の更新等ご協力をよろしくお願いします。

文責：木下美穂

実習のパターン（案） 平成31年より



I～IV期のそれぞれの実習開始日は、全国的に同じとする。
各実習施設は、原則として最大3つの期までエントリーが可能。（I期とIV期が重なるため。）

平成27年度 ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会



常務理事 重森 友幸

日 時：平成28年3月22日（火）16:00～17:00

場 所：広島県健康福祉センター

まず初めに、衣笠祥雄会長の挨拶があり、総会が始まりました。

（1）平成26年度事業報告および収支決算について事務局より発表がありました。

民間主導による健康運動の推進では、健康づくりの機運醸成・環境整備として2回の推進会議総会が実施されました。（26年6月と27年3月）

人材育成・生活習慣病健康推進イベントでは、健康づくりイベントとして

○健康サポートフェアの開催

健康大使の活用では

○ひろしまフードフェスティバルへの参加

○第9回祇園・興動祭への参加

健康づくり講演会としては、

「のばせ健康寿命」～生涯自分らしく生きるために～と題して医師や運動指導士の立場からの講演。また県民運動推進会議名入りのティッシュペーパーを作成し健康づくりイベントで配布して一般県民へ周知を図りました。

実行組織の連携事業としては、生活習慣予防レシピとしてホームページ上に広島県栄養士会作成のレシピ公開。広島県国民保健団体連合会監修で「ひろしまウォーキングBook」CD-Rを400枚作成し、健康推進イベントで配布。大腸がん検診啓発トイレットペーパーを2,600個作成し、健康イベントなどで配布。

広報活動事業では

○ひろしま健康づくり県民運動推進会議ホームページの公開

○ひろしま健康づくり県民運動推進会議のポスターを1,000枚作製し、構成団体、協賛会員、関係団体、市町、保健所などへの配布。健康標語階段シールの作成・配布

○ひろしま健康づくり県民運動推進会議エコバッグを2,000枚作成、一般県民へ配布

の内容が報告されました。

収支決算については、事業の収支および事業支出内訳が報告され、その監査報告が行われ満場一致で承認されました。

（2）実行組織による平成26年度事業報告

①ひろしま食育・健康づくり実行委員会

平成26年10月25、26日開催のひろしまフードフェスティバルでの普及啓発活動が述べられました。内容は広島県国民保健団体連合会、全国健康保険協会広島支部など構成団体の血管年齢測定、健康相談、血圧測定、体脂肪測定や栄養相談など。

また、

○食育チャレンジカードによる普及啓発

○減塩レシピによる普及啓発

○食育に関するコンクールの開催

○食育活性化支援事業として県内二次医療圏ごとに食育に関する取組への補助金支援

○食育・健康に関する情報提供（塩分8g以下、野菜350g以上ののりの作りの作成）などの内容が報告されました。

②「がん検診に行こう」推進会議

会員数は138団体でありがん検診の普及に大きな力を発揮していることが報告されました。啓発キャンペーン2014では地域イベントや企業とのタイアップなど、種々の機会・媒体を活用し啓発活動を支援。啓発キャンペーンの認知度も上昇して8割に達しました。2015年啓発キャンペーンではポスターも新しくデーモン閣下の「すぐ受けたまえ！がん検診」としました。情報発信を強化し『啓発』から「受診行動」へ更に直接に誘導するために新たな取組として、閣下Eメールの開設（5月21日～）がされました。

③広島県禁煙支援ネットワーク

禁煙アドバイザーの普及として、スマートフリーピンバッジの作成がされた。東京オリンピックに向けて広島より先進的に禁煙運動を進めている。禁煙運動に参加している団体、個人に無料で配布しており草の根運動から広島県内スマートフリー環境を目指しています。

また、26年10月開催の第12回広島県禁煙支援ネットワーク研修会について報告されました。

④広島県ウォーキング協会

主催で瀬戸内・安芸灘とびしま海道ウォーキング大会、ピースウォークひろしまツーデー（全国規模のウォーキング大会・宮島・広島市内で開催）。また県内で開催される各種ウォーキングに後援・協力参加して県民の健康維持に寄与されています。

また、広島県ウォーキング協会主催・認定指導員講習会を開催しています。

⑤一般社団法人広島県精神保健福祉協会

普及啓発研修会では地域交流支援事業として、精神障害者に関する地域交流事業に対する助成。地域精神保健研修会「ひきこもる若者のやる気を出す認知行動療法」の講演会開催。「発達障害のある人の支援」講演会。児童思春期精神保健事例検討ワークショップ相談事業としてはこころの電話相談事業、不眠電話相談事業、などについて報告がされました。

平成27年度 第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会



常務理事 二川 勝

日 時：平成28年3月24日（木）14:00～15:00

場 所：広島県庁・本館

プログラム

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議題
 - (1) 委員長の選任について
 - (2) 平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
 - (3) その他
4. 閉会

【配付資料】

- 資料1 平成28年度事業計画（案）
- 資料2 平成28年度収支予算（案）
- 参考資料1 事業の状況について
- 参考資料2 平成27年度食育チャレンジカード
- 参考資料3 平成27年度けんこうチャレンジ
- 参考資料4 ひろしま食育・健康づくり実行委員会規約

3. 議題の（1）の委員長は委員の互選により、全国健康保険協会広島支部松井収委員が選出されました。続いて平成28年度事業計画及び収支予算が承認され散会しました。

平成28年度ひろしま食育・健康づくり実行委員会事業計画（案）

資料1

1 重点啓発活動

（1）保護者へのセミナー等啓発活動

ア 事業の分野

栄養バランス、減塩の推進、食育一般

イ 事業内容

親子で幼少期から健康的な食事に親しみ、将来的に健康的な食事を選ぶことができるよう、妊婦や幼少期の子を持つ保護者を対象にセミナー等の啓発活動を実施する。

ウ 担当団体

（公社）広島県栄養士会、（一社）広島県食品衛生協会、広島県PTA連合会、広島県高等学校PTA連合会、広島県○ ※○は主担当団体（以下同じ。）

エ 予算

項目	金額
実施費用（講師謝金、旅費、会場費等）×8か所	400千円
通信費等雑費	10千円
合計	410千円

オ スケジュール

時期	事項
5月	実施方法、実施要領の策定
6月	実施箇所の募集
7月～2月	実施

2 一般啓発活動

(1) ひろしまフードフェスティバルでの普及啓発

ア 事業の分野

減塩普及、野菜摂取増加、健康づくり啓発等

イ 事業内容

減塩、野菜摂取及び健康づくりの促進のために、「ひろしまフードフェスティバル」に参画し、関連団体の出展により普及啓発活動を実施するとともに、食育・健康づくりに関する調査を行う。

ウ 開催日時等

実施日：平成28年10月15日（土）、16（日）（予定）

場 所：広島城及び中央公園周辺（広島市中区基町）（予定）

エ 担当団体

（公社）広島県栄養士会、広島県国民健康保険団体連合会○、全国健康保険協会広島支部、（公財）広島県地域保健医療推進機構、広島県食生活改善推進員協議会、広島県

オ 予算

項目	金額
ブース出展料（備品込み）	1,200千円
ブース材料費等雑費	50千円
合 計	1,250千円

カ スケジュール

時期	事項
6月	出展のための打合せ会議
7月～8月	参加希望団体の出展とりまとめ
8月中旬	フードフェスティバル実行委員会への出展申込み
9月	打合せ会議
10月	出展

(2) けんこうチャレンジによる普及啓発

ア 事業の分野

共食の推進、減塩の促進等

イ 事業内容

共食や減塩の促進のために、食や健康に関する目標を決めて実践する「健康チャレンジ」事業〔けんこうチャレンジ実行委員会主催（事務局：広島県生活協同組合連合会）〕に参画し、普及啓発活動を実施する。

ウ 担当団体

（株）中国新聞社、広島県農業協同組合中央会、広島県P T A連合会、広島県高等学校PTA連合会、広島県○

エ 予算

項目	金額
事業負担金	200千円
合 計	200千円

オ スケジュール

けんこうチャレンジ実行委員会と調整しながら実施

3 食育支援活動

(1) 食育活性化支援事業

ア 事業の分野

減塩（本年度）

イ 事業内容

地域における食育の推進を図るために、二次保健医療圏（広島圏域を芸北地域と海田地域の2圏域に分け8圏域とする。）域毎に開催されている食育推進圏域連絡会議（市町や地域の食育に関する団体等で構成）で行われる取組のうち、当実行委員会が指定する特定の重点分野に関する取組を支援する。

ウ 担当団体

（公社）広島県看護協会、（公社）広島県薬剤師会、健康保険組合連合会広島連合会、（一財）広島県環境保健協会、広島県◎

エ 予算

項目	金額
事業費（60千円）×8圏域	480千円
同一圏域内での複数申請への対応費	240千円
振込手数料等雑費	10千円
合計	730千円

オ スケジュール

時期	事項
4月	各保健所（支所）に通知
4月から12月（随時）	申請書受付
	担当団体による審査（FAX、メール）及び助言
	決定通知
随時	事業報告及び支出

(2) 啓発資材の作成・広報

ア 事業の分野

食育一般

イ 事業内容

効果的な食育の取組を進めるために、食育に関するリーフレット等の啓発資材の作成や広報を実施する。

ウ 予算

項目	金額
作成広報費用	300千円
合計	300千円

4 会議開催

(1) 事業内容

会議名	回数・時期
実行委員会	2回（6月、3月）
ワーキング会議	事業に応じ随時開催

(2) 予算

項目	金額
会議等経費	11千円
合計	11千円

平成28年度ひろしま食育・健康づくり実行委員会収支予算（案）

資料2

1 収 入

(単位：円)

区分	27年度 A	28年度当初 B	増減 C	備考	
負担金	2,980,000	2,780,000	△ 200,000	(一社)広島県医師会	300千円
				(一社)広島県歯科医師会	300千円
				(公社)広島県薬剤師会	150千円
				(公社)広島県看護協会	150千円
				(公社)広島県栄養士会	100千円
				広島県国民健康保険団体連合会	300千円
				(一財)広島県環境保健協会	300千円
				(一社)広島県生活衛生同業組合連合会	50千円
				広島県農業協同組合同業会	50千円
				(一社)広島県食品衛生協会	10千円
				広島県スーパーマーケット協会	50千円
				広島県P.T.A連合会	10千円
				広島県高等学校P.T.A連合会	10千円
				広島県	1,000千円
雑収入	500	500	0	利息	
事業負担金	203,600	0	△ 203,600		
繰越金	1,354,821	100,000	△ 1,254,821		
合 計	4,538,921	2,880,500	△ 1,658,421		

*各団体の負担金については、それぞれの理事会等における平成28年度予算決定後に確定する。

2 支 出

(単位：円)

区分	27年度(参考) A	28年度当初 B	増減 C	備考	
重点啓発活動	600,000	410,000	△ 190,000	幼少期の子を持つ親への啓発事業	
一般啓発活動	2,653,600	1,430,000	△ 1,223,600	○ひろしまフードフェスティバル ブース出展料等 ブース材料費等 ○けんこうチャレンジ 事業負担金	1,200千円 30千円 200千円
食育支援活動	1,050,000	1,030,000	△ 20,000	○食育活性化支援事業 支援事業費60千円×8か所 同一圏域内での複数申請への上乗せ費用 振込手数料等 ○啓発資材の作成 資材作成費	480千円 240千円 10千円 300千円
会議運営費	10,500	10,500	0	会議等経費	11千円
繰越金	224,821	0	△ 224,821		
合 計	4,538,921	2,880,500	△ 1,658,421		

広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会



三次支部 川本 貴洋

日 時：平成28年3月26日（土）17:00～19:30

場 所：三次市福祉保健センター

プログラム

1. 開 会

2. 議 題

(1) 広島県のがん対策の現状について

広島県健康福祉局がん対策課 主幹 本岡 修

(2) がん検診受診率向上に向けて

(公財) 広島県地域保健医療推進機構
健康づくり推進部健康推進課 課長
藤井紀子

(3) 三次市からの情報提供

三次市健康推進課 大原千恵

(4) 肝炎ウィルス検査受検勧奨について

広島県健康福祉局薬務課 事業推進員
三村武士

(5) がん検診・治療に関わる上で知っておきたい知識

広島大学病院薬剤部 副薬剤部長
佐伯康之（がん認定薬剤師）

3. 質疑応答

4. 閉 会

現在、2人に1人が癌にかかると言われています。しかしながら、県も市も、様々な取り組みを行っているにもかかわらずがん検診の受診者数は2人に1人を下回っています。そこで、広島県では、「がん検診サポート薬剤師」を養成し、県民のがん死亡率を低下するための取り組みを行っています。

今回の講義では、私たち薬局の薬剤師もがん検診の受診率向上のため、協力する事ができることが分かりました。

まず、根本的な生活習慣について、服薬指導を通して予防を促すことができ、癌の発生自体を減らすことができます。

次に、検診を患者さんに促す事ができます。残念ながら、全ての患者さんのがんを予防する事はできません。そのため、検診を行い早期発見・早期治療をすることで健康に過ごせる時間を長くし、生活の質を向上する事が目標です。

最後に、がん治療による副作用をモニタリングし、適切な使用や対処を患者さんにアナウンスすること、患者さんの不安や疑問を解消することで生活を豊かにするお手伝いができます。

県民のがん死亡率を下げる・・・この目標に対し、私は、がんとはどういうものかを理解し、検診による早期発見・早期治療のメリットとデメリットを県民にアナウンスして、皆で豊かな生活ができるようお手伝いできるようになればと思います。

広島県地域保健対策協議会 第1回医療・介護連携推進専門委員会



常務理事 有村 健二

日 時：平成28年3月31日（木）19:00～

場 所：広島県医師会（東区二葉の里）

報告・協議事項

(1) 委員会設置経緯・検討事項について

- ・広島県として目指す姿・方向性

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。

(2) 広島県における地域支援事業等の現状と課題

- ・各市町で実施の地域支援事業の取り組み状況
- ・在宅医療連携拠点事業等の取り組み状況
- ・退院調整状況調査
- ・地域ケア会議の実施状況

医療・介護・行政よりその立場から説明があった。

課題・工夫

- ・地域の医療介護サービス資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ・在宅医療・介護連携に関する相談の受付
- ・在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

- ・在宅医療に係る医療・介護関係者の研修
- ・24時間365日の在宅医療介護サービス体制の構築
- ・地域住民への普及啓発
- ・二次医療圏内・関係市町の連携

在宅の看取りについて 課題として、

- ・患者・家族の心構えなど、住民への啓発
- ・在宅医の負担を軽減する、主治医・副主治医などのシステム作り
- ・人材不足
- ・過疎地域などの遠距離の患者のフォロー

広島県の状況では他地域に比べて進んでいるように見えるが、課題は多いです。

薬剤師は居宅療養を行う看護職を除く他職種と同様まだまだ利用が少ない、そんな中でも、薬剤師にはお世話になっているという委員や是非頑張ってほしいと意見に緊張した。

各地域で連携の会議が多く開かれている、薬剤師の参加を望む。



指 定 店 一 覧

平成28年4月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島T Yビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパート を除く直営店)年中 無休9:30 ~19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送料費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・ プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センタ-	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:-10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

徳川家康没後400年記念 天下太平 徳川名宝展

会期：平成28年4月1日（金）～5月29日（日）

開館時間：9:00～17:00

※金曜日は20:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

入場料：一般 1,200円→1,000円／高・大学生 700円→500円／中校生以下無料

会場：3階企画展示室

休館日：月曜日

- ・所蔵作品展

リニューアル・オープン20周年記念「必見！広島ゆかりの名品セレクション展」

会期：平成28年4月19日（火）～平成28年7月10日（日）

開館時間：9:00～17:00

※入館は、閉館の30分前まで

※会期中、一部作品の展示替えを行います。（前期展示4月19日-6月5日、後期展示6月7日-7月10日）

入場料：一般 510円→410円／大学生 310円→250円／高校生以下無料

会場：広島県立美術館 2階展示室

休館日：月曜日

※特別展会期中・祝日・振替休日を除く

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 2月12日 薬事衛生指導員活動報告書の提出について
- 2月22日 平成28年度調剤報酬改定等説明会の開催について（通知）
- 3月1日 地域・職域会長協議会次第について（通知）
- 3月9日 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）資料の送付について
- 3月14日 平成28年度調剤報酬改定等説明会資料の送付について
- 3月16日 平成28年度公益社団法人広島県薬剤師会賞及び同厚労相並びに同有効賞授賞候補者の推薦について（依頼）
- 3月18日 新聞への広告掲載について（通知）
- 3月23日 平成28年度調剤報酬・改定資料集の送付について（依頼）
- 3月25日 平成28年4月からの福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応条教について（通知）
- 3月25日 認定基準薬局手数料の支部還付金について（通知）
- 3月25日 在宅訪問薬局相談窓口設置事業報告書の提出について
- 3月28日 平成28年度広島県薬剤師会会費について（依頼）
- 3月28日 平成28・29年度代議員選挙結果の告示について（通知）
- 3月31日 第47回広島県薬剤師会臨時総会資料の送付について（通知）
- 4月4日 平成28年度調剤報酬改定に関する訂正事項のお知らせ及び依頼
- 4月7日 かかりつけ薬剤師指導料等の「地域活動」に係る参加証明について（依頼）
- 4月7日 平成28年度保険薬局部会負担金の納入について
- 4月7日 平成28年度広島県薬剤師会会費の納入について（依頼）

◆ 平成28年2月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成28年2月18日（木）午後6時30分～午後8時25分
場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：井上映子

出席者：木平・大塚・野村・村上各副会長、豊見専務理事、青野・井上・小林・谷川・豊見・政岡・松村各常務理事

欠席者：前田会長、渡邊副会長、有村・重森・中川・二川各常務理事

1. 報告事項

(1) 1月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

(3) 委員会等報告

（大塚副会長）

ア. 検査センター委員会

1月26日（火）

新会館への移行システムと尿検査の項目の中にクレアチニンの検査が入るということで、現状では対応はできないので、保留という形にしたが、今、市の入札の中にクレアチニンが入ってきたということで急遽買うための予算立てを行なうようにした。リースで毎月支払いという形になるだろうと報告された。

イ. 優良委員会、認定基準薬局運営協議会、一般用医薬品委員会、がん検診サポート薬剤師養成委員会合同会議

基準薬局の運営については厚労省の発表した薬局サポートの流れが、あるべき姿の所を東京都薬等が考えている部分ですが、そういう案を作りましたが、薬務課に確認すると中身が変化するので運営・変更するには早すぎるということで保留になった。また、がん検診サポート薬剤師は目標数に達していないので2月及び3月に三原・尾道・三次近辺で開催する予定であると報告された。

1月27日（水）

ウ. 在宅訪問薬局に関する相談窓口の設置検討委員会

1月29日（金）

窓口に出された各地域薬剤師会の要望等を検討したところ、ほぼ合計が予算の中に収まりましたので、了承しました。講師、日当の金額が各支部で異なったので、各支部統一していただくという形にした。窓口をPRするためのマップ作りをしていく。できたものを県薬ホームページに掲載するという形になる。24時間対応の問題もありますので、いざれはっきりしたらそれを加味して動いていきたいと報告された。

エ. 正・副会長会議（平成28年度薬務課事業について）

2月10日（水）

平成28年度補助事業についての説明があった。会館建設に対する金額の提示。エリマネの審議が通って、中身が出来上がりつつあるが、完全なところまでは話しができていない。予算の問題等、周辺のアセスメントについての問題等で市から緑化と

いうことで要望があり、周りに緑を植えなくてはいけないので、神田先生に助言を仰ぎ、予算も決まってないが薬草等を植えてみたいということになっている。鬼門の場所にあたる所は桜よりも、桃や杏を植えた方が良いのではないかという意見があるが、まだ決まってはないと報告された。

オ. 日本薬剤師会平成27年度学校薬剤師部会全国担当者会議

2月17日（水）於 東京・日薬

水質検査の問題について、個人で水槽がある場合に水槽のまわりの劣化・破損による漏水等が行われていない状態で、これについてもきちんと扱う必要があるのではないかという例を出された。案として水質に関する検査項目の注意点がでてきたので、近々統一見解のものをお配り出来るとと思う。学校薬剤師として、児童の学校安全に関する薬剤師の役割もしっかりと見つめていきたいと思うと報告された。

(野村副会長)

ア. 県薬「地対協WG」

2月5日（金）

木平副会長よりアンケート結果が揃ったのでまとめた。25日の講演会で豊見常務理事がまとめたものを報告していただく。10年前に同じような事をしているのですが、若干違う所もあるのでその辺も含めてお任せしている状態であると報告された。

イ. 在宅訪問薬局相談窓口設置に係るレターブレス、ファブリックアーツとの打合せ

2月9日（火）

在宅訪問薬局のマップを作るのに、昨年末に見積もりをお願いして、80万余りの予算だったので良いというのはあったのですが、どんな風にするか詳細を詰めた。また、薬局の中でも何が出来るというのをイラストで知らせるようなのがいいのではないか、薬局の情報の中で何が出来、何処まで出すかというのを今度細かく詰めていかないと行けない。公開・未公開とする情報振分けをする作業を行っていくために、正式に依頼をした。それぞの必要な部分は今後県薬ウェブサイトで見れるので活用していただくよう、いろんな方面に広報していただくようにしていると報告された。

ウ. 「子育て応援団すこやか2015」第1回サポートゾーン調整会議（資料1）

2月12日（金）於 広島テレビ

代わりに中川常務理事に参加していただいた。パースポットを7,500枚作る、ゆるキャラが5分程度ステージに上がるというのを決めてあると報告された。

エ. マスコット・キャラクター活用打合せ（資料2）

2月16日（火）

ヤクザイくんの人気があるようで、貸してほしいと問い合わせが来ているので、貸出要領等を作りました。不備があれば隨時直していく形にしてある。第11条まであり、来年度（4月）より施行しようかと思っている。

審議事項にと思っていたのですが、広島テレビから協賛のお願いとのことで来ているのですが、「すこやか2015」の時に医師会・歯科医師会はCMを流している。それを県薬もさせてもらえるのか、

また、街頭でお知らせして良いか等、いろいろ聞いていただいた中で、「すこやか2016」で協賛金として30万円出していただくと4月から20回以上は放送をしていただけると返事をもらっているので、打合せではいろんな形で、広報委員会でいつも新聞だけになっているので、テレビやラジオも検討してはどうかということで、これも一つの方法ではないかということで、やる方向で審議してもらえばとのことで了承された。

谷川常務理事より貸出要領の補足第11条は「検討会」になっているので「活用検討会」に統一してくださいとのことであった。

また、野村副会長より丸いシール1枚15円、型抜きのシール1枚30円、ポケットティッシュ1個10円で販売する事とした。いろいろな物も考えてみようということで、今あるぬいぐるみについてもどのように活用するかも考えている。クリアファイル、メモ帳、1枚もののカレンダー等案をだして見積もりだけをとってみることとした。それを上手く使えるかどうかは予算でまた今後検討をしていただければと思うと報告された。

豊見常務理事より貸出要領の第3条（5）特定の政治家～というのは薬剤師会が公に支援することを表明している場合であれば問題無いということでしょうか？

野村副会長よりここに書いてあるのは「借受けを希望する者は」となっていて本会でやることには問題無いので残しておこうということになった。他の人が借りる場合はそういうことは規制しようと報告された。

オ. 公益社団法人定款及び諸規程検討委員会

2月17日（水）

石橋先生に見ていただきたい部分をたたいて、何ヵ所かもう一度問合わせないとわからない部分もあったのですが、総会にかけるのが4つ、理事会で決定しないといけない規定もありますので、紹介して見ていただきて、最終的には決定にもっていきたいと思っていると報告された。

(野村・村上副会長)

ア. 平成27年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会

(西部) 1月23日（土）於 広島県薬剤師会館 参加者102名

(東部) 1月24日（日）於 県民文化センターふくやま 参加者83名

豊見専務理事より平本・竹本両先生に22日に開催する学薬研修会の予告と日薬であった話しをしていただいた。また、埼玉の危険薬物治療の成瀬先生は、今回、覚せい剤の治療をしたが警察には言わない。医師は薬物依存症の方を直すのが使命なので摘発する義務はないし、罪には問われないという話しもされていた。本当の薬物の専門家は全国で20人いるかないかであると言われていたと報告された。

(村上副会長)

ア. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱケアマネマイスター事前打合せ

1月22日（金）

イ. 在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会

- 1月22日（金）
 ウ. 医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議
 1月29日（金）
 保険薬局部会等の規約等の検討を行ったと報告された。
 エ. 平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ（資料3） 参加者62名・61名
 1月31日（日）・2月11日（木）於 広島県薬剤師会館
 ア・イ・エが関連で、Ⅱとしてあるが、新基金の方の事業と、健康情報拠点事業の双方で専門研修を行っていたので、専門研修Ⅰは在宅支援薬局の情報拠点の方で取り組んでいる。従って今回は新基金の法のⅡで研修のために、ケアマネマイスター6名の方に協力いただけたので、打合会、検討会議、カリキュラム検討後研修会を行ったと報告された。
 オ. 平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者会議
 2月3日（水）
 拠点事業においては廿日市・広島・呉・尾道・三原のこの5支部で実施していただいているので、中間報告と行政の方からどのような形での報告をとりまとめをまとめるかということの話しを行ったと報告された。
 カ. 平成27年度圏域地対協研修会
 2月7日（日）於 福山ニューキャッスルホテル
 従来は在宅関係が多かったのですが、今年度はあって発達障害について、いろんな視点からの取組みで、特に福山だと発達障害の専門診療や若草園が新規移転しているのでそれを含めたテーマになって良い評判であったと報告された。
 キ. 協会けんぽ来会
 2月12日（金）
 保健事業の中で調剤メディアス（動向）ビッグデータを活用して、県薬と協力してよりより適正な医療提供に勤めたい。多重受診について、協会けんぽが独自に月20枚以上の処方箋をピックアップして保険指導していたが、薬剤師会とのマンパワー、いろんなところの在宅における指導とか訪問指導とかの力を借りしながら、今回は月10枚以上の処方箋を一つの目安としてお願いしたいと詳細はこれから協議するが、28年度に協会けんぽとのレセプトデータと突号した多重受診等の対応を薬剤師会と協同してやっていきたいとの申し出をうけたので、了承していると報告された。
 ク. 第808回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
 2月12日（金）於 支払基金広島支部
 ケ. 日薬代議員中国ブロック会議
 2月13日（土）・14日（日）於 島根県薬剤師会
 各県の意見等を発表して、今年度は島根県が代表質問ということになっていますので、質問票を提出いたしました。その席で前田会長が日薬副会長に立候補するということがあった。選挙関係では山本信夫先生が来られ、福岡の田代先生が副会長に立候補されるということと、都薬の山田先生が山本会長の応援に来られた。懇親会では仙台の丹野生が来られて生出先生が会長に立候補ということで代わりに応援の話し等があったと報告された。
 コ. 第46回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機

構会議（資料4）

2月16日（火）於 就実大学

日本薬学協議会が一般社団化されたことによって、調整機構も法的整備が必要ではないかという所の話し合いと新コアに対する対応、W Sをどうするかという話し合いが行われた。

(渡邊副会長)

ア. 第88回中国地方社会保険医療協議会広島支部会

1月26日（火）於 中国四国厚生局

イ. 薬剤師会館建設に係る検討会

2月1日（月）

急遽渡邊副会長が欠席されたため、ア・イについては次回に回すことになった。

ウ. 財務打合会

2月8日（月）

谷川常務理事より財務状況の確認等の打合せをしている。基金は先払いになるので、財政状況が厳しい。12月常務理事会において部会で負担出来るものは部会でといっているが、結論が出ず、とりあえず本会計の方で工面しながら、支払いをしている状況。請求書が届いているものについては随時支払いをしていく。県から補助金が入るのが、いつになるかわからないので、仮払いという扱いにすること、建設関係は建設関係として置いておくということを石橋先生に確認をとりながら仕訳をするということであったと報告された。

(豊見専務理事)

ア. 「ひろしま医療情報ネットワーク」運営WG

1月28日（木）於 広島県医師会館

これから的重要性というか、お薬手帳、e-お薬手帳も認められそうだという話しをした。現実、開示病院の運営が難しいようで、登録はしてあってもなかなか利用されていないというところが問題として残っているようだ。例えば廿日市でも開示の患者さんで発行されても薬局では利用していないという現状があるようで、今から広めて行くということであったと報告された。

(井上常務理事)

ア. ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会（資料5）

1月29日（金）於 本通ドムス

今年度は、ヤクザイくんにゼッケンを付けて、乳がん検診受診率アップしましょうと言うことを伝えていくということをした。反省点として、お客様が多かったように見えたがピンクリボンのメインの乳がん検診のキャンペーンができなかったので、今年は各団体のことでも良いが、乳がん検診のキャンペーンに特化しようとすることになりつつある。今回もヤクザイくんを出してもらったら良いと言われているのですが、乳がん患者さんの活動場所が無くなってしまうなど、過酷な状況だったので、考えてみたい。今後の案について審議事項みたいになってしまふが、2月25日に委員会で進めていくためにどんなことをするか、人員はどうするか、案をいただきたい。今回の5月8日にデーゲームでは乳がん検診率のアップ、若い人と協働するということが目的となっている。薬剤師会でベースを設けることは出来ないと思うので、参加はさせてもらうが、物販を手伝うとか何かを

配るのを手伝う事になると思うが、案として、役員が従来どおり3名くらい、そのほかがん検診サポート薬剤師最大5名くらい声掛けをしても良いか（少し費用負担が発生する）ということであったが了承された。ヤクザイくんは場所があれば考えてみたいと報告された。

（谷川常務理事）

ア. 広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会

1月27日（水）於 広島県薬剤師会館 参加者39名

ビデオ「力」を診てもらえばそれで済むのですが、薬学会会頭の大田先生にコアカリについての講演を1時間していただいた。資格についての最新の話しも多少混ぜてもらって講演していただいたと報告された。

イ. 広報委員会（合同）

2月1日（月）

日薬雑誌への原稿依頼の件で、結果的にはヤクザイくんについて広報委員の吉田委員と中川常務理事に書いていただくこととした。中国新聞への広告を今後、どうするかということで、これについては継続、それ以外にいろいろ考える。例えばパルコ前等。広島テレビから30万の共催が来ている。今予算を決めているので、事前にこういうことがあれば予算化をしていきたいと思っていると報告された。

ウ. 業務分担3・及び広島県薬剤師研修協議会合同会議（資料6）

2月2日（火）

木平副会長より更新の指導薬剤師の人数を集計する今度学生が増えてくるので、そこら当たりが必要で協議がされた。その中で、次年度の計画を協議して、1（1）に第36回の広島県薬剤師会学術大会は福山で11月20日に宮地茂記念館で行う。そのほかの事業については例年通り、これまで各大学で卒後研修を実施していたのだが、広大だけは運営が主催ではなかったので、今後広島大学薬学部の主催としてヒロシマ薬剤師研修会を行うとのこと。事業としてして学会への協力というのがあり、（4）（コ）第129回近畿薬理学会について広大的小澤先生が主催されるということで、補助をすることを県薬とは無関係に研修協議会として行うと決めた。薬務課の岡田委員より女性の働き方支援として、広島版のアプリを作製する予定で、適正診断の中に薬剤師があるので、県薬HPの求人・求職サイトにリンクをはらせてほしいと依頼があった。大学の紹介も可能のこと。中川委員より実習で不安があったときの話しができないかということで、年に第3者委員会がまとめていて全体的な報告はあるが、各地区で情報交換会等がオフレコで話しができるので、機会をセッティングしていただきたいという意見をうかがっているが、まだ対応は決定していない。また、選挙制度や過去の政治の動きについて話しを出来る機会があれば、講師を派遣できるので、連絡してほしいという報告があった。18歳以上が選挙権をもつので、大学生も選挙に参加することができるので、そういう提案をいただいたところだと報告された。

エ. 平成27年度広島県合同輸血療法研修会（参加者217名／薬剤師36名）

2月6日（土）於 KKRホテル広島

木平副会長より輸血による副作用、内容的には血液の適合等の話しがあった。技師さんや看護師さんが多く参加されていたと報告された。

（豊見常務理事）

ア. 日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議（資料7）

2月11日（木）於 日本薬剤師会

JPALSの話が中心で、7月31日に行われる薬剤師生涯学習達成度確認試験の説明があり、5団体（日病薬・日本医療薬学会・日本薬学会・日薬・日本薬剤師研修センター）で行う試験で、日薬からJPALS6の昇格試験にそれを用いるとのことだった。過渡的認定でレベル5の方が対象になる。東京・大阪・福岡くらいが試験会場になるのではないかと考えているようで、一応広島も会館を仮押えしている状況。専門分野別学識試験がJPALSのweb上で行うことが公表され、試験に受かればその学会名の合格証明書が発行される。現在のところ腎臓病薬物療法学会、日本緩和医療薬学会の協力が予定されているとのこと。また、JPALSがかかりつけ薬剤師の薬剤師研修センターなどの認定等の中に入るかは、現在討論中であると話しをされた。入るかどうかの結論がでたら、各支部担当者を集めて、担当者会議を開催したいと報告された。

イ. ドーピング防止推進委員会（資料8）

2月16日（火）

廿日市で行われるアジアトライアスロンについて詰めているところなのですが、病薬の会誌にも募集要項を掲載していただく事になった。シフトについて、8時～8時の2交代制で6組を4月27日夕方～30日夜まで対応していくという形で話しを進めている。具体的な対応についてはマニュアルを作製してやっていく所。4月10日に廿日市あいプラザで13時から従業者を対象とした研修会を開催し、15時からスポーツファーマシスト・通訳者を対象とした方に廿日市の渡邊先生にもお話しして協力していただくことになっている。3月18日に会議を開催してさらに具体的に詰めていると報告された。

谷川先生より2月10日に調剤報酬の概要が出たときにそれ以降、研修会に参加してシールだけをもらってすぐ帰るような参加者がいるというのが言われているのですが、それについて日薬の会議では何かでているか？

豊見常務理事よりそういう事例があるのは出ています。

谷川常務理事より県薬の対応としては番号札を購入した。90分で1点というのが認定の条件となっていますのでシールを先に渡すのと、先に帰るというのが余りに目立ちすぎるので、今後県薬が研修会を開催時にはこの番号札を参加者に渡して、最後にシールを交換するというような工夫をしてもらうようにする。そのルール作りをしないといけないが、基本的には2時間の研修であれば30分以上遅刻した人には渡さない等早急にルールづくりをしないといけない。これは研修協議会で。現

状では基本を作つてあとは回覧で承認でということになった。

(石原事務局長)

- ア. 第32回北方領土返還要求広島県民大会（資料9）
2月2日（火）於 広島県民文化センター
報告会のあと大会宣言が採択された。会の終了後、会場周辺で30分くらいチラシを50人くらいに配布し、散会となったと報告された。

2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 第54回広島県学校保健研究協議大会
1月28日（木）於 広島県民文化センター
- (2) 日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会
2月5日（金）於 東京・日薬
- (3) 平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会
2月9日（火）於 庄原市田園文化センター
2月12日（金）於 広島県民文化センター
2月16日（火）於 広島県民文化センター
2月17日（水）於 ピューポートくれ
2月18日（木）於 三次市民ホール（きりり）

野村副会長より3月末で石原事務局長が退職するとの報告があった。

3. 審議事項

- (1) 第47回広島県薬剤師会臨時総会について（資料10）
(野村副会長)
3月27日（日）午後1時～
資料発送：3月14日（月）
出欠回答締切日：3月18日（金）
欠席者への書類【委任状・書面表決（議決権行使書）】
発送：3月18日（金）以降
書類の返送：3月25日（金）午後5時までに本会事務局へ郵送
質疑事項事前提出締切日：3月22日（火）
ア. 役割分担について
○司会者
○開会の辞
○閉会の辞
○議長広島支部 河内一仁 氏
○副議長安佐支部 下田代幹太 氏
役割分担については次回検討することとした。
- イ. 資料について
① 平成27年度事業執行状況報告（案）（資料11）
② 平成27年度補正予算書（案）
③ 平成28年度各事業計画（案）（資料12）
④ 平成28年度会費額の件（案）（資料13）
⑤ 平成28年度収支予算書（案）
何かあれば29日までに事務局にいってほしいとのことであった。

- (2) 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）について（資料14）（野村副会長）
日時：3月3日（木）午後7時～
場所：広島県薬剤師会館
豊見専務理事より「10.薬局機能情報公表制度について」は19日に一斉同報をすると報告された。
- (3) 全体理事会について（資料15）（野村副会長）
日時：3月10日（木）午後7時～

場所：広島県薬剤師会館

- (4) 第48回広島県薬剤師会定定期総会の開催について（野村副会長）
日時：6月19日（日）午後 時～
場所：広島県薬剤師会館
午後1時より開催することとした。
- (5) 臨時常務理事会の開催について（野村副会長）
日時：2月29日（月）午後6時30分～
場所：広島県薬剤師会館
午後7時より開催することとした。
- (6) 広島県薬剤師会認定基準薬局運営規程について（大塚副会長）
委員会では昨年10月から規定を作っているのですが、薬務課の方でストップがかかっているので向こうの素案と一致すればすぐ常務理事会に提案して変更したいとのことであった。
- (7) 協会けんぽ広島支部からの依頼について（資料16）
(村上副会長)
昨年度は協力してジェネリックのアンケート協力を行いました。回答率が48%程度で、ポスター等の配布・掲示状況は回答いただいたところはほとんど貼っていただいているということ積極的に勤めているところで概ね80%弱の取り組みをされている。
資料のように疾患別にデータが出ています。協会けんぽはこのようなデータがとれるので今後、薬剤師会がこういうデータがほしいというのがあればお互い共有しましょう、また、28年度は多重受診やポリファーマシーに対する対応に関して協力してやっていきましょうということになっている。
- (8) 休日・夜間診療、小児救急等に係る補助について（資料17）
例年通り延べ人数に対して1名2,000円の補助をしたいと思うと報告された。
- (9) 平成27年度広島県介護予防・重度化予防に資する療法士等育成事業にかかる報告会（研修会）について（資料18）（野村副会長）
日時：3月16日（水）午後1時30分～4時
場所：広島国際会議場コスモス
有村常務理事が出席する予定であると報告された。
- (10) 「第9回IPPNW北アジア地域会議」への支援について（資料19）（野村副会長）
期間：2月27日（土）・28日（日）
場所：広島県医師会館
支援金：平成24年8月24日～26日開催 第20回IPPNW世界大会 200,000円
参加は3名するようになっている。
歯科医師会と同額にするとし、わからないようであれば会長一任とした。
- (11) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
ア. 「子育て応援団すこやか2016」の後援名義使用について（資料20）
日時：5月21日（土）・22日（日）10時～16時
場所：広島グリーンアリーナ
(毎年・承諾)
了承された。
- イ. 広島市歯科医師会市民公開講座への後援について（資料21）
日時：4月2日（土）午後1時～午後4時

- 場所：広島国際会議場国際会議ホール「ヒマワリ」了承された。
- ウ. 「第15回新人薬剤師合宿研修会」「在宅オープンセミナー」の後援について（資料22）
 ●第15回新人薬剤師合宿研修会
 期間：5月26日（木）～29日（日）
 場所：セミナーハウスクロス・ウェーブ梅田
 対象：2016年入社新人薬剤師、実務経験3年末満の薬剤師（転職者含）
 参加費：110,000円（3泊4日9食、懇親会ほか、税別）
 ●在宅オープンセミナー
 日時：5月28日（土）午後2時～7時
 場所：セミナーハウスクロス・ウェーブ梅田
 対象：在宅医療に興味のある薬剤師、医療介護関係者、薬学生（初めて）
 後援は了承された。広報についてはホームページにリンクを張り広報することとした。

4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）
 3月17日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】有村健二常務理事）
 石原事務局長よりモバイルファーマシーの納車があると報告された。
- (2) 歯科医師会館建設に係る進捗状況について（資料23）（豊見専務理事）
 広歯月報（歯科医師会の会報）にのった会館建設の情報公開のものです。
 会員専用ページには詳しい物が載っているようですが、入れません。
 2月の歯科医師会の会誌でこれが書かれていて、1月・12月で前田先生と荒川先生が相談されて、話が付いているとしたらおかしい話になる。参考です。薬剤師会が知らないということではいけないと思い提出させていただいたと報告された。
- (3) 平成28年度「看護の日」広島県大会にかかる後援について（資料24）（野村副会長）
 日時：5月14日（土）午後1時～3時40分
 場所：広島県民文化センター（承諾済）
- (4) 平成28年度第1回広島県歯科医師会学術講演会について（資料25）（野村副会長）
 日時：5月22日（日）午前10時～午後4時
 場所：広島県歯科医師会館
- (5) 広島県訪問看護ステーション協議会多職種連携研修会について（資料26）（野村副会長）
 【広島会場】日時：3月8日（火）午後1時30分～3時
 場所：広島国際会議場
 【福山会場】日時：3月16日（水）午後2時～4時
 場所：福山市生涯学習プラザ
- (6) 広島県医師会食物アレルギー研修会について（資料27）（野村副会長）
 【広島会場】日時：2月25日（木）午後7時～9時
 場所：広島県医師会館 3階 会議室
 【三次会場】日時：3月17日（木）午後7時～9時
 場所：市立三次中央病院 健診センター 2階 講堂

豊見専務理事より広島県のエピペニの状況について、他県では学薬が開催したりしているものもあるが、広島県は医師会がすごく熱心に学校医会が非常に熱心にされているようで、メーカーとの交渉も医師会とで研修会もやっているようなので、養護の先生方はエピペニの研修会をうけて、打てるようになっておられるというのを聞いたと報告された。

- (7) 一般社団法人日本医療薬学会入会の案内について（パンフレット）（野村副会長）
 (8) 広島県立美術館展示について（チラシ）（野村副会長）

その他

- 村上副会長より資料16について今、協会けんばからのオファーで30分程度、各法人の健康推進員の健康推進に対する講習会を2回目になるが、県下いろんなところでやっていると思う。各協会けんばに所属している保健者の事務担当者に対する研修会の講師をということでお願いされている。だいたい6月くらいを予定されているみたいなので、内容等がまた決まつたら支部に講師派遣をお願いすることになると思うのでよろしくお願いしますと報告された。テーマを絞って、統一資料を作つて参りたいと思うと報告された。
- 大塚副会長よりシルバー振興会からキャリアパス支援研修があります。広島会場は6月29日（水）13時30分～16時30分広島健康福祉センターで、福山会場は13時30分～16時30分福山県民文化センターで開催されます。
- 介護食に必要なお薬の情報ということでの講演会があります。介護食等を集めての研修会になろうかと思いますが、服薬指導から薬学の基礎知識、高齢者によく使用される薬の説明、それから作用・副作用となっております。介護の方おられましたらご参加いただければと思いますと報告された。
- 木平副会長より先ほど簡単に報告という形にしたのですが、県薬の学術大会を11月20日に福山で開催するのですが、本来ならここで承認をとる必要があるではないか？29日に実際に審議されるということで理解していいですね
- また、16日に調整機構の会議があり、次年度はWSが2回ほど開かれる予定になっている。役員変更があり委員長は手嶋先生が引き続きですが、副委員長は私にかわり、岡大の千堂薬学部長が就任、岡山県薬の赤澤会長は引き続きとなった。中央の調整機構の支部組織という形で中央が一般社団法人の資格をとったので、支部で会計とか連動するということなので、監事に徳島文理大学香川の二宮教授が就任したと報告された。
- 井上常務理事より1月29日のピンクリボンの報告でもっていたのですが、広響の協賛チケットをだして、乳がんのマンモの検診をプレゼントするというのがある。2月14日が締切りなので、センターにおいてあるのでご覧ください。カープの時も協賛チケットがあると思いますので、よろしくお願ひしますと報告された。

◆ 平成28年2月臨時常務理事会議事要旨

日 時：平成28年2月29日（月）午後7時～午後9時
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：有村健二
 出席者：前田会長、木平・大塚・野村・渡邊副会長、
 青野・有村・井上・小林・重森・谷川・豊見・中川・
 二川・政岡・松村各常務理事
 欠席者：村上各副会長、豊見専務理事

1. 審議事項

- (1) 第47回広島県薬剤師会臨時総会について（資料1）
 （野村副会長）
 - 3月27日（日）午後1時～
 - 資料発送：3月14日（月）
 - 出欠回答締切日：3月18日（金）
 - 欠席者への書類【委任状、書面表決（議決権行使書）】
 発送：3月18日（金）以降
 - 書類の返送：3月25日（金）午後5時までに本会事務局へ郵送
 - 質疑事項事前提出締切日：3月22日（火）
- ア. 役割分担について
 - 司会者
 - 開会の辞
 - 閉会の辞
 - 議 長広島支部 河内一仁 氏
 - 副議長 安佐支部 下田代幹太 氏
- イ. 資料について（別冊）
 - 報告5件（報告第1号～5号）
 - 議 案14件（議案第1号～14号）
 （説明・質疑・表決・その他）
 - 選 挙 役員の選挙について（会長候補者、監事の選挙）
- 資料の発送日等の説明があり、司会者を中川常務理事、開会の辞を渡邊副会長、閉会の辞を大塚副会長に決まる。報告事項については、3月10日の全体理事会までに内容を確認するよう依頼がされた。各議案について説明がされた。議案第3号 平成28年度事業計画（公衆衛生）の1（1）エ アウトドーチ型を削除することになった。
- (2) 地域・職域会長協議会について（資料2）（野村副会長）
 - 日時：3月3日（木）午後7時～
 - 場所：広島県薬剤師会館
 - 次第の確認がされた。
- (3) 全体理事会について（資料3・別冊）（野村副会長）
 - 日時：3月10日（木）午後7時～
 - 場所：広島県薬剤師会館
 - ア. 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程（案）から、イ. 無料職業紹介所・個人情報適正管理規程（案）の22件について説明があった。
 - ウ. 公益社団法人広島県薬剤師会役員等職務権限規程（案）の第2条(17)予算の流用に関すること。の文言について、弁護士に確認することになった。
 - キ. 公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）について、石橋公認会計士から県内の日当の額について指摘があったことについて説明があり、弁護士について確認することになった。第10条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行

う。を追加することになった。

ケ. 公益社団法人広島県薬剤師会就業規程（案）、コ. 公益社団法人広島県薬剤師会職員給与支給規程（案）、サ. 公益社団法人広島県薬剤師会職員退職手当支給規程（案）については、2月から職員の給与計算を依頼している社会保険労務士の永井先生に内容を確認してもらっていると報告があった。

- (4) 第48回広島県薬剤師会定時総会の開催について（野村副会長）

日時：6月19日（日）午後1時～
 場所：広島県薬剤師会館
 開催日時について確認がされた。

2. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）
 - 3月17日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】小林啓二常務理事）
- (2) 中国新聞広告掲載について（資料4）（谷川常務理事）
 - 3月15日（火）
 - A案とB案が出され、挙手の結果、A案に決定した。
- (3) 事業用定期借地権設定契約書（案）について（資料5）（前田会長）
 - 8月8日に開催した臨時総会において、30年の事業定期借地権を結ぶことは決定したが、大和ハウス工業㈱から出された事業用定期借地権設定契約書の雛形の案であること、法律用語等も含まれているため、吉峯法律事務所に内容を確認、手直しをしてもらっていること、3月10日の理事会に審議事項として提出したいと報告があった。
- (4) 職員給与の改定について（案）
 - 資料の配付があり、広島県職員給与の改定に準じ、本会職員の勤勉手当及び地域手当の支給率を改定すること、改定は平成28年4月1日から実施すること等の内容説明があり、3月10日の理事会に議題に審議事項として追加することになった。
- (5) 事務局長の退職及び採用について（資料3）
 - 資料の配付があり、石原事務局長が3月31日をもって退職されること、また、広島県より推薦をいただき、4月1日から横山修三氏を事務局長としてきていただくことになったと報告があり、3月10日の理事会に審議事項として追加することになった。

日付	行事内容
2月21日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害薬事研修（日本集団災害医学会認定PhDLSプロバイダーコース） (岐阜薬科大学) ・学校環境衛生検査技術講習会の伝達講習会 ・齊藤聰先生の旭日双光章受章を祝う会 (ホテルイースト21東京)
22日 月	平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会 (東広島商工会議所会館)
23日 火	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援研修会 ・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会 (ふくやま芸術文化ホール(リーデンローズ)) ・日本中毒情報センター中毒110番研修 (大阪府) ・禁煙推進委員会
24日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第3回在宅医療の人材確保(訪問看護師)のための推進事業検討委員会 (広島県看護協会) ・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会 (末広殿)
25日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・第89回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局) ・社会保険労務士との打ち合わせ会 ・広島テレビ来会(テレビCMの打合せ) ・健康づくり支援に関する講習会～健康食品に関する正しい知識の普及を目指して～(広島県地域保健対策協議会) (広島県医師会館)
26日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会医薬分業指導者協議会 (東京・厚生労働省) ・平成27年度第2回年金委員・健康保険委員研修会 (尾道市公会堂別館)
27日 土	薬剤師認知症対応力向上研修伝達講習会 (フクラシア品川クリスタルスクエア)
27日・28日	第9回核戦争防止国際医師会(IPPNW)北アジア地域会議 HICARE 被爆70年事業 国際シンポジウム(広島医師会館)
29日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・財務打合せ ・臨時常務理事会 ・日本中毒情報センター中毒110番研修 (大阪府)
3月1日 火	選挙管理委員会

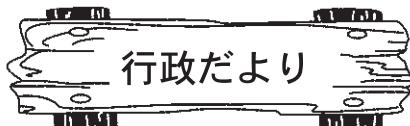
日付	行事内容
2日 水	石橋公認会計士との予算等打合せ
3日 木	地域・職域薬剤師会長会
4日 金	広島県緩和ケア支援センター平成27年度地域在宅緩和ケア推進協議会第2回会議 (県立広島病院)
5日 土	日本薬剤師会平成28年度調剤報酬改定等説明会 (東京・航空会館)
6日 日	薬剤師禁煙支援研修会
7日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第2回地域づくりによる介護予防推進支援研修会 (広島県健康福祉センター) ・県民が安心して暮らせる地域社会の構築に向けた四師会連絡協議会(仮称)準備会 (ANAクラウンプラザホテル広島)
8日 火	広島県訪問看護ステーション協議会多職種連携研修会 (広島国際会議場)
10日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・広島国際大学第15回学位記・修了証書授与式 (広島国際大学東広島キャンパス) ・在宅相談窓口マップに係るファシリティアーツとの打合せ ・全体理事会
11日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・第809回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) ・薬剤師会館建設に係る検討会
12日 土	<ul style="list-style-type: none"> ・第492回薬事情報センター定例研修会 ・広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科 卒業・修了記念パーティー (グランドプリンスホテル広島)
12日・13日	日本薬剤師会第86回臨時総会 (ホテルイースト21東京)
15日 火	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会館建設に係る検討会 ・広報委員会
16日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度広島県介護予防・重度化予防に資する療法士等育成事業にかかる報告会(研修会) (広島国際会議場) ・広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議 (広島市東区役所) ・選挙管理委員会
17日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局との打合せ ・協会けんば来会 ・常務理事会

日付	行事内容
18日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援研修会 (広島県薬剤師会館・まなびの館ローズコム) ・会員委員会 ・広島県医療審議会保健医療計画部会(第5回) (広島県立総合体育館) ・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会 (本通りドムス) ・広島県医療審議会 (広島県立総合体育館) ・ドーピング防止推進委員会
19日 土	中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議 (サンピーチ・OKAYAMA)
20日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第15回ケアマネジメント広島大会 (アステールプラザ) ・集団指導(改定時) (広島国際会議場) ・平成28年度調剤報酬改定等説明会 (広島国際会議場)
21日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・集団指導(改定時) (ふくやま芸術文化ホール) ・平成28年度調剤報酬改定等説明会(東部) (ふくやま芸術文化ホール)
22日 火	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会 (広島県健康福祉センター) ・機器等説明会
23日 水	地対協 第3回 医薬品の適正使用検討特別委員会 (広島県医師会館)
24日 木	平成27年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会 (広島県庁 本館)
25日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第3回広島県保険者協議会 (国保会館) ・広島県地域保健医療推進機構来会(評議員会事前説明) ・広島県地域保健対策協議会 平成27年度第2回定例理事会 (広島県医師会館)
26日 土	広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会 (三次市福祉保健センター)
27日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会 ・第47回広島県薬剤師会臨時総会
28日 月	ドーピング防止推進委員会
29日 火	第90回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局)
30日 水	平成27年度第2回広島県医療費適正化計画検討委員会 (県庁・本館)

日付	行事内容
31日 木	広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携推進専門委員会 (広島県医師会(東区二葉の里))
4月1日 金	会館建設業者との打合せ
3日 日	広島国際大学入学宣誓式 (広島国際大学東広島キャンパス)
4日 月	広島県禁煙支援ネットワーク臨時運営委員会 (広島県環境保健協会)
5日 火	社会保険労務士との打合せ会
7日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県健康福祉局がん対策課来会 ・広島県健康福祉局薬務課訪問 (県庁・本館) ・ドーピング防止推進委員会
9日 土	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援説明会 (まなびの館ローズコム) ・第493回薬事情報センター定例研修会
10日 日	アジアトライアスロン選手権・ドーピング防止講習会及びスタッフ説明会 (廿日市市総合健康福祉センター(あいプラザ))
11日 月	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援説明会 ・ひろしまヘルスケア推進ネットワーク 平成28年度総会事前説明 (呉市薬剤師会) ・「子育て応援団すこやか2016」打合せ会
13日 水	復職支援説明会 (まなびの館ローズコム)
14日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第1回「がん検診へ行こうよ」推進会議 (広島県医師会館) ・ひろしまヘルスケア推進ネットワーク 平成28年度総会 (県庁・北館)
15日 金	広報委員会
16日 土	復職支援説明会
17日 日	日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議 (東京・日薬)
18日 月	多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部)
19日 火	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士会計処理確認指導 ・第47回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議(支部総会)(就実大学)
20日 水	平成28年度薬局実務実習受け入れ説明会

行事予定（平成28年5月～6月）

- 5/1～6/30 平成28年度不正大麻・けし撲滅運動
- 5月1日(日) ASTC アジアトライアスロン選手権2016(廿日市)
- 5月8日(日) ピンクリボンdeカープ(対横浜DeNAベイスターズ戦)(MAZDA Zoom-Zoomスタジアム)
- 5月11日(水) 日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会(会長会)(東京・日薬)
 // 故渡邊徹先生を偲ぶ会(如水会館)
- 5月12日(木) 日本薬剤師会総会議事運営委員会(東京・日薬)
- 5月14日(土) 平成28年度「看護の日」広島県大会(広島県民文化センター)
 // 第60回広島県病院薬剤師会(エソール広島)
 // 監査会
- 5月16日(月) 県民が安心して暮らせるための四師会協議会(広島県医師会館)
- 5月21日(土) 第117回日本医史学会総会・学術大会懇親会(ホテルグランヴィア広島)
 // } 子育て応援団すこやか2016(広島グリーンアリーナ)
 5月22日(日) // 廿日市支部総会(ホテルグランヴィア広島)
 // 平成28年度第1回広島県歯科医師会学術講演会(広島県歯科医師会館)
- 5月25日(水) 平成28度介護労働センターケア・サポート講習
 (社会福祉法人かつぎ会 介護老人福祉施設 谷和の里)
- 6月4日(土) } 日薬代議員中国ブロック会議(ホテルモナード鳥取)
 6月5日(日) }
- 6月12日(日) 新薬剤師研修会
- 6月14日(火) 広島県シルバーサービス振興会福祉・介護職員「平成28年度キャリアパス支援研修」
 (県民文化センターふくやま)
- 6月17日(金) } 第21回日本緩和医療学会学術大会(国立京都国際会館外)
 6月18日(土) }
- // 公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第35回大会(広島県民文化センター)
 // 広島県学校薬剤師会総会
- 6月19日(日) 第48回広島県薬剤師会定時総会
- 6月25日(土) } 日本薬剤師会第87回定時総会(ホテルスイート21東京)
 6月26日(日) } 第24回クリニカルファーマシーシンポジウム
- 6月29日(水) 広島県シルバーサービス振興会福祉・介護職員「平成28年度キャリアパス支援研修」
 (広島県健康福祉センター)



平成28年3月3日

公益社団法人広島県薬剤師会会长様

廣島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について及び健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）

本県における保健医療行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成28年2月12日付け薬生発0212第5号及び同日付け薬生発0212第8号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

現在、本県においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいるところですが、その中で地域の多職種が連携することは必須であり、薬局・薬剤師もその一員として、貴会を中心に取り組んでいただいているところです。

また、このような状況の中、平成27年10月23日に厚生労働省から公表された、「患者のための薬局ビジョン」においても、今後の薬局・薬剤師はかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことが必要であること、また、地域の実情に応じた健康サポート機能を発揮することが求められています。

については、これらの状況を踏まえ、今回新たに制定された健康サポート薬局制度の趣旨を御理解いただき、今後一層地域の多職種と連携したかかりつけ薬剤師・薬局を推進していただくとともに、健康サポート業務への対応についても積極的に行っていただくよう、貴会会員への周知をお願いします。

なお、別紙の団体へは、別紙（写）のとおり通知しています。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 児玉)

別紙（写）

平成28年3月3日

一般社団法人広島県医師会会長様

一般社団法人広島県病院協会会長様

一般社団法人広島県医療法人協会会長様

一般社団法人広島県歯科医師会会長様

公益社団法人広島県看護協会会長様

広島県病院薬剤師会会長様

広島県訪問看護ステーション協議会会長様

一般社団法人広島県介護支援専門員協会会長様

廣島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

本県における保健医療行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、平成28年2月12日付け薬生発0212第5号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

本省令については、平成27年9月に厚生労働省において取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」の内容を踏まえ、「健康サポート薬局」の基準について定めたもので、平成28年10月1日から公表の予定です。

この中で、健康サポート薬局は、地域における医療・介護の関係機関と連携体制を構築することとしておりますので、当該制度の趣旨を御理解いただくとともに、地域における健康サポート薬局をはじめとする薬局との連携体制の構築に御協力いただきますよう、貴会会員への周知をお願いします。

なお、公益社団法人広島県薬剤師会へは、別紙（写）のとおり通知しています。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 児玉)

別紙

薬生発0212第5号
平成28年2月12日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第29号。以下「基準告示」という。）が本日公布されたところです。

この改正及び制定の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

記

第1 改正及び制定の趣旨について

平成27年9月に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方にに関する検討会」報告書。以下「検討会報告書」という。）の内容を踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する（以下「健康サポート」という。）機能を備えた「健康サポート薬局」の基準及び、その基準に適合する場合における健康サポート薬局である旨の表示及び公表について定めるものである。

第2 改正及び制定の内容について

1 改正省令関係

- (1) 健康サポート薬局の表示に係る届出について（改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第1条、第16条の2関係）
 - ① 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨の表示をするときは、あらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（保健所設置市）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）（以下「都道府県知事等」という。）に届出を行うこととしたこと。これに合わせ、規則様式第一について所要の改正をしたこと。
 - ② 届出においては、その薬局が健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するものであるこ

とを明らかにする書類（以下「届出書添付書類」という。）を添付することとしたこと。

（2）健康サポート薬局の表示について（規則第11条の7、15条の11関係）

薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならないこととしたこと。

（3）健康サポート薬局の公表等について（規則第11条の4関係、規則別表第1関係）

① 健康サポート薬局の表示の有無は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定により、薬局開設者がその薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならない事項とし、規則別表第1の第1の項第3号に追加したこと。

② 薬局開設者は、（1）の届出を行った後に健康サポート薬局である旨を表示するときを含め、健康サポート薬局である旨の表示の有無に変更が生じたときは、法第8条の2第2項の規定により、速やかに、その薬局の所在地の都道府県知事に報告等を行わなければならないこととしたこと。

③ 規則別表第1の第1の項第1号について、（7）の「営業時間」を「開店時間」に変更し、（8）として「開店時間外で相談できる時間」を追加したこと。

2 基準告示関係

規則第1条第5項第10号に規定する健康サポート薬局に関して厚生労働大臣が定める基準について、以下のとおり定めたこと。

（1）かかりつけ薬局の基本的機能に関し、服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応、在宅対応及びかかりつけ医を始めとした医療機関等との連携の観点から基準を設けたこと。

（2）健康サポート機能に関し、地域における連携体制の構築、常駐する薬剤師の資質、設備、表示、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）、介護用品等の取扱い、開店時間並びに健康サポートの取組の観点から、それぞれ基準を設けたこと。

第3 改正及び制定に伴う実施上の留意事項について

1 改正省令関係

（1）健康サポート薬局の表示について（規則第1条、第11条の7、15条の11、第16条の2関係）

① 基準告示に適合するものであることを明らかにする書類として、2基準告示関係に示す書類を提出すること。その際、別紙1の様式又はこれに準ずる様式を用いて書類が整っていることを確認した上で、必要事項を記入し、書類とともに提出すること。

② 健康サポート薬局である旨の表示を取りやめる場合は、法第10条第2項に基づく変更の届出を行う必要があること。

なお、都道府県知事等は、健康サポート薬局である旨を表示している薬局が基準告示に適合していることについて、一斉監視指導、許可更新調査等の立入検査時等に適宜確認を行うこと。

（2）健康サポート薬局の公表について（規則第11条の4、規則別表第1関係）

① 法第8条の2に基づき報告を受けた都道府県知事は、薬局開設者が規則第1条及び第16条の2により届出を行ったことを確認した後、法第8条の2の規定により速やかに公表すること。公表にあたっては、健康サポート薬局の説明を付すこと、健康サポート薬局である薬局を検索できるようにすること、当該薬局が実施している健康サポートの具体的な内容を掲載した当該薬局のホームページのアドレスを記載するなどして、当該薬局の健康サポートの内容を紹介することが望ましいこと。なお、健康サポート薬局基準の各項目への該当性をわかりやすく表示するため、規則別表第1に示されている各項目の順番を変えて表示することは差し支えないこと。

② 都道府県知事は、法第8条の2に基づく報告をした薬局を所管する保健所設置市長又は特別区長が必要な届出を受理していることを確認できる体制をあらかじめ構築すること。また、保健所設置市長又は特別区長は都道府県知事の求めに協力すること（法第8条の2第4項参照）。

2 基準告示関係

健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が満たすべき事項及び健康サポート薬局の表示の届出の際に添付する書類は次のとおりであること。

（1）かかりつけ薬局としての基本的機能

① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制（基準告示一のイ関係）

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）第1条第2項第3号の規定に基づき作成することとされている手順書（以下「省

令手順書」という。)に、次の事項に関する記載すること。

(ア) 患者が、自身に対して法第9条の3による調剤された薬剤に関する情報提供及び薬学的知見に基づく指導(以下「薬剤に関する情報提供及び指導」という。)等を一元的かつ継続的に行うかかりつけ薬剤師を選択できることとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行うこと。

(イ) 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際には、その旨及び患者が選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。

イ 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表を薬局内で提示する等、患者がかかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できる体制を整備していること。

ウ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載及びイのかかりつけ薬剤師の勤務状況を把握できる勤務表の提示状況が確認できる書類を添付すること。

② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載(基準告示一の口関係)

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、省令手順書に次の事項に関する記載すること。

(ア) 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。

(イ) 当該患者に使用された医薬品及び服用している医薬品(要指導医薬品等)を含む。)を一元的かつ継続的に把握するよう取り組むこと。

(ウ) (ア)及び(イ)の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載すること。

イ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載が確認できる書類を添付すること。

③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ(基準告示一のハ関係)

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、省令手順書に次の事項に関する記載すること。

(ア) 患者又はその家族等から残薬の状況を確認するよう取り組むこと。残薬が確認された場合には、当該残薬の使用期限等を確認した上で、新たに調剤する当該医薬品の量を減量する等、残薬を解消するよう取り組むこと。その際には、残薬が生じる原因を聴取し、患者への服薬指導や医師へ疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を行うよう取り組むこと。

(イ) 毎回、患者に服薬状況、服薬期間中の体調の変化(特に重大な副作用が発現するおそれがある医薬品については、当該副作用に係る自覚症状の有無及び当該症状の状況)を確認し、新たに収集した情報を踏まえ、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施するよう取り組むこと。

なお、副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たっては「重篤副作用疾患別対応マニュアル」(厚生労働省)等を、重大な副作用が発現するおそれがある医薬品の指導に当たっては、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」(日本薬剤師会)等を参考とするとともに、必要に応じて患者向医薬品ガイド等を活用すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載すること。

イ 残薬確認の取組としては、例えば、以下のような取組が推奨されること。

患者に対し、患者の残薬を解消するために、患者が残薬を入れ薬剤師が確認する袋を配布し、残薬を確認すること。

ウ より積極的な副作用等のフォローアップの取組としては、例えば、以下のような取組が推奨されること。

(ア) 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。

(イ) 調剤された薬剤の服薬期間中に患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること

エ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載が確認できる書類を添付すること。

④ お薬手帳の活用(基準告示一のニ関係)

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、省令手順書に次の事項に関する記載すること。

(ア) お薬手帳の意義及び役割等を患者に説明するとともに、その活用を促すこと。

(イ) お薬手帳の利用者に対して、医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること、医薬品を服用した時に気付いた自身の体の変化等を記録すること、自分で購入した医薬品についても記入することなど、適切な利用方法を指導すること。

(ウ) 一人のお薬手帳利用者が複数のお薬手帳を所持している場合には、利用者に合わせて、利用者の意向を確認した上で、当該お薬手帳の集約に努めること。

イ お薬手帳の意義及び役割等については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11

月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照すること。

ウ お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導に当たっては、資料を用いて十分に説明すること。

エ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載及びウの資料が確認できる書類を添付すること。

(5) かかりつけ薬剤師・薬局の普及（基準告示一のホ関係）

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、省令手順書に次の事項に関する記載すること。

(ア) 初回来局時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行なう際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。

(イ) (ア)の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載すること。

イ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割については、以下が挙げられること。

(ア) 患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。

・複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。

・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。

(イ) 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。

(ウ) 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。

(エ) 丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。

ウ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明に当たっては、適切な資料を用いること。

エ かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割を踏まえて、患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合には、次回、処方箋を交付された際等にも、かかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえるよう伝えること。

オ 自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合には、患者の意向を確認した上で、薬局間での情報共有、お薬手帳への記入、自局で提供した薬剤情報提供文書のかかりつけ薬剤師・薬局への提示を指導することなどを通じ、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましいこと。

カ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載及びウの資料が確認できる書類を添付すること。

(6) 24時間対応（基準告示一のヘ関係）

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、省令手順書に次の事項に関する記載すること。

(ア) 開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること。かかりつけ薬剤師を選択した患者からの電話相談等に対しては当該かかりつけ薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。これらの対応には、開店時間外に必要に応じ、調剤を行うことも含むこと。

(イ) (ア)の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載すること。

イ 患者に対しては、当該薬局の薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等（近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。）について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）により交付すること。

ウ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載及びイの文書を確認できる書類を添付すること。

(7) 在宅対応（基準告示一のト関係）

ア 直近1年間に、在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。

イ 届出書添付書類として、アに係る、薬剤服用歴の記録や、薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類を添付すること。

(8) 疑義照会等（基準告示一のチ関係）

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、省令手順書に次の事項に関する記載すること。

(ア) 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと。

(イ) (ア)の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載すること。

イ 副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供することをいうこ

と。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を参考とすることが望ましいこと。

- ウ 医療機関に対して文書で情報提供する際の様式を作成すること。
- エ 医薬品の安全性等の情報について、例えば、医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）を活用することにより、最新情報を入手するよう努めること。
- オ 届出書添付書類として、アの省令手順書の記載及びウの様式が確認できる書類を添付すること。

⑨ 受診勧奨（基準告示一のリ関係）

本基準については、基準告示二のイの基準とまとめて（2）の①に留意事項を記載したこと。

⑩ 医師以外の多職種との連携（基準告示一のヌ関係）

本基準については、基準告示二のハの基準とまとめて（2）の③に留意事項を記載したこと。

（2）健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

① 受診勧奨（基準告示二のイ関係）

ア 健康サポートを実施する上での業務に係る手順を明確にすることとし、当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書（以下、「健康サポート業務手順書」という）に次の事項に関する記載すること。

（ア）要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。

（イ）要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認すること。かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、薬局利用者の了解を得た上で、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の医師等に連絡を取り、連携して相談に対応することが求められ、特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施すること。

イ 届出書添付書類として、アの健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類を添付すること。

② 連携機関の紹介（基準告示二のロ関係）

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポート業務手順書に次の事項に関する記載すること。

（ア）健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。

イ 連携機関の紹介の取組としては、以下の事項が考えられること。

（ア）特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口の紹介

（イ）肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介

（ウ）介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介

（エ）認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

ウ 届出書添付書類として、アの健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類を添付すること。

③ 地域における連携体制の構築とリストの作成（基準告示二のハ関係）

ア 健康の保持増進に関する相談に対し、適切な受診勧奨や紹介を行えるようにするために、医療機関その他の連携機関に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制の構築を図ること。その際、医療機関その他の連携機関に説明を行い了解を得た記録を残しておくこと。なお、地域の職能団体を通じて了解を得るなど、医療機関その他の連携機関の負担も考慮すること。

イ 医療機関その他の連携機関の紹介先のリストを作成し薬局において、常に内容を確認できる体制を整備すること。また、医療機関その他の連携機関との円滑な連携と健康サポート薬局の取組周知の観点から、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。

ウ 当該リストには、地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。

エ 当該リストは、医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入でき

る様式としておく必要があること。

オ 当該リストには、薬局から医療機関その他の連携機関への連絡手段、紹介方法（基準告示二のニに定める文書（電磁的記録媒体を含む。以下「紹介文書」という。）の活用の希望の有無等）等を具体的に盛り込むことが望ましいこと。

カ リストの作成に当たっては、地域の実情に応じ、日常生活圏域（例えば中学校区）の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。

キ 医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を發揮するため、地域ケア会議（介護保険法第115条の48第1項に規定する「会議」をいう。）に積極的に参加することが望ましいこと。

ク 届出書添付書類として、医療機関その他の連携機関の紹介先のリストが確認できる書類を添付すること。

④ 連携機関に対する紹介文書（基準告示二のニ関係）

ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポート業務手順書に次の事項に関する記載すること。

①又は②に基づき受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。

イ 紹介文書には以下に関する内容を記載すること。

(ア) 紹介先に関する情報

(イ) 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報

(ウ) 紹介文書を記載した年月日

(エ) 薬局利用者に関する情報

(オ) 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報

(カ) 紹介理由

(キ) その他特筆すべき事項

ウ 届出書添付書類として、アの健康サポート業務手順書の記載及びイの紹介文書の様式が確認できる書類を添付すること。

⑤ 関連団体等との連携及び協力（基準告示二のホ関係）

ア 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加すること。例えば、以下のような取組が推奨されること。

(ア) 地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。

(イ) 学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。

(ウ) 老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。

(エ) 地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。

イ 届出書添付書類として、アの事業等の参加実績または参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）を添付すること。

(3) 常駐する薬剤師の資質（基準告示三関係）

① 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師（以下「研修修了薬剤師」）が常駐していること。

② 一定の実務経験については、過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あるものとすること。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとすること。

③ 研修修了薬剤師は、研修修了後も健康サポートに関する知識の習得に努めること。

④ 研修修了薬剤師は、かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること、また、認定や研修を積極的に受けるなど自己研鑽に努めること。

⑤ 研修修了薬剤師の研修修了証については、有効期限を設けること。

⑥ 届出書添付書類として、有効な研修修了証及び勤務体制が確認できる資料を添付すること。

⑦ なお、当該研修の具体的内容や研修の提供者が留意すべき事項等については、別途通知すること。その他、以下の点に留意すること。

研修の提供者が必要な要件を満たしていないことが判明した場合には、発行された修了証は無効となり、当該研修を修了した薬剤師はあらためて研修を受け直さなければ、研修を修了したとは認められないこと。それにより、本基準に適合することができなくなる場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。

(4) 設備（基準告示四関係）

- ① 薬局利用者が要指導医薬品等や健康食品等について相談しやすい環境をつくるために、パーテーション等で区切るなどして、個人情報に配慮した相談窓口を設置していること。
- ② 届出書添付書類として、個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料を添付すること。

(5) 表示

- ① 薬局の外側における表示（基準告示五のイ関係）
 - ア 健康サポート薬局である旨や、要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。掲示に当たっては、「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても差し支えないこと。
 - イ アの掲示は、健康サポート薬局である旨の表示をするときに行う届出が都道府県知事等に受理された後に行うこと。
 - ウ 届出書添付書類として、アの掲示予定のものが確認できる資料を添付すること。
- ② 薬局の内側における表示（基準告示五のロ関係）
 - ア 当該薬局で実施している健康サポートの具体的な内容（例えば、日々の健康相談などの具体的な取組内容とその実施日）について、当該薬局の中で分かりやすく提示すること。
 - イ 当該薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの具体的な内容を紹介することが望ましいこと。
 - ウ 薬局利用者が相談しやすいよう、薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すことが望ましいこと。ここでいう研修修了薬剤師であることとは、例えば「健康サポート薬剤師」といった記載が考えられること。
 - エ 届出書添付書類として、アの掲示予定のものが確認できる資料を添付すること。

(6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ① 要指導医薬品等の取扱い（基準告示六のイ関係）
 - ア 要指導医薬品等、介護用品及び衛生材料等について、薬局利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。
 - イ 要指導医薬品等について、基本的な薬効群を原則としつつ、地域の実情に応じて、当該薬局において供給すること。基本的な薬効群は別紙2のとおりであること。
 - ウ 薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システム（以下「添付文書検索システム」という。）に記載されているものであること。
一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/>
 - エ かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、受診勧奨の適正な運営を行えるよう、健康サポート業務手順書に、次の場合の受診勧奨について記載すること。これらが実施できない場合は、健康サポート薬局である旨の表示を取りやめること。
 - (ア) 医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - (イ) かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - (ウ) 定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - (エ) 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。
 - (オ) 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に、受診勧奨すること。
 - オ 届出書添付書類として、要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト並びに衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リストを添付すること。要指導医薬品等のリストは、薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群が網羅されていることが分かるよう工夫すること。なお、基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については、記載しなくても良いこと。また、エの健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類を添付すること。
- ② 専門的知識に基づく説明（基準告示六のロ関係）
 - ア 当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポート業務手順書に次の事項に関する記載すること。
 - (ア) 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。
 - イ 健康食品等については、国立健康・栄養研究所のホームページ「『健康食品』の安全性・有効性情報」(<https://www.nic.go.jp/nicweb/foodinfo/>)

hfnet.nih.go.jp/) に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨されること。

ウ 届出書添付書類として、アの健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類を添付すること。

(7) 開店時間（基準告示七関係）

- ① 地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。
- ② 平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいこと。
- ③ 届出書添付書類として、開店している営業日、開店時間を記載した文書を添付すること。

(8) 健康サポートの取組

- ① 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成（基準告示八のイ及びロ関係）

ア 薬局利用者からの要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応し、その対応内容（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。）を記録し、当該記録を3年間保存していること。

イ 届出書添付書類として、アの記録の様式が確認できる資料を添付すること。

- ② 健康サポートに関する具体的な取組の実施（基準告示八のハ）

ア 単に相談を応需するだけでなく、積極的な健康サポートの取組を実施していること。例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は月1回程度実施していることが望ましいこと。

（ア）薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施

（イ）薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組

（ウ）医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催

（エ）管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

イ アの取組については、薬局内だけでなく薬局以外の場所での取組も推奨されること。

ウ 届出書添付書類として、アの取組の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）を添付すること。

- ③ 健康サポートに関する取組の周知（基準告示八のニ）

ア 地域の薬剤師会等を通じる等により、当該薬局における取組を発信していること。例えば、以下のような取組が推奨されること。

（ア）地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載

（イ）医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿

（ウ）健康増進に関する情報発信を目的としているホームページ（例えば、スマート・ライフ・プロジェクト（注）の活動報告のホームページ（<http://www.smartlife.go.jp/>）等）における情報発信

（注）スマート・ライフ・プロジェクト「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動である。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを行っている。

（エ）地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

イ 地域における他の健康サポートを行う薬局と協力することが望ましいこと。

ウ 届出書添付書類として、アの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）を添付すること。

- ④ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布（基準告示八のホ関係）

ア 薬局利用者に健康情報を意識してもらうため、国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

イ 届出書添付書類として、アのポスターやパンフレットが確認できる資料を添付すること。

3 その他の留意事項

（1）かかりつけ薬局としての基本的機能については、厚生労働省が平成27年10月23日に公表した「患者のための薬局ビジョン」においても示しており、健康サポート薬局以外の薬局においても参考にされたいこと。

（2）検討会報告書においては、「健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。」とされており、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、これを周知するとともに、必要に応じ指導願いたいこと。

（3）健康サポート薬局は、2基準告示関係において、省令手順書又は健康サポート業務手順書に記載することと

したもののほか、業務を行う上で必要な事項は、それらに適切に記載すること。健康サポート業務手順書に記載すべき事項について、当該マニュアルを別に作成せず、省令手順書の中に記載しても良いこと。

- (4) 健康サポート薬局は、2基準告示関係において記載したもののほか、基準告示に定められた取組について、過去1年間の実績があることが確認できるようにすること。そのための資料を当該薬局に保存すること。
- (5) 今後、健康サポート薬局の取組実施状況に係る調査を行うことが想定されるため、健康サポート薬局は当該調査に協力すること。
- (6) 都道府県等、業界団体、保険者等が連携協力し、健康サポート薬局の意義及び役割や薬局機能情報提供制度での公表の仕組み等に関し、積極的な広報が実施されることが望ましいこと。また、国が同様の取組を実施する場合には、協力願いたいこと。

第4 施行期日等及び経過措置

1 施行期日及び適用期日並びに経過措置

- (1) 改正省令の施行期日及び基準告示の適用期日は、平成28年4月1日としたこと。なお、第2の1の(1)の届出は、本省令の施行後に第3の2の(3)の①の研修が開始されること等を鑑み、平成28年10月1日以降に行うこと。
- (2) 改正省令の施行の際現に健康サポート薬局に係る表示をする薬局は、施行日から起算して1年間は、改正省令による改正後の規則第15条の11の規定にかかわらず、なお従前の表示をすることができるとしたこと。
- (3) 改正省令の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。

また、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することとができることとしたこと。

別紙1

届出書添付書類		通知該当頁	check
かかりつけ薬局の基本的機能	I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関する記載をした省令手順書		<input type="checkbox"/>
	i. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/>
	ii. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/>
	iii. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	p5:(1)②	<input type="checkbox"/>
	iv. 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	p5:(1)②	<input type="checkbox"/>
	v. 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。	p5-6:(1)③	<input type="checkbox"/>
	vi. 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	p5-6:(1)③	<input type="checkbox"/>
	vii. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/>
	viii. お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自分で購入した薬の記入等）。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/>
	ix. お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/>
	x. 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。	p7-8:(1)⑤	<input type="checkbox"/>
	xi. 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に對しては当該薬剤師が対応すること。	p8:(1)⑥	<input type="checkbox"/>
	xii. 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。	p8-9:(1)⑧	<input type="checkbox"/>
	xiii. 上記のiii、iv、v、vi、x、xi、xiiの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。		<input type="checkbox"/>
II. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表		p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/>
III. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料		p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/>
IV. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料		P7-8:(1)⑤	<input type="checkbox"/>
V. 当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書		p8:(1)⑥	<input type="checkbox"/>
VI. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類		p8:(1)⑦	<input type="checkbox"/>
VII. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式		p8-9:(1)⑧	<input type="checkbox"/>

届出書添付書類		通知該当頁	check
健康サポート機能	I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書		<input type="checkbox"/>
	i. 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10 : (2) ①	<input type="checkbox"/>
	ii. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。	p9-10 : (2) ①	<input type="checkbox"/>
	iii. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。	p10 : (2) ②	<input type="checkbox"/>
	iv. 上記 i ~ iiiに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12 : (2) ④	<input type="checkbox"/>
	v. 以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。	p14-15 : (6) ①	<input type="checkbox"/>
	vi. 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	p15 : (6) ②	<input type="checkbox"/>
	II. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関のリスト	p10-11 : (2) ③	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。		<input type="checkbox"/>
	III. 以下の内容を記載できる紹介文書	p11-12 : (2) ④	<input type="checkbox"/>
	・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項		
	IV. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）	p12 : (2) ⑤	<input type="checkbox"/>
	V. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料	p13 : (3) ⑥	<input type="checkbox"/>
	VI. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料	p13 : (4) ②	<input type="checkbox"/>
	VII. 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料	p13-14 : (5) ①	<input type="checkbox"/>
	VIII. 薬局の中で提示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料	p14 : (5) ②	<input type="checkbox"/>
	IX. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト	p14-15 : (6) ①	<input type="checkbox"/>
	X. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト	p14-15 : (6) ①	<input type="checkbox"/>
	XI. 開店している営業日、開店時間を記載した文書	p15-16 : (7) ③	<input type="checkbox"/>
	XII. 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料	p16 : (8) ①	<input type="checkbox"/>
	XIII. 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）	p16 : (8) ②	<input type="checkbox"/>
	XIV. 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）	p16-17 : (8) ③	<input type="checkbox"/>
	XV. 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料	p17 : (8) ④	<input type="checkbox"/>

別紙 2

薬効群名
かぜ薬（内用）
解熱鎮痛薬
催眠鎮静薬
眠気防止薬
鎮うん薬（乘物酔防止薬、つわり用薬を含む。）
小児鎮静薬（小児五疳薬等）
その他の精神神経用薬
ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
制酸薬
健胃薬
整腸薬
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
胃腸鎮痛鎮けい薬
止瀉薬
瀉下薬（下剤）
浣腸薬
強心薬（センソ含有製剤等）
動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等）
その他の循環器・血液用薬
鎮咳去痰薬
含嗽薬
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤
その他の滋養強壮保健薬
婦人薬
その他の女性用薬
抗ヒスタミン薬主薬製剤
その他のアレルギー用薬
殺菌消毒薬（特殊紺創膏を含む）
しもやけ・あかぎれ用薬
化膿性疾患用薬
鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬（パップ剤を含む）
みずむし・たむし用薬
皮膚軟化薬（吸出しを含む）
毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等）
その他の外皮用薬
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬
抗菌性点眼薬
アレルギー用点眼薬
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬
口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む）
口内炎用薬
歯痛・歯槽膿漏薬
禁煙補助剤
漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤
消毒薬
殺虫薬

別紙

薬生発0212第8号
平成28年2月12日各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第29号。以下「基準告示」という。）が本日公布されたところです。

基準告示において、健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修（以下「本研修」という。）を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師（以下「研修修了薬剤師」という。）が常駐することを定めています。この本研修に必要な事項を取りまとめた「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」を別添のとおり作成しましたので、ご了知いただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、よろしくお願ひいたします。

(別添)

健康サポート薬局に係る研修実施要綱

1 目的・概要

平成27年9月に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書）の内容を踏まえ、本研修の実施要綱を定めるもの。

2 本研修の実施機関、研修内容等について

（1）本研修の実施機関について

- ① 本研修としては、本実施要綱に示す事項を満たした実施機関（以下「研修実施機関」という。）が実施する研修のみが認められること。
- ② 研修実施機関は、本実施要綱に示す事項を適切に満たすことができる法人であり、個人は認められないこと。
- ③ 研修実施機関は、本研修の責任者、運営体制、研修実施形式、内容、時間数、内部評価体制、研修修了証交付等に関する実施要領を定めること。
- ④ 研修実施機関は、実施要領の作成にあたり、教育、学術等関係者等の参画を求め、本研修の実施体制の客觀性を十分に確保すること。
- ⑤ 研修実施機関は、個人情報保護のための措置を適切に講じていること。
- ⑥ 本研修の講師は、実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する者とすること。

（2）本研修の内容、時間数等

- ① 研修実施機関は、②～⑤に定める全ての研修を提供すること。
- ② 本研修は、次に掲げる研修により構成されるものであること。
 - ア 技能習得型研修（健康サポート薬局の基本理念、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした研修をいう。以下同じ。）
 - イ 知識習得型研修（地域住民からの相談対応のために必要な、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）や健康食品等に関する知識をはじめ、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の習得を目的とした研修をいう。以下同じ。）
- ③ 技能習得型研修は、別紙1に定めるものであり、各項目に定める学ぶべき事項を全て含み、各項目に定める時

間以上であること。また、研修は講義及び演習により行うものとし、演習はグループ討議形式で行うこと。

- ④ 知識習得型研修は、別紙2に定めるものであり、各項目に定める学ぶべき事項を全て含み、各項目に定める時間相当以上の内容とすること。

また、知識習得型研修は講義により行うものとし、その際、講義はeラーニングにより行うことができる。

- ⑤ 本研修の修了に当たり、試験等により各項目に定める達成目標に到達していることを確認すること。

(3) 研修修了証の発行等

- ① 研修実施機関は、研修受講者が以下のすべてに該当することを確認し、研修修了証を研修受講者に交付すること。
- ア　すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者
 - イ　薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者
- ② 研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとすること。なお、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修終了証の有効期限を6年間延長できること。一度研修修了証（無効である研修修了証を除く。）を受けた健康サポート薬剤師に対しては、別紙1中の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えないが、この場合であっても、その他の研修内容についても再履修を促すことが望ましいこと。
- ③ 研修受講者の氏名、研修内容等を適切に記録、保存すること。

(4) 研修の第三者による確認について

- ① 研修実施機関は、実施要領及び研修内容について、厚生労働省が指定する第三者機関（以下「指定確認機関」という。）に届け出て、確認を受けること。なお、指定確認機関については、学術的な面を含めて適切に確認できる機関を指定することとしており、追って通知する予定であること。
- また、研修実施機関は、指定確認機関の求めに応じて、本研修に係る情報を提供すること。なお、厚生労働省からの求めがあった場合には、厚生労働省に本研修に係る情報を提供すること。
- ② 研修実施機関は、毎年度、指定確認機関による確認を受けること。
- ③ 指定確認機関による確認を受ける前の技能習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものについては、本実施要綱を満たした研修とみなして差し支えないこと。

(5) その他

- ① 研修実施機関は、本研修について、ホームページで受講者を広く募集する等、希望する全ての薬剤師が受講できるよう研修を公開すること。
- ② 別紙1「技能習得型研修」の「3. 地域包括ケアシステムにおける現状と薬剤師の対応」の研修については、研修受講者は、自らが勤務等する薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講すること。
- ③ 本研修が研修要件を満たしていないことが判明した場合は、当該研修実施機関が発行した研修修了証は過去に遡及してすべて無効とすること。

別紙1

技能習得型研修の内容

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間
健康サポート薬局の基本理念	1. 健康サポート薬局の概要(理念、各種施策・制度、背景等) 2. 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習	1. 健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。 2. 健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。	1
薬局利用者の状態把握と対応	1. 薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習 2. 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習	1. 薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。 2. 薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。 3. 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。 4. 相談対応後のフォローアップができる。	4

地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	<p>1. 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状</p> <p>2. 地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携に関する演習</p>	<p>1. 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。</p> <p>2. 薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。</p> <p>3. 地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。</p>	3
----------------------------	---	--	---

別紙2

知識習得型研修の内容

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間
地域住民の健康維持・増進	<p>1. 健康増進施策の概要（健康日本21、国民健康・栄養調査の概要等）</p> <p>2. 健康診断の概要（がん検診、特定健康診断を含む。）</p> <p>3. 健康づくりの基準の概要（「健康づくりのための身体活動基準2013」、「健康づくりのための睡眠指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等）</p>	<p>1. 健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。</p> <p>2. 健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。</p> <p>3. 健康診断の受診が必要な薬局利用者を見出した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。</p> <p>4. 健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。</p>	2
要指導医薬品等概説	<p>1. 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定</p> <p>2. 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等</p> <p>3. 薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等）</p> <p>4. 要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMDAメディナビ等）</p>	<p>1. 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。</p> <p>2. 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等について熟知し、地域住民が適切に使用できるよう提供・指導できる。</p> <p>3. 要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。</p> <p>4. 薬局利用者の状態に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。</p> <p>5. 新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。</p>	8
健康食品、食品	<p>1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要</p> <p>2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用</p> <p>3. 健康食品の最新情報</p> <p>4. 健康食品に関する適正使用と情報提供</p> <p>5. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法</p>	<p>1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。</p> <p>2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。</p> <p>3. 健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。</p> <p>4. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。</p>	2
禁煙支援	<p>1. 喫煙の健康影響（症状、疾患等）</p> <p>2. 薬剤師が行う禁煙支援の方法</p> <p>3. 禁煙の薬物治療</p>	<p>1. 喫煙による健康影響（喫煙による症状、疾病への影響）や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。</p> <p>2. 喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応（助言による禁煙誘導等）や禁煙支援（禁煙補助剤の適正使用等）を行うことができる。</p>	2

認知症対策	1. 認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割 2. 認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組 3. 認知症の薬物治療	1. 認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。 2. 認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。 3. 認知症の薬物治療について理解し、実践できる。	1
感染対策	1. 標準予防策の概要 2. 季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法 3. 流行している感染症情報の収集方法 4. 代表的な予防接種の意義と方法 5. 代表的な消毒薬の使用方法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）	1. 標準予防策を実践できる。 2. 流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 4. 代表的な消毒薬の使用方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。	
衛生用品、介護用品等	1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法 2. 衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法 3. 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法	1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 2. ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者に、適切な対応（衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介）を判断し、実践できる。	1
薬物乱用防止	1. 依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響 2. 覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に関する法律の規定 3. 薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割 4. 地域における精神・福祉・保健センターの役割	1. 依存性のある薬物等やその規制について説明することができる 2. 薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応（地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介）を判断し、実践できる。	1
公衆衛生	1. 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響 2. 誤飲や誤食による中毒の対応 3. 学校薬剤師の位置づけと業務 4. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法	1. 日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。 2. 日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。 3. 誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。 4. 学校薬剤師の役割と活動を説明できる。 5. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。	1
地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1. 地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策・制度、背景等） 2. 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状	1. 地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 2. 地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。	1
コミュニケーション力の向上	1. 来局者への応対、相談対応等の接遇	1. 薬や健康に関する気軽で安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。	1

平成28年3月4日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合会長様
 広島県医療機器販売業協会会長様
 中国歯科用品商協同組合広島県支部支部長様

広島県健康福祉局薬務課長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行規則第162条等に基づく 各種講習会の実施について（通知）

このことについて、平成28年2月15日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器・再生医療等製品担当参事官室から別紙1のとおり、平成28年2月18日付けで一般社団法人日本ホームヘルス機器協会から別紙2のとおり、事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 田中、細川）

別紙

事務連絡
平成28年2月15日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

平成28年度各種登録講習会の実施について

公益財団法人医療機器センターから、別添のとおり「平成28年度各種登録講習会の実施について」の開催案内がありましたので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

別紙

医療機器発第7号
平成28年1月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

公益財団法人 医療機器センター
理事長 菊池 真

平成28年度各種登録講習会の実施について

当センターの事業につきましては日頃よりご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、例年どおり同封の実施要領により下記講習会を実施することといたしております。
つきましては、貴管下関係業者等に対する周知方、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 医療機器修理責任技術者基礎講習会
- 2 医療機器修理責任技術者専門講習会
- 3 高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会
(プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会を含む)
- 4 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会
- 5 医療機器製造業責任技術者講習会
- 6 医療機器等総括製造販売責任者講習会

(問い合わせ先)

公益財団法人 医療機器センター 薬事事業部
TEL 03 (3813) 8156
FAX 03 (3813) 8733
<http://www.jaame.or.jp/>

別紙

日ホ協発第33号
平成28年2月18日

各都道府県薬務主管課長 殿

〒113-0034
東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル5階
一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会
会長 稲田 二千武
TEL. 03-5805-6131
FAX. 03-5805-6135
<http://www.hapi.or.jp/>

**平成28年度医療機器の販売・貸与営業所管理者講習並びに
医療機器の販売・貸与管理者及び修理責任技術者の継続的研修の実施について
(4月～11月実施分)**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の諸事業にご指導、ご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記(4月～11月実施分)につきましては、別添のとおり実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、貴管下関係団体等に対し、受講についてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、標記につきましては、当協会ホームページ(<http://www.hapi.or.jp/>)におきましてもお知らせしておりますので、ご活用願います。

敬具

平成28年3月18日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について（通知）

のことについて、平成28年3月15日付け薬生総発0315第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 児玉）

別紙

薬生総発0315第1号
 平成28年3月15日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
 （公 印 省 略）

健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について

平成28年4月1日から公表制度を開始する健康サポート薬局に関する基準のうち、薬剤師の資質に関する部分については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成28年厚生労働省告示第29号）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成28年2月12日薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の中で、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了していることとされています。

上記研修を実施する機関（以下「研修実施機関」という。）は、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」（平成28年2月12日薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添）により、その研修の実施要領及び研修内容について、厚生労働省が指定する第三者機関（以下「指定確認機関」という。）に届け出た上で、確認を受けることとされています。

今般、厚生労働科学研究費補助金事業「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」（主任研究者：安原眞人・東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授）において、指定確認機関の要件等が取りまとめられました。本報告書を踏まえ、指定確認機関の要件等を下記のとおり取りまとめ、この要件に基づき、指定確認機関を指定しましたので、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、よろしくお願いいたします。

記

1 指定確認機関の要件について

- (1) 指定確認機関については、次の①～⑤の要件を満たす機関とすること。
 - ① 公益法人であること。
 - ② 薬学に関して専門的な知識を有している法人であること。
 - ③ 第三者確認の実施に当たり、研修実施機関の法人に関する役職員以外の者による確認体制を整備していること。
 - ④ 標準回答期間（第三者確認の申請が指定確認機関の事務所に到達してから当該申請者に対し何らかの回答をするまでに通常要すべき標準的な期間）が3週間であること。
 - ⑤ 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課からの問い合わせ等に速やかに対応できる体制を整備していること。
- (2) 指定確認機関は、第三者確認のための指定確認機関への提出書類、提出方法、提出先等を指定確認機関のホームページ上で公開すること。
- (3) 指定確認機関は、第三者確認を受けた研修実施機関について、その名称、住所、連絡先等を指定確認機関のホームページ上で公開すること。
- (4) 指定確認機関における第三者確認については、厚生労働科学研究費補助金事業「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」（主任研究者：安原真人・東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授）を踏まえて適切に実施すること。

2 指定確認機関について

- (1) 上記1(1)に掲げる要件を満たす指定確認機関として、公益社団法人日本薬学会を指定したこと。
- (2) 上記1(2)及び(3)については、以下のホームページ上で公開する予定としていること。
注) 公益社団法人日本薬学会のホームページ（平成28年3月15日現在）<http://www.pharm.or.jp/>

3 その他

- (1) 研修実施機関は、指定確認機関に対し、第三者確認を申請する場合及び第三者確認を更新する場合においては、指定確認機関が定める提出書類、提出方法、提出先等に従うこと。
- (2) 指定確認機関は、第三者確認に係る事業を平成28年4月1日より開始すること。

平成28年3月22日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
全国健康保険協会広島県支部長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

お薬手帳に係る普及啓発チラシについて（通知）

このことについて、県民にお薬手帳の有用性を周知し、その効果的な活用を促進することを目的として、貴会（支部）の御協力を得て作成しました。

については、本チラシの配布に御協力をお願いします。

なお、別紙関係団体へは別途通知しています。

また、本チラシは県ホームページに掲載しています。

[\(http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tekiseishiyou/okusuritetyo-ha-issatuni.html\)](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tekiseishiyou/okusuritetyo-ha-issatuni.html)

チラシ「お薬手帳は1冊に」



担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 細川)

平成28年3月23日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様

廣島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

第十七改正日本薬局方の制定等について（通知）

このことについて、平成28年3月7日付け薬生発0307第3号により、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 児玉)

別紙

薬生発0307第3号
平成28年3月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

第十七改正日本薬局方の制定等について

今般、「日本薬局方の全部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第64号)をもって、第十七改正日本薬局方(以下「新薬局方」という。)が告示され、平成28年4月1日から施行されることとなりましたので、下記の事項を御了知の上、関係者に対する周知徹底及び指導に御配慮をお願いします。

記

第1 新薬局方の要点等について

新薬局方は、「第十七改正日本薬局方作成基本方針」(平成23年7月13日薬事・食品衛生審議会答申)に基づき、医学薬学等の進展に対応するとともに、諸外国における基準との調和を図るため、所要の整備を行ったものである。その要点等は、新薬局方の「まえがき」のほか、次の点のとおりであるので、これらについて留意されたいこと。

- 1 新薬局方のうち、官報において記載を省略し、都道府県庁に備え置いて縦覧に供することとした「次のように」とは、通則、生薬総則、製剤総則、一般試験法、医薬品各条、参照紫外可視吸収スペクトル及び参照赤外吸収スペクトルを指すものであること。
- 2 通則について、次のとおりとしたこと。
 - (1) 5の条において、医薬品各条における製剤(生薬を主たる有効成分として含む製剤を除く。)に関する貯法の項の容器は適否の判定基準から外した。
 - (2) 12の条として、新たに次の規定を追加した。
品質確保の観点から、必要に応じて、規格に加え、製造過程において留意すべき要件を医薬品各条の製造要件の項に示す。当該要件には、原料・資材、製造工程及び中間体の管理に関する要件のほか、工程内試験に関する要件や出荷時の試験の省略に関する要件が含まれる。この項に記される要件は、通常開発段階で製法を確立する間で得られた知見、製造工程における管理、出荷時の試験等によって確認される。なお、医薬品各条において製造要件の項がないものについても、個々の医薬品において、適切な原料・資材、製造工程及び中間体の管理に留意することは重要である。
 - (3) 34の条として、新たに次の規定を追加した。
日本薬局方の医薬品は、医薬品各条において規定する場合を除き、原則として一般試験法の残留溶媒に係る規定に従って、適切に管理を行う。
 - (4) 35の条として、新たに次の規定を追加した。
医薬品への意図的な混入が報告されている有害物質については、必要に応じて、医薬品各条の意図的混入有害物質の項に混入の有無の管理要件を示す。当該物質は、原料・資材、製造工程、中間体又は最終製品の試験によって管理される。その試験の要否や頻度等は、品質リスクマネジメントの一環として構築される管理戦略に応じて、個々の医薬品において別に規定する。
 - (5) 40の条として、新たに次の規定を追加した。
無菌とは、定められた方法で対象微生物が検出されないことをいう。滅菌とは、被滅菌物の中の全ての微生物を殺滅又は除去することをいう。無菌操作とは、無菌を維持するために管理された方法で行う操作をいう。
 - (6) 48の条において、日本薬局方、欧州薬局方及び米国薬局方で調和されていない部分のうち、「日本薬局方だけに

要求される独自記載事項」については、従来の「◆ ◆」に代えて、新たに「◇ ◇」で囲むことにより示すこととした。なお、「◇ ◇」の一般試験法等への適用は第十七改正日本薬局方第一追補以降に措置する予定であること。

(7) その他記載の整備等を行った。

3 生薬総則について、次のとおりとしたこと。

- (1) 1の条において、生薬の医薬品各条の新規収載に伴い、生薬総則及び生薬試験法を適用する品目を追加した。
- (2) 4の条において、生薬の基原を、適否の判断基準から判定基準に改めた。
- (3) 5の条において、生薬の性状の項のうち、鏡検時の数値を、適否の判定基準から判断基準に改めた。

4 製剤総則の主な改正は、次のとおりであること。

- (1) 製剤包装に求める基本的要件を記載した「[2] 製剤包装通則」を追加した。
- (2) [1] 製剤通則(8)において、「無菌製剤」、「最終滅菌法」及び「無菌操作法」に関する記載を設けた。
- (3) 改正前の[1] 製剤通則(10)にあった製剤の容器・包装に関する記載を削除した。
- (4) 通則5の条の整備に伴い、改正前の[2] 製剤各条(1)及び(2)にあった容器・包装に関する記載を削除した。
- (5) 改正前の[1] 製剤通則(10)にあった分包品の定義を、[3] 製剤各条(3)へ移行した。
- (6) [3] 製剤各条3. 1注射剤(5)(ii)において、非水性溶剤のうち親水性注射剤に用いるものについての記載を追加した。

(7) その他記載の整備等を行った。

5 一般試験法について、次のとおりとしたこと。

- (1) 別紙1の試験法を新たに収載した。
- (2) 別紙2の試験法を改正した。
- (3) 標準品に関しては、別紙3に掲げる23品目を新たに収載し、別紙4に掲げる9品目について名称変更を行うほか、別紙5に掲げる4品目を削除した。
- (4) 容量分析用標準液として新たに1個を追加した。
- (5) 標準液として新たに2個を追加した。
- (6) 試薬・試液に関しては、新たに157個を追加し、33個を改正するほか、3個を削除した。
- (7) クロマトグラフィー用担体／充填剤として新たに20個を追加した。
- (8) 標準粒子等4個を削除した。
- (9) 減菌法及び無菌操作法を削除した。
- (10) その他記載の整備等を行った。

6 医薬品各条の主な改正は、次のとおりであること。

- (1) 日本薬局方に新たに収載した医薬品各条（以下「新規収載品目」という。）は別紙6、改正前に収載されていた医薬品各条のうち新薬局方に収載しなかった医薬品（以下「削除品目」という。）は別紙7のとおりである。
- (2) 改正した医薬品各条（以下「改正品目」という。）は別紙8のとおりである。
- (3) 製剤均一性の項を改正した医薬品各条は別紙9のとおりである。
- (4) 別名を削除した医薬品各条は別紙10のとおりである。
- (5) 通則34の適用に伴い、残留溶媒の項の記載を削除した医薬品各条は別紙11のとおりである。

第2 参考情報について

1 新薬局方の告示に併せ、参考情報について、次のとおりとしたこと。

- (1) 別紙12に掲げる参考情報を新たに作成した。
- (2) 別紙13に掲げる参考情報の改正を行った。
- (3) 別紙14に掲げる参考情報を廃止した。
- (4) 参考情報のカテゴリー分類を変更した。

2 参考情報の取扱い

参考情報は、医薬品の品質確保の上で必要な参考事項及び日本薬局方に収載された医薬品に関する参考となる試験法を記載したものであり、日本薬局方に収載された医薬品の適否の判断を示すものではないこと。

第3 他の医薬品等の規格集等に収載されていた品目の取扱い

1 日本薬局方外医薬品規格2002の取扱い

「日本薬局方外医薬品規格2002について」（平成14年9月20日医薬発第0920001号厚生労働省医薬局長通知）の別

添に掲げる一般試験法の部（1）標準品の項及び各条の部のうち、別紙15に掲げるものを削除すること。

2 日本薬局方外医薬品規格第三部の取扱い

「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」（平成13年12月25日医薬発第1411号厚生労働省医薬局長通知）により定められた各条の部のうち、別紙16に掲げるものを削除すること。

3 日本薬局方外医薬品規格第四部の取扱い

「日本薬局方外医薬品規格第四部の創設等について（日本薬局方外医薬品規格1997の一部改正について）」（平成11年9月22日医薬発第1117号厚生省医薬安全局長通知）の別添に掲げる各条の部のうち、別紙17に掲げるものを削除すること。

4 医薬品添加物規格の取扱い

「医薬品添加物規格1998について」（平成10年3月4日医薬発第178号厚生省医薬安全局長通知）の別添に掲げる各条の部のうち、別紙18に掲げるものを削除すること。

第4 その他

1 残留溶媒の管理等について

通則34に基づく一般試験法「2. 46 残留溶媒」のクラス2溶媒及びクラス3溶媒への適用は、第十七改正日本薬局方第一追補により措置するものであること。

2 標準品について

新薬局方において、23品目の標準品の追加等を行ったところである。一般に、標準品の製造・頒布に当たっては、当該医薬品の製造販売業者及び原薬製造業者等の協力が不可欠である。特に標準品の製造に必要となる原薬の提供に当たっては、後々のロット更新時を含めて、我が国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準である日本薬局方の趣旨を踏まえ、御協力をお願いしたいこと。

3 関連通知の取扱い

平成28年4月1日をもって、「グリチルリチン酸等を含有する医薬品の取扱いについて」（昭和53年2月13日付薬発第158号厚生省薬務局長通知）を廃止すること。

4 経過措置期間について

今次の改正に伴い平成29年9月30日までに承認事項一部変更承認申請等の必要な措置を行うよう指導すること。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条（直接の容器等の記載事項）、第55条（販売、授与等の禁止）及び第56条（販売、製造等の禁止）に抵触することがないよう、遅滞なく新薬局方で定める基準に改めさせること。

平成28年3月31日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
広島県病院薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

健康サポート薬局に関するQ&Aについて（通知）

このことについて、平成28年3月29日付けで、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
(担当者 児玉)

別紙

事務連絡

平成28年3月29日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局に関するQ&Aについて

平成28年4月1日から施行する健康サポート薬局に係る表示及び公表並びにそれを行うための基準の内容等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。)、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成28年厚生労働省告示第29号。以下「基準告示」という。)及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「施行通知」という。)において、お示ししています。

また、健康サポート薬局の基準としている薬剤師の研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(通知)」(平成28年2月12日付け薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「研修通知」という。)及び「健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について」(平成28年3月15日付け薬生総発0315第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)でお示ししています。

上記に加え、今般、健康サポート薬局に関するQ&Aを別添のとおり取りまとめたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

別添

【健康サポート薬局である旨の表示について】

(問1) 改正省令第15条の11の規定により、基準告示に適合しない場合には、健康サポート薬局である旨を表示できることとなっているが、具体的にどのような表示ができるのか。

(答) 表示の一部又は全部に「健康」という用語と「サポート」という用語の両方が入っている薬局の名称・呼称の表示を行うことはできない(※)。

現に健康サポート薬局である旨の表示を行っている薬局は、改正省令附則の経過措置において、改正省令の施行の日(平成28年4月1日)から起算して1年以内に名称を見直すこととされているが、今般の健康サポート薬局制度の創設の趣旨を踏まえ、基準を満たし、引き続き健康サポート薬局である旨の表示を行うことを積極的に検討していただきたい。

(※) ○○健康サポート薬局(健康○○サポート薬局、健康サポート○○薬局)、サポート健康薬局

【懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップについて】

(問2) 施行通知の第32(1)③ウ(ア)「定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。」(p6)とあるが、当該内容と調剤報酬における分割調剤の算定要件との関係はどうなっているか。

(答) 施行通知に記載されている分割調剤は、平成28年度診療報酬改定における分割調剤の算定要件を満たして実施することが想定される。

【健康サポート薬局に係る研修について】

(問3) 研修通知別添の健康サポート薬局に係る研修実施要綱の2(2)①「研修実施機関は、②~⑤に定める全ての研修を提供すること。」(p2)について、研修実施機関は別紙1及び別紙2に掲げるすべての研修を提供しなくてはならないと解してよいか。

(答) 貴見のとおり。なお、複数の法人であっても、本研修を適確に実施し、研修受講者に対して責任を果たしうる適切な運営体制を構築する等により、共同で1つの研修実施機関となりうるものである。

(問4) 研修通知別添の健康サポート薬局に係る研修実施要綱の2(3)①ア「すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者」(p3)については、1つの研修実施機関が提供するすべての技能習得型研修及び知識習得型研修を受講しなくてはならないのか。

(答) 貴見のとおり。

平成28年3月31日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県医療法人協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会长様
 広島県病院薬剤師会会长様

廣島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項に関するQ&Aについて(通知)

このことについて、平成28年3月29日付けで、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 児玉)

別紙

事務連絡
 平成28年3月29日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項に関するQ&Aについて

お薬手帳(電子版)に関する、利用者にお薬手帳サービス(利用者がお薬手帳(電子版)を利用するためのアプリケーションその他のサービスをいう。以下同じ。)を提供する又はその情報を閲覧する薬局及び医療機関等(以下「提供薬局等」という。)並びにアプリケーション提供やデータを保存するサーバー管理などを運営する者(以下「運営事業者等」という。)における運用上の留意点については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「課長通知」という。)でお示ししておりますが、今般、そのQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下薬局、医療機関その他の貴管内の関係団体への周知をお願いいたします。

別添

(問1) 第二 提供薬局等が留意すべき事項の4の(2)では、「複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組みの構築が必要であるが、その構築が実現された場合には、その仕組みを活用することが望ましいこと。」とされているが、薬局が提携している運営事業者等がこの仕組みを取り入れている場合には、薬局はこの仕組みを活用するものと解して良いか。

(答) 課長通知の記載のとおり、同通知の趣旨の一つは、薬局において一つのお薬手帳での過去の服薬情報を一覧できるようにすることであり、薬局が提携している運営事業者等が、複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、一つのお薬手帳で過去の服薬情報を一元的に情報閲覧できる仕組みを取り入れた場合に、薬局がこの仕組みを活用することは、貴見のとおり、言うまでもない。

経済センサス[®]
活動調査

平成二十八年経済センサス・活動調査を実施します

♪日本経済の未来は、あなたの調査票から♪

- 平成二十八年六月に実施する経済センサス・活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。

- 調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されます。

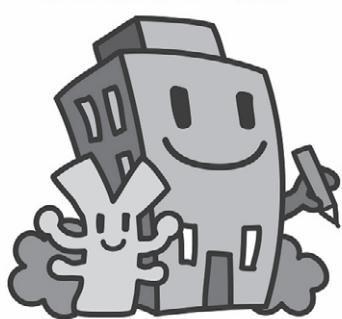
- 支社などがない事業所には、調査員が直接伺い、調査票をお配りします。

- 支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送します。

- 調査票は平成二十八年五月末までにお届けします。ぜひ、インターネットでご回答ください。

◆調査の趣旨・必要性をじ理解いただき、じご回答をよろしくお願いいたします。

ビルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

経済センサス-活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成28年
6月1日

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

地域薬剤師会だより

廿日市薬剤師会／安芸薬剤師会／尾道薬剤師会／東広島薬剤師会



<廿日市薬剤師会>

「がん検診サポート薬剤師養成研修会」に 参加して

神野 政広

先日、平成28年1月16日に「がん検診サポート薬剤師養成研修会」に参加しました。実は、今回の参加には個人的な理由がありました。それは、今年の職場の検診結果で私ともう1名が要精密検査ということでとても不安になりガンについてそして検査についていろいろ調べました。小心者の私は「早期発見ならがんも治ると自分に言い聞かせ精密検査に臨みました。幸い2人とも異常なし」ということで今回は大丈夫でしたが、年齢と共にガンというものが他人事でないことを実感した出来事でした。

去年までは、あり当たりの検査（心電図・レントゲン・身長・体重・尿検査・血液検査（糖・肝・腎など））しか行っていませんでしたが、今回は 大野町にがん検診センターがあることを知り、皆が交代で休みを取って行くことにしました。私は、せっかく行くのだから胃カメラやその他の腫瘍マーカー・CYFRA/シフラも行うことにしました。胃カメラも初めての経験だったので口からするか鼻からするかいろいろ悩みました。他人に聞くと鼻からが楽そうでしたが、センターに問うと「鼻炎があると粘膜の肥大でチューブが入りにくく口に切り替えることもある。」と言われ、また「胃に腫瘍があり細胞をとる場合は鼻から入れなおす。」など知らない事だらけでした。おかげで胃カメラをする前に胃が悪くなり神経性胃炎だろうと胃薬をもらう始末でした。結局、鼻からしたのですが、検査後、知り合いのドクターに「鼻より口からの方が画像が良いから次は口からした方が良い。」と言われまた次回悩みそうです。

今回研修会で、死因別でみたガンの割合は、20代以降からふえつづけ、働き盛りで一番忙しい時期（30代・40代）の死因の1位は、ガンということです。現在2人に1人はガンになり、3人に1人はガンで亡くなるそうです。検診で要再検査と出ても大腸の場合、嫌がって行かれない方も多いとのこと。内視鏡検査が怖いのもわかりますが、今回当薬局の方がされましたが痛み止めと麻酔で痛みもなく終わったと驚いていました。

ガンなんて自分には無関係と思っていましたが、今年の検診結果と今回の研修で、他人事ではないことを実感しました。30代・40代はもちろん20代からでも定期的に

ガン検診を受けるよう（推奨される検診を適切な年齢になら受けるよう）私達薬剤師が積極的に声をかけることで、ガンの早期発見、ガン死亡率低下につながるのではと思いました。

<安芸薬剤師会>

市民公開講座「認知症の基礎知識」

郷田 志乃

平成28年3月13日(日)に、平成27年度安芸区在宅医療・介護連携推進事業の市民公開講座「認知症の基礎知識」がありました。参加者は135名にのぼり、船越、矢野、海田、瀬野、中野、府中、畠賀、坂地区から60代、70代の方を中心に多数参加され、地域の方々の「認知症」への関心の高さがうかがえました。



広島市東部認知症疾患医療センター長古庄立弥医師を講師に迎え、認知症についての症状、診断、治療、予防と幅広いお話をありました。その中でも心に残ったことは、現状では「認知症」と戦うというよりも「つきあう」治療が中心で「折り合いをつけていく」のが大切であるという話でした。

BPSDに対する治療も、

- ①困っていなければ放っておく（介護者がお芝居をうてばよいこと）
 - ②脱水、感染症、肺炎など身体疾患が原因になっていないかを確認（ご本人はそれを言えないため）
 - ③環境調整や非薬物療法で対応ができるなければ、BPSDに対しての薬物療法を検討（くすりは最後）
- という内容でした。

参考として話の中で引用されたのが、術後のせん妄の



発現、これに対して、ご家族の方が病院の屋上に患者さんを連れ出して、太陽の光を浴び、ふいている風を感じることでせん妄症状が改善したそうです。また、認知症と診断されたときに、おちいりやすい3つの型「早期発見・早期絶望型」「否認型」「徹底抗戦型」とならないよう、症状と折り合いをつけてつきあっていく方法を学びたいものです。

最後に、会場の方からのお話で「主人の物忘れに困っており、現在アリセプトを飲んでいるが今日のお話をきいて、この薬は本当に必要なか疑問を持った。ちょっとしたことすごく腹をたてるため、やさしい対応ができず自分も苦しんでいる。今日のお話は大変参考になりました。」という内容でした。

今日のような講座で認知症との付き合い方を地域の方々みなで学ぶことで、地域全体で支えることにつながっていくと思います。今後も地域の方と一緒に歩んでいけたらと思いました。



<尾道薬剤師会>

尾道市歯科医師会・尾道薬剤師会合同研修会 「おのみち在宅支援講習会Vol.3」第6回

友滝 恵子

3月3日(木)19時より、しまなみ交流館大会議室にて多職種連携研修会を行いました。この度は3人の講師の先生をお招きし、毎年行われている尾道市歯科医師会・尾道薬剤師会合同研修会と恒例の「おのみち在宅支援講習会Vol.3」第6回を同時開催としました。

まず初めに公立みつぎ総合病院薬剤部村上秀治先生に「地域ケア会議について」ご講演いただきました。2~3人のスマートグループで歯科医師役、薬剤師役、ケアマネ役になり検討事例について意見交換をしました。地域ケア会議を体験した薬剤師は少なく、グループによっては歯科医師が薬剤師役を、薬剤師が歯科医師役を演じるなど違った視点からの意見も得られ、緊張感もあり新たな発見もある貴重な時間でした。実際の地域ケア会議でも客観的な意見を求められることが多いので今回の体

験が生かされてくるのではないかと思います。

次に訪問看護ステーション向島看護師高垣優子先生に「訪問看護と服用コンプライアンス」についてご講演いただきました。今後薬剤師が在宅業務に出向いていくにあたり、訪問看護との連携は必要不可欠です。現状では明らかに薬剤師より訪問看護の看護師の方が患者さんと密接にかかわられています。そのため患者さんの情報をたくさん持たれています。服薬管理の業務、内服状況の把握も看護師の方がされていることが多いのではないかでしょうか?お話を聞きながら薬剤師の力不足を痛感しました。今後もこのようにお話しをお聞きする機会を頻繁に設け、遅れながらも薬剤師の職能を十分發揮し、それぞれの職種が連携し、分業により良い医療を提供していく必要があるのではないかと感じました。

最後に特別講演で尾道市歯科医師会理事、黒瀬歯科医院院長黒瀬清先生に「訪問歯科診療と注意すべき薬剤」についてご講演をいただきました。日頃の業務で歯科治療において注意すべき薬剤を把握し、患者さんに歯科医師の先生に報告するようお伝えしているつもりでしたが、思った以上の薬剤があり、再度確認の必要を感じました。以前の歯科医師会との合同研修会で他の歯科医師の先生方もおしゃられていましたが、薬剤情報の取得はやはりお薬手帳を頼りにしていただいているようです。今後もお薬手帳の重要性を患者さんにお伝えしていかなくてはいけないと思います。講演の中では訪問歯科診療の写真や、口腔内の写真なども多く、また日ごろ見ることのできない様子がスライドに映し出され感動しました。「食べることは生きること、口腔は最初の消化器官」というお言葉を聞き、改めて口腔内ケアの大切さを認識した時間となりました。

在宅医療には、様々な施設間、職種間の連携が必要です。歯科医師、訪問看護師、病院薬剤師、それぞれのお立場での在宅医療に関するお話を伺うことが出来、有意義な研修会となりました。今後、保険調剤薬局の薬剤師が在宅医療に参加していくにあたり、顔の見える関係を築いていくためにも継続的にこのような研修会を開催していきたいと思います。

<東広島薬剤師会>

多職種研修会 「医療と介護をつなぐ薬局薬剤師の役割～疼痛緩和～」 (3月24日東広島市保健医療センターにて)

酒井 澄江

社会福祉士という職種があることを知っていますか?知っているかもしれません、私は言葉として聞いたことがあるような・・・社会福祉士さんを認識していませんでした。そればかりか、恥ずかしい話ですが、介護支

援専門員さんと介護福祉士さんを混同して考えていました。

今回、多職種研修会が東広島薬剤師会の主催でありました。薬剤師（病院薬剤師含む）37名、介護支援専門員32名、介護職10名、介護福祉士8名、看護師・看護職4名、理学療法士3名、社会福祉士1名、保健師1名、事務職1名の参加者97名で、吉田中央薬局の佐藤賢治先生をお迎えして、表題の演目で、講演とグループワークを主導していただきました。参加者が多く、後ろの席で講演を聞かせていただきましたが、他職種の方々の知識を得ようとする意識の高さに感心しました。

講演後、色々な職種の方が混ざるようにして10班に分かれ、グループワークをしました。その中で気づいたのは薬剤師以外の職種の方々は、お互いに面識があるのに、私達はその輪の中に入つていけなかったように思います。お題があったので、話し合いには参加しましたが、連携しているとは言えない状態でした。

私が参加したグループの中での話になりますが、介護支援専門員さんと介護福祉士さんの職能を説明してもらわないと話は進まないし、デイサービスとデイケアの違いすらわからないのです。しかし、この違いがわからない薬剤師さんは多いのではないかでしょうか？薬剤師以外の職種の方々は、現場にいらっしゃるということもあるのでしょうか、ほかの職種の職能にも精通されていましたが、薬剤師の私にはついていけませんでした。面白いことにそんな方も薬剤師の職能を知らないのですね。その場で質問されたり、会が終わって個別に相談されたりして、とてもよい傾向でした。まだまだ薬剤師には気軽に声をかけにくいという意見もあったようです。

今回のグループワークをして、改めて思うことは、在宅医療関連のことを理解できていなかったということですが、介護の度合いによって関わる人、場所が違ってくるのもなんなくわかつきました。そして会を重ねていかないと、薬剤師も地域連携の中に入つていけないと思いました。

私は心のどこかで在宅を受けてから、考えればと今でも思っています。しかし、いきなり、訪ねてこられて慌てるより、今回のような勉強会を重ねていけば、スムーズに在宅医療に入っていけるのではないかという意見が、会の中でもしていました。

まだまだ、薬剤師は在宅医療に出ていない、また、一人薬剤師のところが多くて出られる環境でないこともあるでしょう。このたびの診療報酬改定でも思いましたが、これからは、出つても出て行かないといけない、そういう方向性の改定だと思いました。

最初の社会福祉士の話ですが…「気になることはありませんか？」と、いつも患者さんに声かけをして、「相続問題とかは無理ですけどね…」とたまに冗談で言うの

ですが…社会福祉士さんは医療の中でこんな事も取り扱うことができるのですね。医療問題の大きな範囲の中でお金の問題は重要です。それを扱える職種の方がいることを知るのと知らないのでは、大きな差があると思います。できるだけ患者様には質の良い医療を提供していきたいとみんな思っているはずです。

今回の会では、これから薬剤師が勉強していくかといけない問題のヒントを与えていただいたと思います。とても良い会でした。



諸団体だより

広島県青年薬剤師会

会長 秋本 伸



2月28日(日)、定期勉強会を開催しました。今回は東京から桜新町アーバンクリニック在宅医療部の大須賀悠子先生をお招きしました。大須賀先生は、National Cornerstone Healthcare Services(米国専門薬局)の日本進出プロジェクトに関わっておられ、そのプロジェクトの一環として桜新町アーバンクリニックに出向されています。院内の専任薬剤師として、在宅専門クリニックにおける薬剤業務の開拓と実践に携わっておられます。「持続可能な地域医療の作り方—これからの薬剤師間連携—」との演題で、実際に訪問診療クリニックの中で働き、退院前カンファレンスから看取りまでそれぞれの段階におけるより良い連携を模索する立場から見えてきた知見を、



日々の奮闘を交えてお話ししていただきました。また、「薬剤師業務は医師や看護師、ケアマネなどの他職種からどう映っているのか」「薬剤師の働きでどれだけ患者が助かり、どのように地域が変わっていくのか」といった実際のケースもご紹介していただきました。

定例勉強会前日には、大須賀先生を交えて懇親会も開催しました。大須賀先生は気さくで明るくユーモアのある人柄です。一方で、仕事に対しては熱い想いを持っておられます。定例勉強会、懇親会とも県外を含め多くの方に参加していただきましたが、業務に対する姿勢や考え方についてとても刺激になったのではないかと思います。



3月9日には、知っピン月イチ勉強会を開催しました。講師は呉医療センター・中国がんセンターの章勇気さんと「肺がんについて」との演題でご講演いただきました。現在、日本人の死亡原因の第一位は悪性新生物です。その中でも亡くなられた人数を部位別に多い順に並べると、男女とも肺がんが一位となっています。肺がんの特徴や分類、症状など基本的なことから、多数ある化学療法のレジメンやその選択方法、薬剤を使用する上の注意点など幅広い内容についてお話ししていただきました。

広島県青年薬剤師会では、今後も多くの方に興味を持つていただけるような勉強会やイベントを企画しています。また、広島県青年薬剤師会の勉強会やイベントは、どなたでも参加していただけます。おトクな勉強会クーポンや会報などが手に入る会員、学生会員も随時募集しています。詳しくは、勉強会やイベントの際に理事におたずねいただくか、Facebook分室等へご連絡ください。

広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

新年度のスタートというのは、桜の花と共に爽やかな風を感じます。会員の皆様、いつも女性薬剤師会にご支援いただきあり

がとうございます。女性薬剤師会では様々なテーマで研修会を企画してきました。昨年度は特に「がん」のテーマで開催してきました。また勉強会では、サプリメントについて学びました。講師との距離が近く、受け身だけない勉強をしたい・・そういう思いで企画しています。これからもどうぞ注目して下さい。

さて、女性薬剤師会の活動をご報告します。

2月20日(土)19時からエソール広島2階、活動交流室ですすめ勉強会をしました。今回はわかもと製薬さんのご協力で、「ドライアイと硝子体」について勉強しました。パソコンやスマホが身近になり、目を酷使する機会が多くなりました。もちろん環境だけが原因ではありませんが、ドライアイの症状は目が渴くというだけでなく痛みなどで目を開けていられないなどとてもつらいものもあります。点眼剤での治療が主流です。勉強会では目の構造や病気、手術を詳しく学びました。網膜や硝子体までも治療するという眼科領域の進展はすばらしいものがあります。眼科の処方箋を受けていると、サプリメントについて聞かれことがあります。今回の勉強会ではとても参考になりました。

3月5日(土)13時からエソール広島2階、活動交流室で「働く女性のためのお薬講座」を共催しました。最近機能性食品として乳酸菌食品がずいぶん研究されています。私はとても興味があるので健康講座として皆さんにお話ししました。もちろん薬剤師として、お薬手帳のこと、かかりつけ薬剤師のこと、ジェネリック医薬品のことを啓発させていただきました。ジェネリック医薬品についてたくさん質問がありましたが、これは一般の方たちがジェネリック医薬品に対して聞くに聞けない思いがたくさんあるということです。これからも理解をしてもらうためには薬剤師がきちんと説明しなければいけないと痛感しました。

3月19日(土)19時からエソール広島の研修室において、第31回研修会をしました。今回は「前立腺がんについて～薬物療法を中心～」という演題で、日医工の学術、松本純先生、アステムMC課、北島尚也先生に講義していただきました。前立腺がんの病態や治療法について、また薬物治療の作用機序や副反応をいっぱい教えていただきました。

これからのお予定をお知らせします。

5月21日 (土) 漢方薬

6月18日 (土) 脱水

7月16日 (土) 肝臓

一緒に勉強しましょう。



広島漢方研究会

2月月例会報告及び 慢性・難病フォーラムIN大阪のお誘い

理事長 鉄村 努



2月月例会では、1時限目に木原敦司先生が「漢方初級講座・肝の生理」と題し、春と血と肝の関係について中国の古書「素問」を引用して解説、春の養生方など東洋医学の基本的な考え方について講義されました。

2時限目は吉本悟先生による『大塚敬節著 漢方診療三十年』講義、虚証の不眠に用いる酸棗仁湯について大塚先生の治験例を解説していただき、「ニッケイ」や棘のある「ナツメ」など実際の薬草を山から採取して参加者に紹介されました。



3時限目は会長の山崎正寿先生（医師）に、私たち漢方専門薬局でも参考にしている日本の著名な漢方家浅田宗伯の口訣を書き記した「勿誤藥室方函口訣」を解りやすく解説していただきました。

4時限目は薬局製剤実習「加味逍遙散の処方解説と製剤実習」と題し、木原敦司先生を講師として“煎剤”を製剤しました。

最初に、肝の弱りに有効な加味逍遙散について文献を読んで病理及び効能効果を学習しました。加味逍遙散は“逍遙散”『和剤局方』（1078年刊行）に“山梔子”と“牡丹皮”を加味した処方で、明中期の薛己（セツキ）の撰述による『女科撮要』『内科摘要』（1529年刊行）に初めてその名前がみられます。加味逍遙散は現在日本で繁用されている処方で、当帰・柴胡・山梔子・薄荷など10種類の生薬が配合されており、血の道・更年期障害・生理不順・月経前症候群・精神不安など、女性の様々な病気に用いられています。

約1000年前に中国で開発された漢方処方が、現在まで伝承され日本女性（男性にも）の役に立っている！漢方の奥深さを痛感しました。

実習では10種類の生薬を計量後に製剤、煎剤用紙パックに詰めて薬局製剤「加味逍遙散」の出来上がり。最後に参加者全員で“煎じ薬”を試飲しました。みな興味津々、楽しみながら実習を行いました。



広島漢方研究会では、毎月の勉強会のうち年5回薬局製剤実習を実施しています。5月月例会では「麻子仁丸・丸剤」、6月4時限目に「当帰散・散剤」の実習を行う予定です。

広島漢方研究会の所属する（一社）日本漢方交流会が主催します「第14回慢性、難病フォーラム」が、平成28年5月29日（日）大阪コロナホテルにおいて「ストレス社会の漢方治療・精神症状と疲労」をテーマに開催されます。最初に基調講演として日本東洋医学会専門医で精神保健指定医の向井誠先生と、前日本漢方交流会副理事長の中川智代先生（薬剤師）が講演されます。最後に3名の話題提供者が話題を提供して会場の皆様方と討論する場になっています。私も話題提供者の一人として『精神症状と疲労補剤の症例報告』と題して、補中益気湯や十全大補湯・小建中湯などを用いた症例を報告する予定です。詳細は日本漢方交流会ホームページでご確認ください。

【初級講座の講義予定】 1時間目 9:30～11:00

5月8日 『漢方基礎講座⑦ 肺の生理』

6月12日 『漢方基礎講座⑧ まとめ』

“より深く漢方を学びたい！”とお考えの方はオープン参加も可能（1日参加費3,000円、薬剤師研修シール3点・漢方薬、生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または広島漢方研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

Tel : 082-285-3395

広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>



ティーエスアルフレッサ株式会社
三次支店 武田 紗由里

私は、大学を卒業してから約3年間調剤薬局で働いていました。その後数年間、薬剤師の仕事から離れていたのですが、昨年の10月より薬剤師の資格をティーエスアルフレッサ(株)にて活かすことになりました。最初の3ヶ月間は本社の医療情報部にてDIの仕事をし、今年の1月から三次支店にて管理薬剤師として働き始めました。私が薬剤師に戻ってまず驚いたのは、薬事法の改正によって名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器等法)に変更になっていたことです。数年離れていた間に医療業界の状況は色々変わつており最初から戸惑うことばかりだったのですが、法律名の改称という大きな変化さえ知らないでいた私は、自分の知識が古いということを改めて痛感しました。

私は調剤薬局で働いていたとき、日々の調剤業務で精いっぱいだったため、忙しさを理由に日々の自己研鑽をおろそかにしていました。また、自分の知識の狭さにも不甲斐なさを感じていたので、医薬品卸なら様々な医療に関わる製品の取り扱いがあり、多種多様な知識が増えるのではないかと思い、次の職場には医薬品卸会社を選択しました。卸に入れば色々な製品に触れ合う機会が増え、勉強になると考えていたのですが、そんな安易な考えで入社をしたので、実際に業務を始めて、取り扱って

いる製品数が私の想像をはるかに超えていることを知り衝撃を受けました。商品は医薬品だけでなく試薬や医療機器、衛生材料、栄養食品など多岐にわたるため、製品名を聞くたびに、どういった製品なのかを検索する日々が続いています。また、医薬品卸には流通機能だけではなく品質管理・適正な販売管理・医薬品等の情報収集と提供など幅広い役割があり、それぞれに薬剤師が関わることから薬事制度なども理解しておくことが大切で、今まで関わることのなかった卸販売業の法律等も学ばないといけないということで必死に勉強している最中です。

日々の業務としては倉庫内の在庫・品質管理、メーカーからの情報の集約、販売を手助けするための資料準備、社内のMS研修の準備、得意先からの問い合わせ対応などで、幅広い知識が必要だと常に感じています。新製品の発売、回収、添付文書改訂、包装変更など日々色々な情報があり、正確な情報の取捨選択が必要なので毎日悪戦苦闘していますが、私の調べた情報で得意先やMSの方から感謝されると、とても嬉しくやりがいを感じます。

管理薬剤師になって数か月が経ちました。まだまだ管理薬剤師歴が浅いので至らない点が多く、さらに支店の薬剤師は私一人なので、問い合わせが来るたびにアタフタしています。しかし、分からぬことがあれば本社や他支店の薬剤師の方々に問い合わせが出来るつながりがあり、皆さんとても親切に教えてくださるのでとても感謝しています。周りの方の要望に正確に応えていけるようにきちんと知識を増やし、皆さんに信頼されお役に立てるような管理薬剤師になるために日々の自己研鑽を怠らず頑張っていきたいと思います。



(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2015年8月1日午後4時から2016年8月1日午後4時まで
中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成27年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

＼無資格受診が防げます／ 「オンライン資格確認システム」 のご案内



このたび、協会けんぽでは資格喪失後受診の防止を図り、適正な資格による保険診療を推進するため、医療機関において協会けんぽ加入者の資格をオンラインで確認できるサービスを開始いたします。

つきましては、ぜひこの機会にお申し込みください。

本サービスは、インターネットに接続されているPCに協会けんぽが無償貸与するUSBトークンを接続することで利用できます。

オンライン資格確認システム		XXXXXX-医院様						
ヘルプ ログアウト								
資格情報検索								
健康保険被保険者証または診察券に記載されている内容を入力して下さい。 ※両方入力した場合、次回以降は診察券番号のみで検索できます。								
健康保険被保険者証 健康保険被保険者証 本人（被保険者） 00163 平成20年10月14日交付 記号 21700023 番号 21 氏名 協会 太郎 生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日 性別 男 資格取得年月日 平成 20 年 10 月 10 日		診察券番号 00000001						
事業所名稱 ○○ 株式会社 保険者番号 0101 0011X 保険者名稱 全国健康保険協会 ○○支部 保険者所在地 ○○市○○区○○町○○-○○		印						
クリア		検索						
確認結果 資格情報が確認できませんでした。								
詳細 <table border="1"> <tr> <td>事業所記号</td> <td>21700023</td> </tr> <tr> <td>被保険者番号</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>資格喪失年月日 (解除年月日)</td> <td>平成24年12月20日</td> </tr> </table>			事業所記号	21700023	被保険者番号	21	資格喪失年月日 (解除年月日)	平成24年12月20日
事業所記号	21700023							
被保険者番号	21							
資格喪失年月日 (解除年月日)	平成24年12月20日							

申し込み方法：

裏面の利用申込書を協会けんぽ広島支部あてにFAX送信してください。後日、ご利用に必要な覚書を締結の上、USBトークン、操作マニュアル、セットアップ手順書等を送付します。

システム利用料：無料

※インターネット通信料については、医療機関様のご負担となります。

メリット

- ✓ 資格喪失後受診によるレセプト返戻等に係る事務が軽減される。
- ✓ 支払基金からの請求前資格確認によるレセプト請求が減少し、未収金が減る。
- ✓ 資格喪失者に対する迅速な対応が可能となり、正しい保険者へのレセプト請求ができる。

活用方法

インターネット回線を利用して保険証の記号・番号・生年月日・保険者番号を入力することにより加入者の**資格の有無**および資格喪失年月日を確認できます。受診の都度、資格を確認する方法の他、レセプト請求前など複数の加入者の**資格を一括確認**できます。

PC・クライアント要件

- ①Internetで外部Webに接続可
- ②InternetExplorerバージョン8.0以上
- ③USB使用可能な設定

【お問い合わせ】

全国健康保険協会広島支部
 企画総務グループ 電話：082-568-1014
 営業時間：平日8：30～17：15

FAX 082-568-1130
オンライン資格確認システム
利用申込書

全国健康保険協会広島支部 行

オンライン資格確認システムの利用を申し込みます。

平成 年 月 日

医療機関所在地 _____

医療機関名 _____

連絡先電話番号 _____

(ふりがな)

ご担当者名 _____

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成28年3月末日現在1,190名(内更新904名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
5月8日（日）9:30～16:00 広島県薬剤師会館2階 第608回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 漢方初級講座⑦『肺の生理』木原敦司 11:00～12:30 『漢方診療三十年』解説 吉本悟 13:00～14:30 『漢方医学十講』解説 菊一瓔子 14:30～16:00 『麻子仁丸』の処方解説と製剤実習 木原敦司 ※“漢方初級講座”を好評開催中です！奮ってご参加ください！	広島漢方研究会 問い合わせ先: テツムラ漢方薬局 082-232-7756	3	参加費:広島漢方研究会会員 無料、会員外（オープン参加） 3,000円（学生1,500円） 事前の申し込みは不要です。 お気軽にご参加ください。	
5月11日（水）19:00分～20:30 尾道国際ホテル2階『慶安の間』 尾道市医師会生活習慣病関連講演会 <座長>村上記念病院副長 山辺瑞穂先生 19:00～19:30 【特別講演1】『服薬コンプライアンスを上げる為には？』 <演者>JA尾道総合病院薬剤部部長 堀川俊二先生 19:30～20:30 【特別講演2】『One size fits all からOnly for oneの時代へ～薬剤選択基準に患者評価を～』 <演者>公立大学法人奈良県立医科大学糖尿病学講座教授 石井均先生 【JPALS研修会コード： 34-2016-0018-101】	尾道薬剤師会 尾道市医師会 武田薬品工業株式会社 問い合わせ先： 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料、非会員500円	
5月12日（木）19:00～20:30 マツダ病院外来B棟2階 安芸薬葉連携研修会 19:00～19:20 田辺三菱製薬㈱製品説明 演題 ①「保険薬局薬剤師による副作用回避のための取り組み」 ～院外処方箋に表記された検査値を活用して～ 川野雄平先生（㈱）アインファーマシーズ アイン薬局福山御幸店 ②「臨床検査値に関する当院プレアドイド事例」 小豆澤弘治先生 マツダ病院薬剤部 【JPALS研修会コード:34-2016-0021-101】	(社) 安芸薬剤師会	1	会費:無料、参加申し込み:事務局（FAX282-4468）までお申込み下さい。締切5月9日（月）まで	
5月12日（木）19:30～21:00 東広島市民文化センター（サンスクエア東広島）2階研修室2 東広島薬剤師会青年部研修会 演題:『アンチ・ドーピング活動におけるスポーツファーマシストの役割』 講師:スポーツファーマシスト／ 広島県薬剤師会ドーピング防止推進委員 菊一滋先生 講師からの一言 『世界的にも注目を浴びる薬剤師によるスポーツファーマシスト制度。2020年に東京五輪を迎える日本では、その活躍がますます期待されています。ドーピングとは？スポーツファーマシスト制度とは？薬剤師のスポーツとの関わり方など幅広くお話ししさせて頂きます。』	(一社)東広島薬剤師会 082-423-7340	1	会員:500円、非会員:1,000円	
5月13日（金）19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:「熱証」の概念と清熱剤の使い方-ゴン連剤 講師:小林宏先生（福山大学薬学部非常勤講師） テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン（京都廣川書店） どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料: 500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分※駐車場はございません。 最寄りの駐車場をご利用下さい。	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
5月14日 (土) 15:00 ~ 17:00 広島県薬剤師会館 4階 第494回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 「テルモの疼痛緩和領域の取り組み」 テルモ株式会社 3)特別講演 「輸液の基礎知識」 テルモ株式会社広島支店広島医薬品チーム チームリーダー 吉村大輔先生	(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	
5月17日 (火) 19:30 ~ 21:00 福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「薬物動態学の基礎」 演題:「QOLの改善・DDSの最前線」 要旨:薬物送達システムdrug delivery system (DDS) の究極の目標は、患者さんの生活の質quality of life (QOL) を守ること。最終回は、「週1回型薬剤」や「がん免疫療法の新アプローチ」などを取り上げ、DDSの進歩について知識を広めます。 講師:福山大学薬学部薬物動態学研究室 金尾義治教授 【JPALS研修コード:34-2016-0008-101】	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円	
5月18日 (水) 19:00 ~ 21:00 三原医薬分業支援センター三原薬剤師会館 平成28年度第2回三原支部研修会 「がん勉強会カリキュラム」 講師:(株)アステム 北島尚也氏	三原薬剤師会 0848-61-5571	1	参加費:三原支部会員外1,000円	
5月21日(土)19:00～21:00 エソール広島(広島県薬剤師会館のとなり) 広島県女性薬剤師会 第32回研修会 演題:「婦人科と漢方とアンチエイジング」 講師:女性クリニック・ラポール院長 中原恭子先生	広島県女性薬剤師会 090-7772-4468(松村)、 090-2805-0422(加藤)	1	参加費:女性薬剤師会会員 無料、非会員 1,000円 申込先:FAX082-299-5210(加藤)会場の都合で参加人数を30名とさせて頂きます。先着順に参加証を送りますので当日ご持参ください。	
5月26日 (木) 19:00 ~ 21:00 安芸区民文化センター 1階ホール 安芸 多職種連携研修会 演題:「笑いの現場から学ぶ最強のコミュニケーション術」 講師:ダブルまこと(Wまこと) 元吉本芸人 放送作家	(社) 安芸薬剤師会	1	会費:無料 薬局の従業員の方もご参加下さい。	
5月29日 (日) 10:00 ~ 12:00 サンピア・アキ 薬事講習会 演題:「最近の薬務行政について」 講師:未定	(社) 安芸薬剤師会	1	会費:無料	
6月2日 (木) 19:00 ~ 21:00 サンピア・アキ 安芸 第8回漢方勉強会 演題:「精神科疾患の漢方治療」 講師:(株)ツムラ広島支店医薬学術課 上田雅之先生	(社) 安芸薬剤師会		会費:無料	
6月10日 (金) 19:30 ~ 21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:「肺熱証」の特徴と石膏を含む方剤群の使い分け-石膏剤 講師:小林宏先生 (福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン (京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)		受講料: 500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	

新 薬 剤 師 研 修 会 2016

共催：（公社）広島県薬剤師会 広島県病院薬剤師会 広島県薬剤師研修協議会

平成26年～28年の国家試験に合格された皆さんに送る、職場を越えた新しい仲間との交流がグッと深まる研修会のご案内です。皆さまのご参加をお待ちしております。

日時 6月12日(日) 15時より

会場 広島県薬剤師会館4階ホール
(中区富士見町 11-42)

(フジグラン広島近く 八丁堀から徒歩 10 分)

参加費 無料(懇親会費も含めて無料)

内容

15:00 「薬剤師の職能・薬剤師会のはたらき」

木平 健治 先生

16:00 「発見！あなたの薬剤師軸」

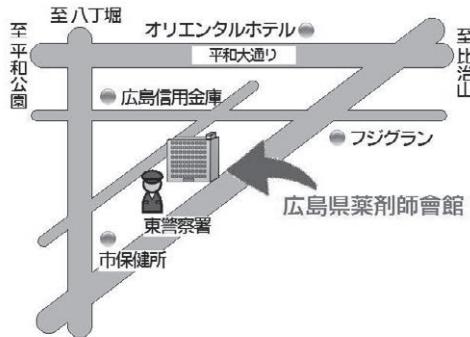
広島市薬剤師会常任理事 吉田 亜賀子 先生

「薬剤師になる」という目標を達成したあなたの今の目標は何ですか？ 目標の達成感はあなたの生活をパワフルにしてくれますが、実は目標よりあなたをパワフルにしてくれるものがあるんです。

それは… ちまたでブームになっているコーチングを使ってそれを発見しませんか？

あなたの薬剤師生活やもしかしたら日常生活をもパワフルにしてくれるかもしれません！

18:00 懇親会(2時間程度)



日本薬剤師研修センター研修認定制度による認定研修会です

参加希望の方は 6月3日（金）17時まで にお申し込みください。

申込先：（公社）広島県薬剤師会事務局 木下

TEL : 082-246-4317 FAX : 082-249-4589

Mail : kinoshita@hiroyaku.or.jp

新薬剤師研修会に参加を希望します。

お名前 _____ 性別 男性 女性 (○をつけてください)

勤務先 _____

☆広島県薬剤師会会員外の方でもOKですので、お友達とお誘い合わせの上、ぜひご参加ください☆

緩和ケア 薬剤師研修

【目的】

緩和ケアに関する薬剤師としての専門的知識と技術を習得し、地域や施設での緩和ケアを提供できる人材を育成する。

【対象】 次の要件をすべて満たす者

- ① 県内の病院、施設、又は保険薬局に勤務する薬剤師
- ② 緩和ケアに携わっている者、又は近い将来在宅緩和ケアに携わりたいと希望している者
- ③ 全課程（2日間）をすべて出席できる者

【開催日】 平成 28 年 9 月 25 日（日）、10 月 2 日（日） 2 日間

【研修プログラム】



1日目 9月25日（日）

9:00～9:50	診断時からの緩和ケア	
	緩和ケア支援センター長	本家 好文
10:00～12:00	緩和ケアにおける疼痛と呼吸困難時の対応（仮）	
	安芸市民病院 緩和ケア部長	松浦 将浩
13:00～13:40	在宅緩和ケアの実際～在宅医の立場から～	
	田村医院 院長	田村 裕幸
13:50～14:50	在宅緩和ケアの実際～在宅薬剤師・介護支援専門員の立場から～	
	すずらん薬局大手町店 薬剤師	若宮 香織
15:00～16:30	在宅緩和ケアの実際～訪問看護師の立場から～	
	YMC A訪問看護ステーション・ピース 所長	
	がん看護専門看護師	濱本 千春

2日目 10月2日（日）

9:00～12:00	コミュニケーションの技術（演習を含む）	
	広島大学 医歯薬保健学研究院 応用生命科学部門 教授	岡村 仁
13:00～14:30	緩和ケアにおける今後の薬剤師の関わり～最近の薬物療法～	
	市立芦屋病院 薬剤科部長 緩和薬物療法認定薬剤師	岡本 賢晃
14:40～16:30	在宅緩和ケアチームでの薬剤師の役割・緩和ケアにおける薬薬連携 (グループワークを含む)	
	県立広島病院 薬剤科 薬剤師	笠原 庸子

（注意）予定が変更になる場合もあります。

【定員】 40名

【申込期間】 平成 28 年 8 月 12 日（金）～8 月 26 日（金）必着

【参加費】 5,000円（資料代）

【実施要領・申込書】 広島がんネット 広島県緩和ケア支援センターからダウンロード
または、緩和ケア支援室（082-252-6262）にご連絡ください。

平成28年度緩和ケア薬剤師研修実施要領

- 1 目 的 緩和ケアに関する薬剤師としての専門的知識と技術を習得し、地域や施設での緩和ケアを提供できる人材を育成する。
- 2 実施主体 広島県
実施機関 広島県緩和ケア支援センター 緩和ケア支援室
- 3 開 催 日 平成28年9月25日(日)・10月2日(日) 2日間 9:00～16:30
- 4 研修会場 広島県緩和ケア支援センター 2階 総合研修室
- 5 対 象 次のすべての要件を満たす者
(1)県内の病院、施設又は、保険薬局に勤務する薬剤師
(2)緩和ケアに携わっている薬剤師、又は近い将来在宅緩和ケアに携わりたいと希望する薬剤師
(3)全課程(2日間)をすべて出席できる者
- 6 定 員 40名
- 7 研修内容
- | | |
|-------|---|
| 1 日 目 | 診断時からの緩和ケア
緩和ケアにおける疼痛と呼吸困難時の対応(仮)
在宅緩和ケアの実際～在宅医の立場から～
在宅緩和ケアの実際～在宅薬剤師・介護支援専門員の立場から～
在宅緩和ケアの実際～訪問看護師の立場から～ |
| 2 日 目 | コミュニケーションの技術(演習を含む)
緩和ケアにおける今後の薬剤師の関わり～最近の薬物療法～
在宅緩和ケアチームでの薬剤師の役割・緩和ケアにおける薬薬連携(グループワークを含む) |
- 8 修了証 研修修了者には、県立広島病院長から修了証を交付します。
- 9 参加費 (1)5,000円(資料代)
※ 受講決定通知後、広島県健康福祉局がん対策課から振込用紙を別に送付します。
(納金後の返金はできません。)
(2)研修に要する交通費・食費・宿泊費・傷害保険料は自己負担となります。
- 10 申込み方法 (1)受講申込書(別紙様式1)に必要事項を記入し、薬剤師免許証写しを添付して郵送で申し込んでください。
(2)申込先 広島県緩和ケア支援センター 緩和ケア支援室
(問合せ先)「緩和ケア薬剤師研修」担当者宛
 (住所 〒734-8530 広島市南区宇品神田1-5-54
 TEL 082-252-6262(直通))
- (3)申込期間 平成28年8月12日(金)～8月26日(金) 必着
- 11 受講決定 先着順に決定し、本人宛に決定通知を送付します。
及び通知
- 12 その他 病院の駐車場は利用できません。
事前課題の提出をお願いする場合があります。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター

原田 修江、永野 利香、胡明 史子

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科（育薬学講座）

澤田 康文

【事例】

**痙攣発作があった花粉症の小児へケトチフェンフル酸塩が処方、
疑義照会によりフェキソフェナジンへ変更となった！**

■処方内容は 13歳 男性

〈処方1〉 耳鼻咽喉科クリニック 印字処方

プランルカストカプセル112.5mg 「日医工」	2カプセル	1日2回	朝夕食後	28日分
フルフェンカプセル 1mg	2カプセル	1日2回	朝夕食後	28日分
ナゾネックス点鼻液50μg 56噴霧用 5mg 10g	1瓶	1日1回	両側に2噴霧	
パタノール点眼液0.1%	5mL	1日4回	点眼	

注：フルフェンカプセル1mgは、現在、ケトチフェンカプセル 1mg 「日医工」に販売名が変更されている。

現病歴（花粉症）

■何が起こったか？

- 2か月前に痙攣発作があった花粉症の小児患者に、抗アレルギー薬（H₁受容体拮抗薬）のケトチフェンフル酸塩が処方。ケトチフェンフル酸塩はてんかん又はその既往歴のある患者には禁忌、てんかんを除く痙攣性疾患又はこれらの既往歴のある患者には慎重投与のため疑義照会したところ、フェキソフェナジンへ変更となった。

■どのような経緯で起こったか？

- 患者は、3年前から花粉症の時期になると当該耳鼻咽喉科クリニックを受診し、複数の抗アレルギー薬<処方1>を使用していた。
- 今回は、今シーズン初の来局であり、点鼻薬が增量された以外は今まで通りに<処方1>が処方された。
- 患者の母親に、「お正月は何かと大変だったでしょう。」と年末年始の労をねぎらうつもりで声掛けをしたところ、「そうなんです。年末にこの子が痙攣発作を起こして。」と思いもよらない返事が返ってきた。
- さらに、「医師からは、『薬が原因でもなく、熱性痙攣でもないようで、原因是よくわからないけれど、てんかんかねえ。』と言われ、てんかんの薬を出そうとされたが、断った。」と話された。
- 薬歴を確認すると、詳細は不明であるが、お薬手帳および母親からの聞き取りから、今回とは別の医師が処方したテルバנס<テオフィリン>服用後に痙攣発作があり、てんかん疑いと診断されたことが記載されていた。

■どうなったか？

- ケトチフェンフル酸塩は、添付文書の禁忌の項に、「てんかん又はその既往歴のある患者」、慎重投与の項に、「てんかんを除く痙攣性疾患、又はこれらの既往歴のある患者（痙攣閾値を低下させることがある）」と記載されてい

る¹⁾。患者は、以前テルパンス＜テオフィリン＞服用後に痙攣発作を起こしたことがあり、さらに最近原因不明のけいれん発作を起こしたことから疑義照会したところ、フェキソフェナジンへ変更となった。

■なぜ起きたか？

- ・医師は、ケトチフェンフル酸塩に痙攣誘発作用があることを知らなかったと思われる。あるいは、過去にテオフィリンで痙攣発作、てんかんの疑いがあることを失念していた可能性もある。

■今後二度と起さないためにどうするか？

- ・同じ処方が続いている患者に対しても気を緩めず、体調の変化がないか丁寧な聞き取りを行い、話の内容が適正な処方に反映されているかを確認する。

■特記事項は？

• H₁受容体拮抗薬「ケトチフェン」と「フェキソフェナジン」の痙攣誘発作用について

ヒスタミンはヒスタミンH₁受容体を介した抗痙攣作用を有しており、血液脳関門の通過性が高い抗ヒスタミン薬は、痙攣を引き起こしやすいことが知られている²⁾。

矢内ら³⁾は、独自に開発したPETを用いた方法により抗ヒスタミン薬の脳内ヒスタミンH₁受容体占拠率を評価し、ケトチフェンは占拠率70%以上、フェキソフェナジンは占拠率10%以下であることを示している（図1）。また、ケトチフェンは濃度依存的にH₁受容体占拠率が増加するのに対し、フェキソフェナジンは投与量を増やしてもH₁受容体占拠率が変化しないことを報告している（図2）。石川ら⁵⁾は、ラットを用いた痙攣誘発試験により、ケトチフェンは発作持続時間を有意に延長するが、フェキソフェナジンは有意な影響を及ぼさないことを報告している。

臨床においても、ケトチフェンは、てんかんの治療中でありコントロール良好であった小児にアレルギー性疾患のため投与を開始したところ痙攣を生じた、熱性痙攣の既往のある幼児に無熱痙攣を引き起こした、熱性痙攣の持続時間を有意に延長したなど、痙攣に関する複数の報告^{6) 7)}がある。一方、フェキソフェナジンでは痙攣誘発に関する報告はほとんど見られない。

抗ヒスタミン薬による痙攣誘発は、単独ではその可能性は低いが、痙攣を引き起こす閾値を下げると考えられており、痙攣素因のある小児では、脳内ヒスタミンH₁受容体占拠率の高い抗ヒスタミン薬の使用は注意を要する。

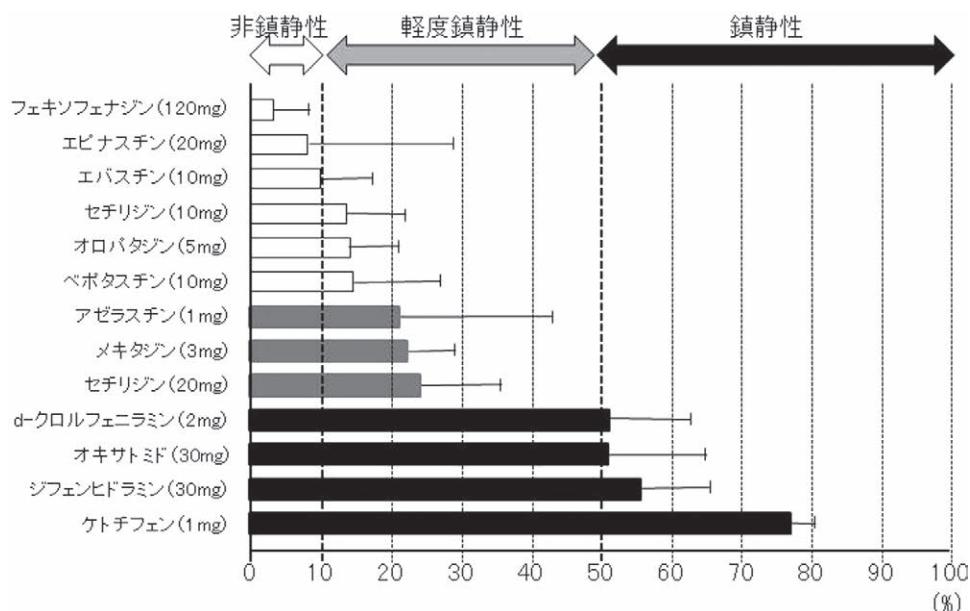
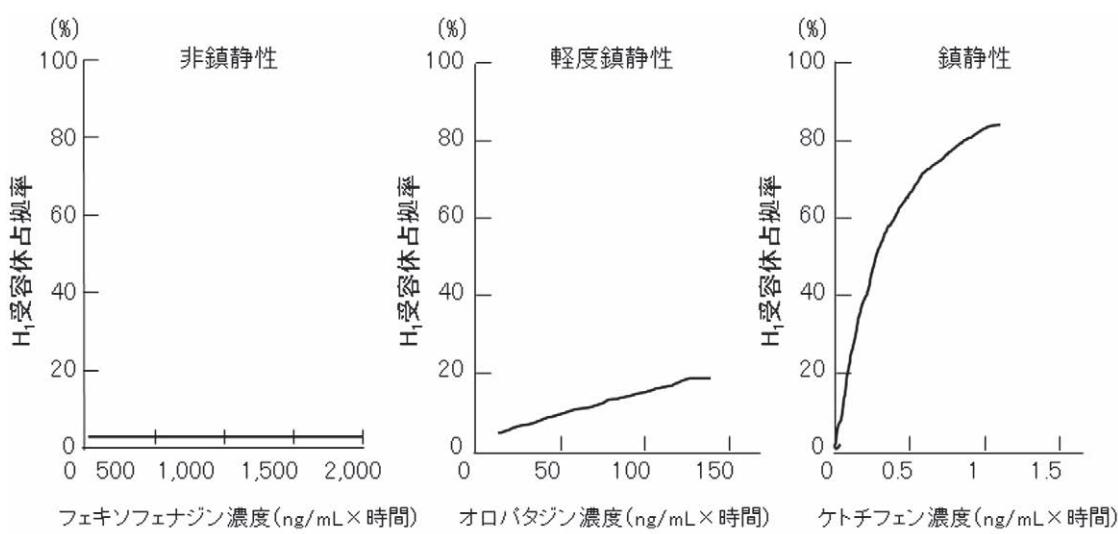


図1 脳内ヒスタミンH₁受容体占拠率³⁾



フェキソフェナジン、オロパタジン、ケトチフェンのPETスキャン中の血漿中濃度変化と H_1 受容体占拠率の関係を示している。 血中濃度はPET測定中のAUC(ng·mL \times 時間)で示している。

図2 血中濃度と H_1 受容体占拠率の関係³⁾ (Tashiro M et al, 2006⁴⁾ より改変)

<参考>

- 1) ザジテンカプセル 1 mg インタビューフォーム
- 2) Yanai K et al : Pharmacol Ther, 113, 1-15, 2007
- 3) 矢内一彦, 他 : 小児科, 48 (10), 1435-1443, 2007
- 4) Tashiro M, et al : Br J Clin Pharmacol, 61 (1), 16-26, 2006
- 5) Ishikawa T et al : Biol Pharm Bull, 30 (3), 477-480, 2007
- 6) 安原昭博, 他 : 第31回日本てんかん学会, 158, 1997
- 7) Yokoyama H et al : Meth Find Exp Clin Pharmacol, 15 (3), 183-188, 1993

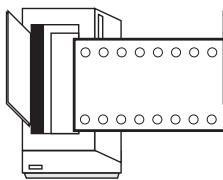
サイドメモ

ケトチフェンとフェキソフェナジンはスイッチOTC化した抗アレルギー薬としても販売されており、ケトチフェンは第2類医薬品、フェキソフェナジンは第1類医薬品に分類されている。

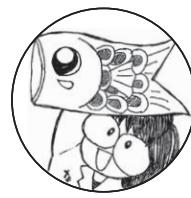
“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター（原田・永野・胡明）までご連絡をお願い致します。

（連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di@hiroyaku.or.jp）



薬事情報センターのページ



永野 利香

◆はじめに

現在、アルツハイマー型認知症(AD)の中核症状の治療薬として承認されているものは、コリンエステラーゼ(ChE)阻害薬3種（ドネペジル、ガランタミン、リバスチグミン）、N-メチル-D-アスパラギン酸(NMDA)型グルタミン酸受容体阻害薬1種（メマンチン）の4種類です。ChE阻害薬は、アセチルコリン(ACh)分解酵素であるChEの働きを抑える薬剤で、脳内で減少しているAChの量を増やしADの進行を遅らせるというものです。この治療法は、AD患者の脳内ACh濃度を高めれば記憶を改善できるという「コリン仮説」に基づく対症療法です。

ACh神経伝達系は、脳以外にも消化管、心臓、膀胱など多くの内臓に分布しており、ChE阻害薬はこれらの内臓にも作用するため、副作用が発現することがあります。

◆ドネペジル塩酸塩（アリセプト他）

- ・日本では1999年から最も長く使用されている。
- ・ChEには、アセチルコリンエステラーゼ(AChE)とブチリルコリンエステラーゼ(BuChE)があり、AChEに対する選択的阻害作用が高い。
- ・ChE阻害薬の中で、唯一軽度から高度のADまで使用可能。
- ・ADの行動・心理症状(BPSD)のうち、うつ、不安、アパシー(無気力、意欲の低下)に対する効果の報告あり。
- ・ドネペジルのうち『アリセプト』は、2014年9月にレビー小体型認知症(DLB)の適応追加された。
- ・DLBの第Ⅱ相臨床試験で、幻覚、妄想、不安などのBPSDにも効果が示されている。
- ・主な副作用：悪心、嘔吐、食欲不振、腹痛、下痢、易興奮性、不眠
- ・剤形：錠、OD錠、細粒、ドライシロップ、内用ゼリー

◆ガランタミン（レミニール）

- ・ChE阻害作用とともに、ニコチン性ACh受容体(nAChR)の、ACh結合部位とは異なるアロステリック活性型リガンド(allosteric potentiating ligand:APL)部位に結合し、AChのほかノルエピネフリン、セロトニン、グルタミン酸、 γ アミノ酪酸(GABA)などの神経伝達物質の放出促進作用も併せ持つ。
- ・APL作用はACh結合部位とは異なるため耐性が生じにくく、効果が長期に持続。
- ・軽度から中等度のADに使用。
- ・混合型認知症に有用と米国ガイドラインに記載あり。
- ・日本の臨床試験ではBPSDに対する効果は認められていないが、海外のメタ解析から、AD患者の焦燥、不安、脱抑制、異常運動行動に対する効果の報告あり。
- ・主な副作用：悪心、嘔吐、食欲不振、腹痛、下痢
- ・剤形：錠、OD錠、内用液
- ・1日2回投与

◆リバスチグミン（イクセロンパッチ、リバスタッチパッチ）

- ・AChEとBuChEの両方を阻害。
- ・経口剤ではなくパッチ剤であるため、服薬困難、服薬拒否が見られるケースには良い適応。
- ・消化器症状の出現率が他剤と比較して低いとされている。
- ・軽度から中等度のADに使用。
- ・日常生活動作(ADL)に対する効果の報告あり。
- ・主な副作用：適応部位皮膚症状、悪心、嘔吐
- ・1日1回投与

◆ChE阻害薬について

- ・治療の基本となる薬剤として常に一つは個々のAD患者に適応したChE阻害薬をメマンチン併用前に投与していくべき。
- ・複数のChE阻害薬を一度に併用することは原則禁止。
- ・他のChE阻害薬へ切り替えの場合、使用していた薬剤を中止し、その日から次の薬剤を開始用量で開始。
- ・切り替え後の薬剤の効果の確認は、少なくとも維持量まで增量して3ヶ月程度観察する必要あり。

◆メマンチン（メマリー）

- ・ADではグルタミン酸神経系の機能異常が関与しており、グルタミン酸受容体チャネルの過剰な活性化が原因の一つと考えられている。
- ・本剤は、NMDA型グルタミン酸受容体を抑制しその機能異常を抑制する。
- ・中等度から高度のADに使用。軽度には使用不可。
- ・攻撃性や異常行動などのBPSDに対する効果の報告あり。
- ・単独使用もChE阻害薬との併用使用も可能。
- ・主な副作用：めまい、傾眠、過鎮静、頭痛、便秘
- ・剤形：錠、OD錠
- ・1日1回投与

【参考資料】

- ・調剤と情報 2015.9.21 (11)、2015
- ・診断と治療、103 (7)、2015
- ・各製品添付文書

公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター [ウェブサイト](#) もぜひご利用ください。

◆医療用医薬品の新発売、效能追加等の情報

- ◆薬価基準収載医薬品情報 (PDF)
- ◆薬事情報センター定例研修会 情報
- ◆モバイル(動く)DI室 PDF資料
- ◆資料箱(各種作成PDF資料)
- ◆過去定例研修会資料 (PDF) など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで ➡ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

QRコードが
便利です



薬事情報センターウェブサイト 更新情報 (2/13~4/12)

2/15・過去定例 研修会資料	第491回 平成28年2月資料 (1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.329 (2) 【ニュース】薬事関連情報 (1/7~2/9) <別添>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例> (3) 「使用上の注意」の改訂について (平成28年1月12日付) 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (4) 要指導医薬品一覧 (平成28年2月1日更新) 新一般用医薬品 (厚生労働省告示第69号 (平成19年3月30日)) の別表第一に 掲げる医薬品以外の第一類医薬品) 一覧 (平成28年2月1日更新) (5) 【最近の話題】医療分野の雑誌・ウェブサイト掲載情報
2/17・医薬品情報	新発売『テムセルHS注』
3/9・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2015年12月>について <会員専用ページ>薬事・食品衛生審議会において公知申請に係る事前評価が終了し、薬事承認上は適応外であっても保険適用の対象となる医薬品 効能・効果の追加『ハラヴェン静注1mg』他
3/16・モバイルDI室	No.13 ・過去定例 研修会資料 第492回 平成28年3月資料 (1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.330 (2) 【ニュース】薬事関連情報 (2/10~3/9) <別紙>薬事・食品衛生審議会において公知申請に係る事前評価が終了し、 承認上は適応外であっても保険適用の対象となる医薬品 (3) 「使用上の注意」の改訂について (平成28年2月16日付) 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (4) 【最近の話題】医療分野の雑誌・ウェブサイト掲載情報
3/17・医薬品情報	アンチ・ドーピング活動：糖質コルチコイドの疾患治療の外用薬使用に関する注意喚起について
3/18・医薬品情報	販売中止、自主回収のお知らせ『アクディーム錠30mg』他
3/22・医薬品情報	効能・効果の追加『サインバルタカプセル20mg』他 用法・用量の追加・変更『プロイメント点滴静注用150mg』
4/1・医薬品情報	<会員専用ページ>「特定薬剤管理指導加算等の算定対象となる薬剤一覧」について 小児に関する用法・用量の追加『マラロン配合錠』
4/5・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例>および「集計報告」について



お薬相談電話 事例集 No.99



薬事情報センター 胡明 史子

リリカ（プレガバリン）の副作用について

Q 1. 2週間くらい前からドライアイやピントが合わない症状が気になりました。7か月前から飲み始めたりリリカにそういう副作用があると聞いて、リリカの服用回数を減らしているのですが目の症状は治りません。どうしたらいいのでしょうか。(70代女性)

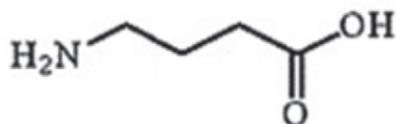
A 1. おっしゃるように、リリカには弱視、視覚異常、霧視、複視等の眼障害が生じる可能性があり、ドライアイ（眼乾燥）やピントが合わない（調節障害）等の症状も報告されています。リリカの製造販売メーカー学術担当の方によると、“副作用として起こる眼障害全般は可逆的と考えられており、リリカの減量ないし中止により、ほとんどの場合、症状は回復又は軽快する”、とのことでした。ただし、回復あるいは軽快するまでにかかる期間についての情報はないそうです。今後の服用方法に関しましては、主治医の先生にご相談いただけたらと思います。

【補足】

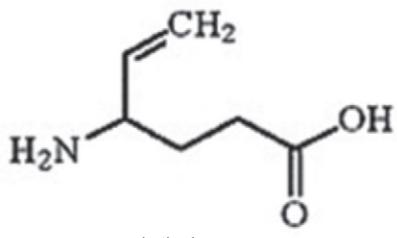
GABAアミノ基転移酵素阻害薬であるビガバトリン^{*1}は、使用により視野狭窄の報告があり、カナダ厚生省保健局^{*2}は同種同効薬についても視野状態の変化をモニタリングするよう勧告しています。プレガバリンはGABAアミノ基転移酵素阻害薬ではないものの、構造上GABAに類似するということで、国内の臨床試験でも視野検査及び眼底検査が実施され、眼に関する副作用の発現率はプラセボ群より有意に高いことが確認されています。

*1：本邦未承認の抗痙攣薬

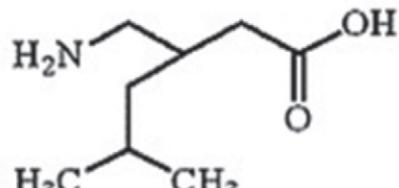
*2：HPB : Canadian Health Protection Branch



GABA



ビガバトリン



プレガバリン

図. GABAとGABA類似物質の構造式

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.331

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.331 目次

1. 「小児と薬」情報収集ネットワーク整備事業について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	6
1 エリプリンメシル酸塩	6
3. 使用上の注意の改訂について（その272）	
メチルフェニデート塩酸塩 他（2件）	8
4. 市販直後調査の対象品目一覧	9

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ (<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成28年(2016年)3月 厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756
 (Fax) 03-3508-4364

検査センターだより



後藤佳恵

新年度が始まって一ヶ月、会社や学校で集団検診を受ける人が増える時期ですね。わが国では母子保健法、学校保健安全法、労働安全衛生法、高齢者の医療の確保に関する法律等による健康診断の項目の一つに、検尿が定められています。このように出生より老年期まで広く検尿の機会があり、これを総称して生涯検尿と呼び、早期発見、早期治療のために役立っています。もちろん検査センターも学童の検尿真っ最中です。検尿の項目は蛋白・潜血・糖の3項目からなり、蛋白が陽性となった場合に、広島市の学校では、今年度より「尿蛋白/クレアチニン比」の測定が追加となりました。

検尿において腎疾患を早期に発見する上で大切なポイントは、将来進行するおそれのある異常と、そのおそれの少ない異常を見分けることがあります。その際に尿蛋白の定量は最も有効な指標の一つとなります。

尿は生活していくうえで、濃縮や希釈されたり着色したり等、色々なものに影響を受けます。なかでも蛋白尿の場合は尿の濃度に左右されます。学童検診のスクリーニング検査は試験紙法で実施されるため、その判断だけでは蛋白が偽陽性や偽陰性になる可能性があります。では蛋白が陽性となった場合の正確な検査は、一日分の尿を全部貯めた蓄尿検査が望ましいのですが、それこそ検診には向きません。そこで簡便な方法として、尿蛋白濃度と尿中クレアチニン濃度を同時に測定し、尿中蛋白濃度 (mg/dl) を尿中クレアチニン濃度 (mg/dl) に対する比で表した尿蛋白/クレアチニン比が用いられます。

クレアチニンは尿の成分の一つで、アミノ酸の一種のクレアチニンが代謝されてできた物質です。尿中のクレアチニン排泄量はおよそ 1 g で、この値は日によらずほぼ一定といわれているため、この値で補正することで尿蛋白の一日排泄量を推定します。但しクレアチニンは筋肉量や骨格、年齢等の影響を受けることがあるため、必ずしも一定ではなく男性は女性より高値を示すことがあります。

尿蛋白/クレアチニン比の基準値として、CKD診療ガイド2012によると、成人では0.15未満が正常です。小児の場合は年齢により異なっていて、小児と思春期の慢性腎臓病（CKD）についての臨床診療ガイドラインでは、蛋白/クレアチニン比について、2歳未満では0.5未満、2歳以上では0.2未満が正常となっています。

検査センターには、尿蛋白とクレアチニンの定量測定ができる分析機器がこの春から新たに導入されます。一次検査において尿蛋白陽性者は、二次検査で尿蛋白/クレアチニン比を測定します。今年の検査対象人数は約22,300人、この新しい機械を毎日フル稼働して、子どもたちの腎疾患を少しでも早く見つけられるよう、皆で頑張りたいと思います。興味のおありの方は是非見学にお越しください。

参考文献：一般社団法人日本腎臓学会HP／腎疾患管理指導マニュアル（三訂版）大阪府教育委員会

尿検査の基礎 栄研化学株式会社／学校検尿マニュアル（改訂版）広島市医師会

ひろしま桔梗研修会 平成27年度 第3回研修会報告

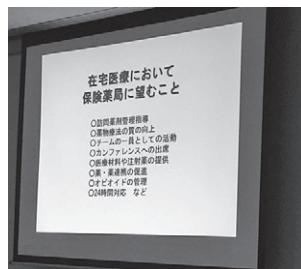


神戸薬科大学同窓会広島支部 川崎 清美

日 時：平成28年2月21日（日）

場 所：リム福山

今回の診療報酬改定において、國の方針は「入院」から「在宅」へ、よりハッキリと示された。薬局・薬剤師も在宅医療を避けてはあり得ない、されど実績ゼロから如何にしてと思っていたところ、既に在宅医療に尽力されておられる丸山典良先生のお話を聞く機会に恵まれた。



重い病気や障害を持ちながらも住み慣れた自宅や地域で安心して出来れば最後まで過ごせるよう患者・家族を医療面から支援することが、在宅医療の目的である。

在宅医療においては、家族の負担は大丈夫か？痛みは取ってくれるのか？医療費は？在宅スタッフはどんな人？などの不安がある。一方で、そのメリットは、自分らしい生活ができる・リラックスできる（痛みが楽になった、ぐっすり眠れるようになった、笑顔が増えた）・家族がケアに参加できることなどがあげられる。

また、在宅医療において保険薬局に望むこととして、訪問薬剤管理指導・薬物療法の質の向上・チームの一員としての活動・カンファレンスへの出席・医療材料や注射薬の提供・薬葉連携の促進・オピオイドの管理・24時

間対応などが挙げられる。残念ながら現状では、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局が少なく、薬剤師が十分に活躍しているとは言いがたい。

在宅医療では、患者ご本人を囲む皆の笑顔が大切だと思う。そのためにも、在宅スタッフには、身体のケアと心のケア・患者と家族・入院と在宅・生と死・病気に対する治療と症状緩和、という一方的に偏らないバランス感覚が求められる。

2025年には高齢者人口がピーク約3,500万人となり、年間死者数約160～170万人（現在の約40%増）の約80%が、今まま病院で死亡すると、病院における救急期医療が機能しなくなると懸念されている。そのため、今後ますます、在宅での看取りにシフトしていくと考えられる。特に独居・高齢者世帯での在宅看取りには、民生委員、ボランティア、行政を含めた地域の力も必要とされる。

グループでの討論や先生からの質問（医師に望むことは？）などを織り交ぜて進めていただき、自分の事として考えることができた。いざ実践！となるまでに、しっかりと薬剤師としての準備・学習をしておきたい。そうすることで、今まで見えてなかった道が開けて来ると思う。



Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

鉄道イベント3連発!! 行ってきました

東広島支部 松井 聰政

第1弾 ヤッター！500TYP EVAの1号車展示・体験ルームに応募したら当たりました。2月25日に乗ってきました。山陽新幹線の全線開業から40周年の記念イベントの一環として新幹線の車両全体を中も外もエヴァンゲリオンに変身させ博多～大阪を1日1往復する企画です。1号車は展示・体験ルームになっており「新幹線×エヴァンゲリオンパネル」「フォトスポット」「新幹線車両基地の地下にエヴァンゲリオンの基地が想定されたジオラマ」が見学できるようになっており、実物大コックピット搭乗体験ができるようになっていました。



息子との小旅行で、広島駅からレールスターに乗って三原に行き、駅前で昼ご飯をとって腹ごしらえ、三原駅から広島駅に帰ってきました。EVAに乗れるとあって楽しみにしていたのですが、1号車では雰囲気をだすためダン・ダン・ダン・ダン・ダンと不気味な曲が流れていて少し怖かったみたいです。記念乗車証も大切にかざって家族に自慢そうに話しています。



第2弾は、今度は「アストラムライン車両基地見学会」が抽選で当たりました。なんと400組中100組の当選のなかに入りました。くじ運もまずまずですかね。2月28日スマジ交通ミュージアムの横にある本社に行ってきました。家族で行く予定でしたが、我が家でもインフルエンザがはやり、これまた息子と二人でした。70くらいのコースで車検場や制御室などに入り（もちろん普段入れないところばかりですが）説明を受けましたが子供には難しかったみたいです。でも地域的あまり乗らないアストラムラインですが興味をもったようで、ドライブ中走っているところを見かけると叫んで教えてくれます。車庫が見られなかったのは残念でしたが、下敷きやキーホルダーなど沢山お土産をいただきましたヨ。もちろん終わってからミュージアムで遊んで昼ごはんも食べて帰りました。



最後ですが、第3弾は、山陽新幹線博多総合車両所に行ってきました!!なんとこの車庫は新幹線がずらっと並んでいる一番端に博多南駅があって大迫力。そこから歩いて15分のところに検査場や洗車場などいろいろあって、そこで3月13日に「山陽新幹線ふれあいデー」があり、今度は家族3人で行くことができました。この場所は大学時代に住んでいたところに近く学生時代何度か行ったこともあり懐かしかったですが、30年前とは違って随分街になっていて驚きました。

博多駅から新幹線で10分くらい、1時間に1本くらいの間隔で運転していて、運賃が特急料金と乗車券併せて290円、なんと新幹線を290

円で乗れるのですが、私たちは広島からなので…。博多の人はいいですね。

ここでは普段乗ることのできないドクターイエローの車内見学がありましたが抽選でははずれました。子供に乗せてやりたかったがやはりくじ運はないみたいですね。でもN700系と綱引きをしたり、パンタグラフを操作したり、なんとなつかしの0系新幹線がいたり、2階建て食堂車に乗れたりといろいろ懐かしい体験もできました。ここで問題、新幹線の車輪はどれくらいの距離を使用できると思いますか？なんと博多～東京48往復で交換です。といった何でもないことも学べ、少し新幹線博士にもなれるところでした。



早朝から出かけ、夕方まで遊んで、帰りの新幹線では子供の満足した寝顔もみることができました。

5月22日にも岡山支所でも「新幹線ふれあいデー」がありドクターイエローも公開予定ですが、ここは祭り自体が抽選なので、よほどくじ運がある人でないと行けないかも。

シリーズ 薬局紹介 48

一般社団法人安芸薬剤師会 安芸府中薬局
安芸郡府中町青崎南2-1 あたらしやビル1F



はじめまして、今回は安芸府中薬局をご紹介します。

概要 平成10年「社団法人広島県薬剤師会 安芸府中薬局」

平成17年「安芸地区薬剤師会 安芸府中薬局」

平成21年「一般社団法人安芸薬剤師会 安芸府中薬局」となりました。

当薬局は安芸地区（安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町）広島市安芸区の船越・畠賀・瀬野・中野・矢野) の会営薬局となります。畠賀にも、安芸薬剤師会の運営する薬局 「安芸畠賀薬局」があります。現在、安芸地区の会員薬局数は約80余りにもなります。

受け入れ処方せん枚数の多い病院は、マツダ病院、近隣の開業医院、その他総合病院の処方せんも受け付けています。

平成28年現在、薬剤師8名がおり、通常5～6人/日体制、事務員3名が勤務しています。経験年数の長いベテラン職員が多いため、調剤・分割販売等の業務も円滑に行ってもらっています。開局時間は、平日（月～金）8：45～17：45、（土）8：45～12：00、（日・祝）が休みとなっています。

薬局の機能は、処方せんによる調剤、無菌調剤室利用、安芸薬剤師会の会員薬局に分割販売するための備蓄センター・医薬品の情報センター、大学生や未就業者の実習を受け入れる研修センターの役割をしています。備蓄医薬品数は約2,000品目ありますが、一般名処方に伴うジェネリック医薬品の普及等で益々、在庫管理に苦労しています。薬がなかなか見つからないことも、たまにあります。在庫不足等により安芸地区会員薬局の皆さんには、しばしばご迷惑をかけています。これからも、より地域に根付いた・選ばれる薬局を目指して頑張っていきたいと思います。



無菌調剤室（週に1回使用します）



薬局職員（写っていない方、ごめんなさい）

次回は、東広島支部 だいだい薬局したみさんです。

書籍等の紹介

「薬剤師のための臨床検査の知識 改訂6版」

監修・編集：池田千恵子（前十三病院薬剤部長）
編集：笛隈富治子（京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻 非常勤講師）
発行：株式会社 じほう
判型：ポケット判、432頁
価格：定価 2,160円
会員価格 1,940円
送料：1部 500円

「藥學史事典」

編集：日本薬史学会
発行：株式会社 薬事日報社
判型：B5判、880頁
価格：定価 12,960円
会員価格 11,500円
送料：1部 460円

「第十三改訂調剤指針 増補版」

編集：日本薬剤師会
発行：株式会社 薬事日報社
判型：B5判、約520頁
価格：定価 5,184円
会員価格 4,430円
送料：1部 460円

「登録販売者研修テキスト第4版」

監修：日本薬剤師会
発行：株式会社ドーム
発売元：株式会社 薬事日報社
判型：B5判、550頁
価格：定価 3,456円
会員価格 3,110円
送料：1部 460円

「OTC医薬品事典（一般用医薬品集）第15版」

編集：日本OTC医薬品情報研究会
(日本OTC医薬品協会／編集協力)
発行：株式会社 じほう
型：B5判、1,000頁
価格：定価 6,480円
会員価格 5,600円
送料：1部 500円

① 「第十七改正日本薬局方（条文）」単独の場合

「第十七改正日本薬局方（条文）」

編	集:一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリー サイエンス財団
発	行:株式会社 じほう
判	型:B5判、2,500頁
価	格:定 價 32,400円 会員価格 29,160円
送	料:1部 500円

②「第十七改正日本薬局方(条文)」と「第十七改正日本薬局方
医薬品情報JPDI2016」のセット版の場合

「第十七改正日本薬局方（条文）第十七改正日本薬局方
医薬品情報JPDI2016セット版」

編	集：(条文) 一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 (JPDI2016) 公益財団法人日本薬剤師研修センター
発行	株式会社 じほう
判型	B5判、(条文) 2,500頁 + (JPDI2016) 1,200頁
価格	定価 37,800円 会員価格 33,940円
送料	1部 500円

「ジェネリック医薬品リスト平成28年8月版」

編著：医薬情報研究所
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、750頁
価格：定価 3,672円
会員価格 3,240円
送料：1部 500円

「保険薬局Q&A 平成28年版」

監修：日本薬剤師会
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、180頁（予定）
価格：定価 2,376円
会員価格 1,990円
送料：1部 500円

「保険薬剤Q&A 平成28年版」

編集：日本薬剤師会
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、250頁（予定）
価格：定価 2,700円
会員価格 2,300円
送料：1部 500円

※価格はすべて税込みです。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされると不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当: 吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

告 知 板

第48回広島県薬剤師会定時総会

日 時：平成28年6月19日（日）

場 所：広島県薬剤師会館 4階ホール



— 謹んでお悔やみ申し上げます —



森本 一義 氏 逝去

去る4月10日（日）ご逝去されました。

葬儀はサンセルモ玉泉院 吉島中央会館において、
執行されました。

喪主：森本 健二 氏



熊本での地震災害のニュースが続く中
今、私にできる支援はなんだろうと考えています
現地に行くのは無理そうなので
現地に行く方のサポートに徹しようと思っています
被災地の1日も早い復興を祈っています

<もい鳥>

4月から新年度が始まりました。うちの小学生男児ズもそろって一学年上がり、
ますますパワーアップ！年々トシをとるこちらはついていけません…。

<みつき>

今年も学童検診の始まりました。今年から新しい仲間も加わりさらにパワーアップ
です！今日も黄色の袋に囲まれてがんばってます。

<まめごま>

頭も身体の動きも
スロー動作
だけど世の中は
スピード
<モッタリン>

今年もコアラ畠には白い小さな花がたくさん咲いている。もう少しすると赤い実ができる。
別なところでは、少し大きな白や紫などの花も咲いている。今年も3種の豆ができるかな・・・
これからは、夏野菜を育てる時期だ。また、胡瓜・茄子・ピーマン・トマト・枝豆などなど。
今年は頑張って草取りしよう～

<By コアラChanズ>

先日愛犬と散歩しながらいつもの公園の
前を通りかかたらライトアップされた
満開の桜の下でおばちゃん達が4・5人
並んで夜桜見物をしていました。
その光景を見てホッコリいやされました。

<PURIN>

2年の任期が終了！お疲れさまでした。次期続投はわかり
ませんが、今後とも広報活動のご発展を祈念いたします。
記事を送るのを失念しておりました。熊本地震で災害対
策委員会他、MPも出動したところ、現場に残ったものが
右往左往してはダメですね。しっかり自分の持ち場を守
りましょう。

<メリッサ>

編集委員					
野村 祐仁	谷川 正之	井上 映子	豊見 敦		
中川 潤子	田邊 ナオ	多森 繁美	林 真理子		
玉浦 秀一	松井 聰政	永野 利香	有助美奈子		

保険薬局ニュース

平成 28 年 5 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.24 No. 3 (No.133)

平成28年4月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

平成28年度調剤情報改定情報について

この度の調剤報酬改定につきまして、厚生労働省等より、情報が出ておりますので、本会ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。

県薬ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp/>>新着情報
<http://www.hiroyaku.or.jp/28kaitei/index.htm>

疑義解釈資料等ご覧いただき、その他のご質問がある場合は、お手数ながら引き続き、本会事務局にFAX（082-249-4589）にて、お問い合わせくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

【FAXにてお問い合わせが多い疑義解釈】

昨年10月以降に処方せんを持参した患者が来局し、その患者が持参したお薬手帳を参照し、薬剤服用歴管理指導を行った場合は、38点を算定します。

平成28年4月4日

広島県薬剤師会保険薬局部会

平成28年度調剤報酬改定に関する訂正事項等のお知らせ

平素より、本会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年3月20日・21日開催いたしました、平成28年度調剤報酬改定等説明会及び、終了後にFAX等でご質問い合わせいただき、回答しております内容の一部訂正と、特に問い合わせが多い疑義解釈についてのQ&Aを作成いたしましたので、お知らせいたします。

また、かかりつけ薬剤師指導料等の「地域活動」について、客観的な資料がない場合には、地域薬剤師会長が証明いたしますので、所属の地域薬剤師会にご連絡をお願いします。

【残薬の調整に関する件で、処方せん様式の変更部分】

右側の「□ 保険医療機関へ情報提供」にチェックが入っていた場合、薬剤師は残薬を確認し、残薬があれば医療機関に情報提供してください。保険薬局において、疑義照会なしで処方日数調整ができるわけではありません。訂正いたします。

Q. 厚生局への提出書類の用紙はどこで手に入りますか。

A. 広島県薬トップページ>新着情報>平成28年度調剤報酬改定情報を掲載>特掲診療料の届出一覧(中国四国厚生局)にあります。

(広島県薬トップページ>会員向け情報>保険情報>平成28年度調剤報酬改定情報)

Q. 様式84の「所属するグループ名」は何を書けば良いですか。

A. グループに所属していなければ「なし」。グループが有る場合、記入する名前に決められた規則はありません。
グループ内で統一した名前をご記入ください。例えば「開設者の姓+グループ」でも、グループの中の一つの「会社名+グループ」でもかまいません。

Q. 様式84の「全処方せんの受付回数並びに主たる保険医療機関に係るもの受付回数及びその割合」の欄に記入する期間は。

A. 従前から許可を得ている薬局は27年3月から、28年2月の12ヶ月間です。

Q. 基準調剤加算の算定要件・開局時間について。

A. 平日の開局時間は、月曜～金曜日において、平均ではなく、5日間全てに8時間以上の開局が必要です。

Q. かかりつけ薬剤師指導料等の「地域活動」について

A. 疑義解釈（その1・厚労省）「地域の行政機関や医療関係団体等が主催する住民への説明会、相談会、研修会等への参加や講演等の実績に加え、学校薬剤師として委嘱を受け、実際に児童・生徒に対する医薬品の適正使用等の講演等の業務を行っている場合が該当する。なお、企業が主催する講演会等は、通常、地域活動の取組には含まれないと考えられる。」

昨年度、学校薬剤師に任命されていたことは県学薬から厚生局に一覧表を提出することで、一括証明いたします。
各薬剤師は学校薬剤師に任命されていたこと、担当校を厚生局に申告してください。

住民対象以外の、医療介護専門職対象の研修会等（例：地域包括支援センター主催の多職種連携会議等）は対象に含めません。条件に含まれる行事の実例としては、「市民公開講座」「行政主催の健康祭りのお薬相談窓口」等があります。

客観的な資料がない場合、これらへの参加の添付書類は、地域薬剤師会の長が発行します。

「薬草に親しむ会」、「子育て応援団こやか2015」、「広島キッズシティ 2015」の参加証明は広島県薬剤師会で発行いたします。

また、現時点では、休日当番薬局、夜間休日診療所への出務等の調剤業務、薬局が行う栄養教室等は対象に含まれません。

その他のご質問がある場合は、お手数ながら引き続き、本会事務局にFAX（082-249-4589）にて、お問い合わせくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

平成28年4月6日
広島県薬剤師会保険薬局部会

平成28年度調剤報酬改定に関する追記事項

平素より、本会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月4日にお知らせいたしました、かかりつけ薬剤師指導料等の「地域活動」について、追記事項がありますので、お知らせいたします。

行政、公益団体、医療関係団体が住民を対象として開催する健康祭りなどで、
薬剤師として参画し（県民公開講座等、聴講されたのみでは、地域活動に当たりません）、例えば、お薬相談窓口・骨密度測定などを担当した場合、薬剤師会単位でなく、薬局単位で参画していても要件を満たすと判断します。

その他のご質問がある場合は、お手数ながら引き続き、本会事務局にFAX（082-249-4589）にて、お問い合わせくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

かかりつけ薬剤師指導料等の「地域活動」について

平素より、本会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から各厚生局に連絡があり、かかりつけ薬剤師の施設基準での「医療に係わる地域活動」については、今後、次の通りの取り扱いとなります。

今までの審査基準により、対象外とされていた業務についても、今回の変更により、対象となる場合があります。

1. 自治体から委嘱を受けて業務を行っている場合、各薬局内で行う業務も含まれます。

例：広島県からの委託事業「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」等。

2. 行政機関や地域薬剤師会の協力のもとで実施している休日・夜間薬局への対応。

各支部が行っている夜間救急診療所への出勤、輪番制で行っている休日当番薬局も該当します。

3. 行政機関の依頼に基づく医療に係わる地域活動（薬と健康の週間、薬物乱用防止活動等）で、薬局内に会場を設け定期的に行う無料お薬相談・説明会なども該当します。

いずれの場合も、薬局として対応している場合は、届出に係わる薬剤師が当該業務に関与していることが必要です。

事業の周知のため薬局内にポスターを掲示しているのみでは要件を満たしている事にはならず、当該事業に積極的に参画することが必要です。

かかりつけ薬剤師等の「施設基準に係る届出添付書類」には「地域活動」に参加していることがわかる書類として、届出時までの過去1年間に医療に係わる地域活動の取組に主体的に参加していることがわかる文書を添付することになっています。但し、上記「2」の業務により申請する場合は、業務の内容、業務を行った日付などを記載した書類を作成し、添付することで結構です。

事務連絡

平成28年4月7日

都道府県薬剤師会
担当事務局 御中

日本薬剤師会
広報・情報室

日本薬剤師会に報告された調剤事故例について（平成27年度）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では都道府県薬剤師会のご協力を賜り、平成13年度より「調剤事故報告制度」を実施しております。

平成27年度に本会に報告された調剤事故例は別添のとおりですので、貴会において調剤事故防止に関する研修会を開催するなど、医療安全の推進のためにご活用いただければ幸いです。

記

- 平成27年度日本薬剤師会に報告された調剤事故等報告事例（H27.4.1～H28.3.31）

以上

別添

平成 27 年度 日本薬剤師会に報告された調剤事故等報告事例 (H27.4.1. ~)

	事故等の内容	患者の健康被害の状況・その後の経過等
事例 1	患者は39歳女性。「プレマリン錠0.625mg 1錠 分1 21日分 3/16から」、「デュファストン錠5mg 1錠 分1 11日分 3/26から」のところ薬袋の服用日指定が逆になっており、患者は薬袋記入通り服用した。	患者は、ホルモンバランスの周期が乱れたため、腹痛等の体調不良を起こした。月経周期を整える治療を開始する下地作りの状態までもどつてしまい、これまでの治療が無駄になった。
事例 2	患者は、1歳6ヶ月男性。「ペリアクチン」を10倍量で調剤する。	患者は、服用後、反応が鈍く、くたつとしていた。処方医からは通常量の薬を服用するよう指示があったが、高熱がでるため母親が薬の副作用を疑い別の医師に相談し、副作用ではないだろうと説明された。
事例 3	患者は、0歳11ヶ月女性。「アスペリンシロップ0.5%」を含む液剤を1回 2ml 服用のところ、投薬ビン及び計量カップに1回 6mlと記載し、患者は記載通り服用した。	患者は、服用後、傾眠と食欲不振の症状が現れた。処方医に連絡し呼吸低下のためうつぶせで寝かせないよう指示があった。その後食欲は上がってきたが母親は副作用が心配で検査受診を希望した。
事例 4	患者は、3歳女性。「セレニカR顆粒40% 220mg 分2(朝夕)10日」20包のところ、他処方薬が5日分であったため、薬全量は10日分計算のまま10包として調剤する。	服用開始当初はぐったりした症状で、風邪だと思い、眠気もあるようだった。医師から服用中止の指示があり、大学病院を受診し、診察・血液検査に異常は見られなかったため、1日220mgで服用再開した。
事例 5	患者は、87歳女性。「ルネスタ錠2mg」のところ、「レスタン錠2mg」を調剤する。	患者は、14日分服用した時点でお風呂場で転倒し、気を失い肩を強打した。それまでも意欲の低下がみられた。
事例 6	患者は、61歳男性。「アレロック錠5 2錠 1日2回 朝食後・睡前 28日分」のところ、「アテレック錠5」を調剤する。	患者は、服用後どちらかといえば血圧が低めの傾向にあった。
事例 7	患者は、49歳女性。「セレコックス錠100mg 2錠 分2朝夕食後、サイトテック錠200 2錠 分2朝夕食後」のところ、それぞれ「分1朝食後」で調剤し、投薬する。	患者は、服用後、頭痛、下痢、吐き気の症状がでるため胃腸炎と思い受診した。その後再度服用し同様の症状がでた。現在は症状なし。
事例 8	患者の年齢及び性別は不明。「ベンザリン錠5」のところ 「ベンザリン錠10」を調剤する。	患者は、服用後、薬が効きすぎているためかばんやりした。
事例 9	患者は、61歳女性。「エチゾラム錠1mg 1錠 分1就寝前、リリカカプセル75mg 3カプセル 分1夕食後、セレコックス錠100mg 2錠 分2朝夕食後」が他の患者に処方されていたが気付かず当該患者に交付する。	患者は、リリカ75mg 3カプセルを2日分、セレコックス100mg 1錠ずつを3回、エチゾラム1mgを1回服用後、ひどいめまい、吐き気があり服用を中止し翌日に近隣の医院を受診しドンペリドン錠10mg 3錠が処方された。現在はめまい、吐き気の症状なし。
事例10	患者は、48歳男性。「レボカバストン塩酸塩点眼液」のところ、「レボフロキサン点眼液」を調剤する	患者は、使用後、目の腫れと充血による不快を感じた。

事例11	患者は、6歳男性。「アドエア50エアゾール120吸入用」のところ、「アドエア250エアゾール120吸入用」を調剤する。	患者は、2回吸入後、体調不良（頭痛、湿疹、痒み、下痢等）を訴え、医療機関を受診した。
事例12	患者は、59歳男性。併用薬の確認不足により、「ワーファリン」服用中に患者に併用注意薬である「フロリードゲル経口用2%」を調剤する。	患者は、服用後、右足の内出血による痛みと腫れの症状が現れた。ワーファリンをフロリードゲルの相互作用によるものと考えられ入院、その後退院した。
事例13	患者は、15歳男性。「トピナ100mg 2錠、トピナ錠50mg 2錠 分2朝夕食後」のところ、「トピナ錠100mg 2錠、トピナ錠25mg 2錠 分2朝夕食後」を調剤する。	患者は、以前から繰り返していたてんかん症状が現れた。
事例14	患者は、64歳女性。「オキシコンチン錠20mg 2錠 分2朝夕食後 28日分」のところ、「オキシコンチン錠5mg 2錠 分2朝夕食後 28日分」を調剤する。	患者は、痛みがうまくとれていなかった。
事例15	患者は、65歳女性。患者の薬を入れた袋の中に、他の患者の名前が記載された「エクメット配合錠HD」入りの薬袋が入っていた。	患者は、4日間服用後、低血糖症状により嘔吐を繰り返し救急搬送され、ブドウ糖投与後一旦改善し帰宅した。翌日透析後に入院し、その後退院した。
事例16	患者は、89歳女性。「ダイアート錠30mg 2錠 1日1回朝食後」のところ、「ダイアート錠60mg錠 1日1回朝食後」を調剤する。	患者は、服用後、下痢が1週間程続き、腎機能が悪かったため入院となった。
事例17	患者は、74歳女性。「プレドニゾロン錠1mg」のところ、「プレドニゾロン錠5mg」を調剤する。	患者は、再入院してプレドニゾロン錠の減量を継続することとなった。

[参考] 日本薬剤師会に報告された調剤事故件数

平成13年度	-	45件
平成14年度	-	47件
平成15年度	-	38件
平成16年度	-	18件
平成17年度	-	27件
平成18年度	-	33件
平成19年度	-	33件
平成20年度	-	27件
平成21年度	-	35件
平成22年度	-	30件
平成23年度	-	22件
平成24年度	-	33件
平成25年度	-	27件
平成26年度	-	27件
平成27年度	-	17件

国会レポート 平成28年度予算成立



参議院議員・薬学博士
藤井もとゆき

都心の桜は春の陽光を浴びて満開を迎え、新入生や新社会人の門出に華を添えています。3月28日には、第101回の薬剤師国家試験の結果発表も行われ、約11,500人の新たな薬剤師が誕生しました。これから病院や薬局などそれぞれの職場で力を発揮し、医療の質向上に貢献してくれるものと期待しています。

春の訪れとともにスポーツも真っ盛り、第88回選抜高校野球大会は、奈良の智弁学園が延長戦の末に古豪の高松商業を破り、念願の初優勝を飾りました。奈良県勢としては選抜大会19年ぶりの快挙となりました。日本のプロ野球は3月25日にセ・パ両リーグで同時に開幕、アメリカ大リーグも4月3日に開幕し、今季から大リーグに移籍した前田健太投手は、デビュー戦を見事勝利で飾りました。

さて、平成28年度予算案は3月29日午後の参議院本会議で可決、成立しました。一般会計の予算総額は4年連続で過去最高額を更新する98兆7218億円となりました。このうち年金や医療等の社会保障に要する費用も31兆9738億円と過去最大となっています。

今回の予算編成課程においては、社会保障費の自然増を5千億円内に収めようとする財政当局の方針もあって、医療費の改定財源を如何にして確保するかが大きな課題として関係者の注目するところとなりました。特に調剤報酬を巡っては大幅な減額という厳しい見方もされていましたが、結果的には診療報酬本体はプラス0.49%、医科と調剤の比率は1:0.3となり、日本薬剤師会が要望していた従来比率を保った公平な改定となりました。一方でその財源の大部分を医薬品産業界が負うこととなったことは、忘れてはならないと思います。殊に“特例的な市場拡大再算定”は、企業の新薬開発意欲を削ぐことにもつながりかねません。成長産業として期待される医薬品産業の育成と、我が国の優れた国民皆保険制度の維持とをバランスを取りながら如何にして進めていくか、今後の大きな政策課題であると認識しています。

また、今回は調剤報酬の抜本的な見直しが行われました。「かかりつけ薬剤師指導料」、「かかりつけ薬剤師包括管理料」を新設するなど、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を高く評価するものとなりました。かかりつけ薬剤師として、算定要件を満たすためには、患者の同意を得ることや研修認定を取得していることなど、いくつかの基準をクリアしなければなりませんが、これこそが国民の薬剤師に対する期待の表れでもあります。「患者のための薬局ビジョン」が示した対物業務から対人業務への転換、まさに薬剤師の本来の力量が試されているのだと思います。

こうした社会の要請に対して薬剤師が応えきれないのであれば、その未来は見通せなど言っても過言ではないと思います。将来薬剤師を目指す若者たちに大きな希望を与えられるよう、先生方と一緒にになって、かかりつけ薬剤師・薬局の定着に向けて取り組んで行きたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

日本薬理学会 市民公開講座

演題

ここまでわかったうつ病 ～脳科学を応用した最先端治療への挑戦～

講師

山脇成人 教授

広島大学医歯薬保健学研究院
精神神経医科学



講演概要

急増するうつ病は、休職・自殺などとも関連し、社会問題化しているが、その病像は多様であり、未だ客観的診断法は存在していない。うつ病は複雑な脳の機能異常で発症するため、その病因解明は容易ではないが、最新の脳科学研究の進歩はそれを可能にしつつある。

本講演では、脳機能を可視化(見える化)する機能的MRIを用いたうつ病の脳内メカニズムの解明と、コンピューター科学と連携したうつ病の客観的診断法の開発について紹介する。また、うつ病患者が自身の脳活動をモニターしながら治療するニューロフィードバックという抗うつ薬治療とは異なる、革新的なうつ病治療への挑戦についても紹介する。

入場無料

(登録不要:定員100名)
「薬剤師研修センター認定学術集会」

日時

平成28年6月24日(金)
19:00～20:30(開場16:30)

場所

広島県医師会館
(JR広島駅北側)
広島市東区二葉の里3-2-3

【お問い合わせ先】 広島大学大学院医歯薬保健学研究院・治療薬効学研究室
Tel: 082-257-5332 E-mail: jpskinki129@hiroshima-u.ac.jp

広島県薬剤師会誌 No.263 2016 Vol.41 No.3 (平成28年5月1日発行)

定価300円

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号
電話(082) 246-4317(代) FAX(082) 249-4589
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。